

資料編

ハンセン病家族訴訟、 ホテル宿泊拒否事件の資料分析 WG 報告書

令和 5(2023)年 3 月

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会

緒言

2021(令和3)年7月31日に発足した「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」の「有識者会議」では、このかん、2つの重要検討課題に取り組んできた。

一つは、国の施策の現状と改善の方向の検討であり、厚生労働省ヒアリングWG、法務省ヒアリングWG、文部科学省ヒアリングWGを設置して、精力的に省庁ヒアリングを実施し、その結果をふまえて施策提言の方向性をまとめた「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討調査 中間報告書」を2022(令和4)年7月に提出した。

いま一つは、ハンセン病に係る偏見差別の今日的状況の検討であり、そのために、家族訴訟原告陳述書等分析WG(以下、陳述書WG)とホテル宿泊拒否事件資料分析WG(以下、差別文書WG)を設置して、作業を進めてきた。

具体的には、2022(令和4)年3月24日に第1回の陳述書WGを、翌3月25日に第1回の差別文書WGを開催(会議はすべてZoomによるミーティング)。この2つの資料分析WGは、関与する委員の顔ぶれがほぼ重複していたので、第2回以降は合同で開催することとし、4月18日の第2回WGでは、「有識者会議」委員でもある潮谷義子元熊本県知事からのヒアリングを実施。5月23日の第3回WGでは、ハンセン病家族訴訟弁護団の久保井摂弁護士と大槻倫子弁護士からのヒアリングを実施。6月16日の第4回WG、7月14日の第5回WGでの意見交換によって問題意識の明確化と共有化をはかり、自薦他薦による起草メンバー5名による分析作業、執筆作業を進めながら、WG起草メンバー会議の第1回を7月17日に、第2回を7月24日に、第3回を7月31日に、第4回を8月14日に、第5回を8月28日に、第6回を9月11日に、第7回を9月23日に、第8回を10月8日に、第9回を11月5日に開催して、メンバー相互の議論を深めながら、本報告書の完成を期した。結局、2023年1月22日までに13回の会議をもった。

これら2つの資料分析において、方法論的な特徴は、長年にわたるハンセン病問題の調査研究の蓄積による知見を踏まえた資料の解読と、「計量テキスト分析」という社会学分野における最新の研究法を併用したことである。このような分析手続きが、分析結果の妥当性、信頼性を高めることになったものと、われわれは確信している。

詳細は本報告書に譲るが、家族原告らの陳述書等の分析の結果得られた知見としては、①その被害の凄まじさ、②被害は「昔のこと」ではなく、結婚差別の問題に見られるように、残念ながら、その継続性、現在性は明らかであること、③「偏見差別を受ける地位に置かれた」ことによるさまざまな差別被害は、部落差別問題や在日コリアン問題など、他の社会的差別でも共通して見られる事象であるが、「家族関係形成阻害」と「秘密を抱えて生きざるを得ない被害」に集中的にあらわれる点において、ハンセン病問題に特徴的な被害と言わざるを得ない。

宿泊拒否事件に際して菊池恵楓園入所者自治会に送りつけられてきた差別文書の分析の結果得られた知見としては、①ハンセン病の病歴者に対する忌避排除の態度は、「見下し・嫌悪」と「自粛強要」の意識を核として成り立っていること、②差別文書の書き手たちは、そのような自らの差別意識の表出に際して、不当にも宿泊拒否の拳に出た「加害者への同情」の言説を持ち出すことで、自己正当化、自己合理化に躍起になっていたこと、③そのような自己正当化によって、差別者たちは自らの差別性に気づくことのない虚偽意識の状態にあること、であった。

国は、以上のような特徴をもつ社会的差別を、「強制隔離政策」と「無らい県運動」の展開によって作

り出してしまったのであり、その偏見差別を除去すべき施策を、今度こそ、本格的なものとして取り組んでいかなければならない。

2023(令和5)年1月30日
ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
副座長 福岡安則

目次

| | |
|---|----|
| 第一編 「人生被害」を生きてきたハンセン病家族たち——ハンセン病家族訴訟原告「陳述書」等の分析 | 1 |
| 第一章 「追悼式典」遺族代表挨拶 | 1 |
| 1 はじめに..... | 1 |
| 第二章 家族原告らの「陳述書」等の解読——被害の深刻さと被害の継続性・現在性 | 24 |
| 1 検討資料としての「陳述書」等 | 24 |
| 2 偏見差別を受ける地位に置かれた被害 | 26 |
| 3 家族関係の形成を阻害された被害..... | 39 |
| 4 秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害 | 55 |
| 第三章 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析..... | 69 |
| 1 データ | 69 |
| 2 分析 1(概念の記述統計)..... | 70 |
| 3 分析 2(概念の共起ネットワーク) | 71 |
| 第四章 家族関係の形成を阻害されたハンセン病家族の人生被害(計量的集計)..... | 76 |
| 1 はじめに..... | 76 |
| 2 データ..... | 76 |
| 3 被害の分布..... | 76 |
| | |
| 第二編 自己正当化に躍起の「差別文書」送付者たち——宿泊拒否事件に際しての差別文書の分析 | 79 |
| 第一章 宿泊拒否事件に際して入所者に送付された差別文書の意味するもの | 79 |
| 1 はじめに..... | 79 |
| 2 分析の対象とする文書の概要 | 80 |
| 3 今回の分析の目的と方法について..... | 81 |
| 第二章 差別文書の背景事情について | 81 |
| 1 はじめに..... | 81 |
| 2 本件差別文書の時代的背景について | 82 |
| 3 宿泊拒否事件の経過と差別文書..... | 83 |
| 第三章 差別文書の内容における分類 | 84 |
| 1 はじめに..... | 84 |
| 2 差別文書におけるハンセン病隔離政策評価の態様と特徴 | 84 |
| 3 差別文書における啓発活動に対する見解の態様と特徴 | 88 |
| 4 差別文書における非難の対象ごとの分類とその差別性 | 89 |
| 第四章 宿泊拒否事件に際しての差別文書の計量テキスト分析 | 91 |
| 1 データ | 91 |
| 2 分析 1(概念の記述統計)..... | 91 |

| | |
|---|-----|
| 3 分析 2(概念の共起ネットワーク) | 93 |
| 4 まとめと議論 | 95 |
| | |
| 第三編 偏見差別の解消に向けて必要とされる課題——差別被害の現状と差別意識の構造をふまえて | 103 |
| 第一章 国の現状認識の問題性..... | 103 |
| 第二章 家族原告らの「陳述書」等の分析——差別被害の実情..... | 104 |
| 第三章 宿泊拒否事件に際しての「差別文書」の分析——差別意識の構造..... | 105 |

第一編 「人生被害」を生きてきたハンセン病家族たち——ハンセン病家族訴訟原告「陳述書」等の分析

第一章「追悼式典」遺族代表挨拶

1 はじめに

ハンセン病の病歴者とその家族たちは、国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」によって、「偏見差別を受ける地位」に置かれ、2001(平成 13)年の『らい予防法』違憲国家賠償請求訴訟¹(以下「国賠訴訟」)判決でも、2019(令和元)年の「ハンセン病家族違憲国家賠償請求訴訟」(以下「家族訴訟」)判決でも、その受けた被害は「人生被害」と言うほかないものであると判示された。

ここに、かれらの「人生被害」を克明に言い表した 13 編の文章がある。

毎年、原則として 6 月 22 日に厚労省の主催で執り行われてきた「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典での「遺族代表挨拶」である。遺族代表挨拶は、2010(平成 22)年の追悼式典ではじめておこなわれ、2022(令和 4)年までに 11 人のハンセン病家族によって 13 の挨拶がなされた。

しかるに、例年、式次第の最後に回されてきたこともあって、遺族であるハンセン病家族が涙ながらに語る「遺族代表挨拶」を、政府関係者や国会議員の参列者は、主催者である厚労大臣など僅かな人間をべつにして、ことごとく「用務のため退席」してしまって、耳を傾げないできた。このことについては、2022(令和 4)年 6 月 22 日午後の厚労省内会議室での「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会に関する三省意見交換会」の席上でも、当事者サイドからきつい苦言が呈されている。あらためて、この機会に、本報告書に再録した「遺族代表挨拶」の家族の声を、心をこめて、耳を澄ませて、聴いてほしいものである。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための取り組みは、被害当事者の訴え、生の声に耳を傾けるところから始められなければならない。

(1) 2010 年度遺族代表挨拶¹

奥晴海

わたしは、奄美大島からまいりました奥晴海と申します。わたしの両親はともに奄美大島出身で、母は、戦前にハンセン病を発症し、鹿児島県の星塚敬愛園に収容されました。けれど戦争の混乱に乗じて脱走し、いっしょに逃げた父と籍を入れ、福岡県筑豊の炭鉱で暮らしているときにわたしが生まれました。両親の逃亡生活は長く続かず、昭和 25 年 12 月 26 日、夫婦ともに菊池恵楓園に収容されました。父はハンセン病ではなかったのですが、足の障害が出ていたので、「夫婦同体だ」といわれ、いやおうなく入所させ

¹ 2010(平成 22)年 6 月 22 日、東京都千代田区平河町の全国都市会館にて、厚生労働省の主催で「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典が挙行された。この式典は、じつは、前年の 2009(平成 21)年度が初回であったのだが、「追悼」式典と謳いながら、このときは「ハンセン病遺族・家族の会」である「れんげ草の会」にはなんの通知もなかった。式典が終わってからこれを知った遺族たちは怒り、弁護団を通じて厚労省に抗議した。かくして、第 2 回の 2010(平成 22)年度からは、式典の締め括りに「遺族代表挨拶」の時間が盛り込まれることになった。

この日、最後の挨拶に立った遺族代表の奥晴海(おく・はるみ)さんの挨拶が始まると、その場の雰囲気が一瞬にして引き締まった。そして、彼女が語りおえたとき、拍手の波が会場全体に広がった。なお、奥晴海さんは、2016(平成 28)年に提訴された「ハンセン病家族訴訟」では原告番号「9番」として原告の一員となっている。

られたそうです。4歳だったわたしは、両親から引き離され、未感染児童保育所である龍田寮に入れられ、昭和28年4月、保育所の敷地内にあった分校に入学しました。ちょうど黒髪小学校事件がおきたころで、外の子どもたちから石を投げられたこと、分校の前に大人が集まってワァワァ騒いでいたことを覚えています。

翌年の夏休み、わたしは父に連れられて奄美大島に渡り、母の妹に預けられました。当時の奄美大島はアメリカから返還されたばかりで、わたしが預けられた集落は、電気もなく、夜は真っ暗でした。まわりを高い山に囲まれていて、まるですり鉢の底に落とされたようなかんじでした。そんなところに、父は、わたしをひとり置いて[涙ぐみながら]はっきり別れを告げることもなく、騙すようにして、いつのまにか恵楓園に帰っていました。奄美に来てはじめて、母方の祖母もまたハンセン病で奄美和光園に収容されていることを知りました。わたしが預けられた叔母は、母や祖母の病気のことで離婚させられ、ひとりで幼い子ども2人を育てていました。わたしはその叔母から幾度となくつらい仕打ちを受けました。寒い冬の空に、家の外に出され、樹の下から星を見上げて声をこらして泣いたこと。はしかにかかったとき、看病してくれる人もいず、ひとり高熱と身体のだるさにうなされながら「なぜ、母ちゃんは来てくれないんだろうか」と恨んだことなどを思い出します。小さい集落のこと、祖母と母の病気のことを知らない者はおらず、わたしは島の言葉で「ガシynchューヌ、クワンチャーヌ」、「病人の子ども」とあからさまに蔑まれて育ちました。

昭和32年1月29日、母が恵楓園から奄美和光園に移って来ました。前年の12月10日に恵楓園で亡くなった父と、筑豊で生まれてすぐに亡くなったわたしの弟と、小さい骨壺を2つ抱えての帰郷でした。2人のお骨が、父の姉のお墓に納められました。それから長期の休みのたびに、わたしは和光園に忍び込むようになりました。職員にみつかるとうり返されるので、必ず裏道を通りました。朝早く、芋と味噌を入れたカゴを背負い、2時間船に乗って名瀬の港に着き、そこからさらに山越えをして、ケモノ道を通り、ハブや人さらいの姿に怯えながら、母恋しさに、和光園の火葬場近くに駆け下りました。職員の目を盗んで母に甘え、夜は狭い布団にもぐりこんで母といっしょに眠りました。わたしが安らげる場所こそしかありませんでした。中学校を卒業すると紬(つむぎ)織りの仕事につきましたが、そこでも「病気の子ども」といってはいじめられました。運命と諦め、歯をくいしばって生きてはきましたが、ときには「どうしてわたしだけがこんなに難儀するのか、と親を恨み、逃げ出したくなりました。

昭和57年、わたしはありのままのわたしを受け入れてくれる人と出会うことができ結婚をし、やっと田舎を離れることができました。母がわたしの家を訪ねたことは一度もありません。和光園の外に出ることじたい、ほとんどありませんでした。わたしが訪ねるたびに母は、申し訳なきように「いつまで通わすかねえ。自分が早く死んだら来なくてよくなるのにねえ」と言っていました。母は晩年、脳梗塞の発作を繰り返し、平成8年6月28日、息を引き取りました。亡くなるまでの2カ月間、わたしはずっと和光園に留まり、付き添っていました。和光園で行われた法要のあと、骨壺は引き取ってはいましたが、平成15年にお墓をつくって、父と母、そして弟のお骨を納めました。

両親と祖母のことを、わたしはずっと誰にも語ることなく、自分の胸にしまっただけでしたが、はじめて話をしたのは[平成13年の]熊本判決のあと、遺族提訴をしたときのことで、黒髪小学校事件のこと、龍田寮のこと。父親の自転車の荷台から見た恵楓園のヒノキ林のことを、問われるまま、記憶を手繰りよせて語るうちに、それまで夢の中のことのようにはっきりしなかったさまざまな思い出が甦ってきて、失った子ども時代を取り戻せました。過去と今がつながり、自分が何者か、ようやくわかったと思いました。同時に、これが10年か20年前にできていれば、わたしの人生はどんなに変わっていたらという後悔

も募りました。

わたしは両親がいたにもかかわらず、「らい予防法」のために、孤児として生きなければなりませんでした。日本にはわたしのようなハンセン孤児がたくさんいます。裁判をきっかけに、そんなハンセン孤児の幾人(いくびと)かと知り合うことができました。いま、わたしたちは、「れんげ草の会」という遺族・家族の会をつくって年数回の集まりをもっています。このつながりは、わたしにとってかけがえのないものです。おなじ秘密と悩みを抱えて生きてきたハンセン孤児の前では、安心して語り、裸の思いをぶつけ合うことができます。それぞれ事情を抱え、ときには大喧嘩になることもあります。どんなに言い合ったあとでも、奥深いところでつながった友達であるという確信は揺らぐことはありません。けれど、こうしたつながりをもつことのできた人は、ほんとうにわずかです。大半のハンセン孤児はいまだに声を上げられず、つながりをもてず、自分の中に隠しもった秘密の重さに苦しんでいます。

6月22日が「追悼の日」と定められ、追悼式が行われることになったことを、わたしは昨年、ニュースではじめて知り、愕然としました。とりわけ、病気でもなかったのに収容されて、若くして命を失った父の無念を思うと、心が震えてどうしようもありませんでした。わたしは、いまもたびたび和光園を訪れます。和光園にかぎらず、園の納骨堂はどこも、つねに、たくさんのお花や蠟燭、線香でまつられ、お参りする人も姿が絶えません。熊本判決ののちには大臣や副大臣も訪れてお参りをしています。けれど、わたしの両親をはじめ、家族が引き取ったお骨はどうでしょうか。限られた家族が人目を気にしながらお参りするだけ。多くは、それさえかなわずに荒れたままになっているのではないのでしょうか。国や県が反省し、追悼するというのなら、そのような一つひとつのお墓に向いてこそ、手を合わせ、謝罪すべきではないのでしょうか。そして、追悼式を開催するにあたって、隠れ潜み、顔を上げることのできない多くのハンセン孤児が、胸を張って参列できるような手立てこそが講じられるべきではないのでしょうか。きょう、わたしは、数知れないハンセン孤児を代表し、わたしたちがいまだに抱える被害、そして、とくに、別れを告げることのかなわなかった父への思いを込めて、ここに立たせていただきました。この追悼式が名前だけのものにとどまらず、真に、犠牲になった方々を追悼し、差別を解消する力をもつこととなることを強く願って、わたしの追悼の言葉とします。

(2) 2011年度遺族代表挨拶²

奥晴海

家族、遺族を代表し、ご挨拶をさせていただき奄美和光園の遺族の奥晴海です。

まずは、私の母や祖母を含め、「らい予防法」による苦難の中で亡くなった、多くの方々の御霊に、心より哀悼の意を表(ひょう)します。

昨年、私は、この式典で、「らい予防法」によって親とのつながりを奪われ、孤児となった私たちは、「ハンセン孤児」ともいうべき存在であること、裁判を通じて同じ境遇の人たちと巡り逢い、語り合うことによって過去を取り戻そうとしていることについて、お話しさせていただきました。私たちの絆は今日まで続き、本日もいくたりかのハンセン孤児が参列しています。

熊本判決の確定から10年を経た今年は、私たちにとっても節目の年です。親たちを、そして私たちを、徹底的に苦しめ、根底から傷つけた「らい予防法」の問題。それを、将来にどう伝えていくのか。和光園

² 2011(平成23)年には、厚労省前に「追悼の碑」が建てられ、除幕式を兼ねた式典も厚労省正面玄関脇の前庭に移された。前年までとは異なり、招待された者しか式典に参加できなくなった。この奥晴海さんの挨拶文は、ご本人からの読み上げ原稿の提供による。

をはじめとするハンセン病療養所の将来をどうするのか。しっかり目を開けて、国が今、どう、臨もうとしているのか、何うために奄美大島から参りました。

東日本大震災の被害は、遠く奄美に住まう私たちの胸にも深く届いています。災厄の被害をもっとも大きくこうむるのは、社会的弱者であることを、そして多数の弱い人たちの立ち上がりを支えることがいかに大切なことかを、私たちはあらためて知りました。一刻も早い復興を心から願ってやみませんが、地に根ざした復興を支えるのは、そのとき社会の底辺にあり、もっとも弱い人たちを、力強く支える政治のあり方ではないでしょうか。

それは、貧しさや、差別の連鎖を断つ、力強い政治です。

私たちの親、そして私たちが被ってきた苦しみをつぶさに追い、そこに学んでこそ、明日のための礎を築く営みは、始まるものと確信しています。

私たちは、一度振り上げ、空にかざしたこの拳を、けっして下ろしません。すべての、弱い立場にある者たちが、胸を張り、希望に満ちた明日を語ることでできる社会の実現をめざし、社会にいるすべての方々と、手をつなぎながら活動していくことを誓って、追悼の言葉とさせていただきます。

(3) 2012 年度遺族代表挨拶³

赤塚興一

鹿児島県奄美市から参りました赤塚興一と申します。本日、政府の主権によってこのような追悼式が開催され、小宮山〔洋子〕厚生労働大臣をはじめ関係者のみなさまがハンセン病に対する人権無視の差別偏見をなくしていくための固い決意をもってここに出席されていることに深い感銘を受けております。

わたくしの父は奄美和光園に 42 年間隔離されておりました。父は優れた農業技師でしたが、ハンセン病を発症し、奄美和光園に収容されました。わたしが小学校 3 年生、すぐ下の弟が小学校 2 年生の時でした。いちばん下は入学前でした。

わたしどもの自宅は、奄美和光園からわずか 2 キロの距離のところにありました。父の入所は地域の者だれもが知っておりました。島ではハンセン病患者のことを「コジキ」と呼んでおりました。わたしたち兄弟は「コジキ」呼ばわりされておりました。人から嘲(あざけ)られ、なんでわたしたちがこんな目に遭わなければならないのかと、悔しい思いを何度も致しました。

わたくしは大好きだった父がしだいに疎ましくなってきました。わたくしは学校での成績があまり悪くはなく、父の自慢の息子であったと思います。その息子が父を疎ましく思っていることに、父が気づかないわけがありません。あの頃の父の気持ちを思うと、自分が情けなく、胸が張り裂けそうになります。

島での暗い子ども時代から逃れたくて、わたくしは一時、東京に出て働きました。その都会で、あるとき、映画「ベン・ハー」を観ました。ハンセン病に侵された家族の思いに涙があふれ、島に戻り、父と向かい合おうと思いました。そして奄美大島に職を得て、結婚をし、家庭をもちました。

父はときどき、園に許された日、あるいは脱走したりして戻ってくることもありましたが、父と向かい合おうと思って郷里に戻ったわたくしですが、ほんとに、もっと真剣に父に向かい合えばよかったんですが、どうしても、父が来ると、まわりの目が気になりました。父は一度自宅に来ると、居心地がいいのか、なかなか園に帰りたがりませんでした。そんなときわたくしは内心「早く園に帰ってくれ、と心の中では思っ

³ 2012(平成 24)年度遺族代表の赤塚興一さんは、「れんげ草の会」会長で、2016(平成 28)年からの家族訴訟では原告番号 2 番。

おりました。

たった2キロ先の和光園は、自由になんの憂いもなく堂々と行き来できる場所ではありませんでした。父は、わたしたち兄弟3人の結婚式には一度も参加しておりません。また、わたしたちからも必死になって参加させようとはしませんでした。

父は老いてからは盆と正月ぐらいにしか帰ってきませんでした。昼間に堂々と自分の家に帰ってきたことはなく、つねに人目を気づかって、日が暮れた頃にわたしたちが車でそうっと迎えに行っておりました。わたしたち家族にとっては、この2キロがどんなに遠い距離に思えたことでしょう。

平成2年11月に父は亡くなりました。療養所内のみずばらしい火葬場で灰にされました。当時、ハンセン病療養所の者は公的な火葬場を使うことが許されておりませんでした。

父の死後、わたくしはもっと親身にしてやればよかった、もっと父の話を聞いてやればよかったと悔やまれることばかりでした。

1998年に国賠訴訟が始まり、最初は応援するつもりでいたのですが、遺族も提訴できると弁護士の先生方に言われ、わたくしは母や弟たちと一緒に原告になりました。2001年の熊本判決を聞いたとき、どんなに嬉しかったことでしょう。父が生きておれば、きっと躍り上がって喜んだことでしょう。ところが、その後、国は「遺族は賠償(あれ)しない」と言明し、遺族の裁判はさらに長く、8カ月ぐらい続いたのでしょうか、長く続くことになりました。その裁判のなかで、わたくしは遺族の代表として、和解を勝ち取るために名乗りました。わたくしが遺族の代表となれたのは、当時、わたくしのほかに誰も顔と名前を出すことができなかったからです。

わたくしはこの裁判を通じて、多くの遺族と出会うことができました。どの人もさまざまな苦悩を抱え、深く傷ついていました。しかも、その苦悩を誰にも話すことができず、ハンセン病の家族であったことを秘密にして生きておりました。いま、わたしたちは、そういう遺族・家族の会として「れんげ草の会」という会を立ち上げて活動を続けております。わたくしはその会長をつとめております。

2001年の熊本判決後、政府におかれましては、さまざまな施策をおこなっておられますことには深い敬意を表します。しかしながら、社会のなかで隠れて生きなければならない遺族・家族の状況はなんら変わっておりません。「れんげ草の会」に出てこられる方々、まだまだ少数です。今後よりいっそう、政府が差別や偏見を解消するための取り組みを強化され、多くの人たちの心が癒されるように、安らかな社会になりますことを祈念申し上げまして、わたくしの慰霊の言葉といたします。

遺族代表 れんげ草の会会長 赤塚興一

(4) 2013年度遺族代表挨拶⁴

宮里良子

「慰霊祭によせて」

わたしはあの日のことを忘れることはできません。あの日、わたしの前に大きな灰色のトラックが現れ、その荷台に母が乗せられていました。母はわたしの名を呼びながら、泣き叫んでいました。わたしも「かあちゃん、行かんでえ。行かんでえ」と泣き叫びながら、走り去るトラックを追いかけました。

わたしは4歳まで両親に育てられた、ハンセン病の患者の子どもです。両親はわたしを出産するため、鹿児島之星塚敬愛園を逃走していたのです。

⁴ 宮里良子(りょうこ)さんは、「れんげ草の会」会員で、2016(平成28)年からの家族訴訟では原告番号5番。

学童期は、年に 2 回は叔父または祖母が敬愛園に連れて行ってくれました。そして両親と机を挟んで面会させられました。4 歳まで一緒に暮らすことができたのに、なんで引き裂かれ、このようなかたちでしか会えないのか不思議でした。

両親は、隔離のなかでわたしの将来を案じていました。偏見差別に耐えていってほしいと願い、看護婦になることを勧めました。わたしもそう考えて、中学校を卒業すると長島愛生園の准看護学校を受験したのです。ところが、入学して間もない頃のことでした。2 人の先輩がそばにきて、「あんたが入学するとき、大変だったんだよ。教務の先生が、こんな子をこんなところに入学させるなんて、どうかと思うわ、と言っておられたよ」。さらに「あんたは、二十歳(はたち)ぐらいになったら自殺してるよ。ねえ、あんたもそう思わない?」わたしは返す言葉がなくて、「そうかもしれません」と応えました。これが看護婦をめざしている人の言葉なんだろうか。この言葉が、わたしの深い傷になりました。

卒業と同時に、わたしのことを知る人のいない職場に就職しました。しかしある日、先輩から出身校について尋ねられ、うっかり「長島愛生園の看護学校です」と答えたとき、「もう、あんたにはハンセン病がうつっているよ」と言われました。そのときからわたしは、「両親は死んでいない、というふうに通そうと心に決め、以後 40 年以上の歳月を偽りのなかで生きてきました。

結婚する際も、夫になってくれた人には真実を話しました。でも、いざ結婚となると、「おれの家には黙っていてくれ」と言うので、それを守りきるのに必死でした。子どもにも話せませんでした。昭和 53 年 12 月の終わり、「チチ、キトク」の知らせを受け、「姉が危篤だ、と言って仕事を休み、敬愛園に駆けつけました。父はわたしの顔をじっと見て、「帰れ、帰れ」と言いました。それが最期の言葉でした。わたしはそのとき「[治療は]もう、いいがな」と言ってしまったのです。長びいたら、姑にどんな言い訳をしたらよいだろうかと、なかばパニックになっていたのです。

葬儀を終えて帰宅したとき、姑には「姉は回復した」と嘘の報告をしました。しかし、夜になると、わたしは父を殺したという後悔にさいなまれ、布団にもぐって、幾晩も泣き明かしました。

それからは、母には父と同じような最期を迎えさせたくないと考えようになりました。そのためには、偽りの生活をやめなければならない。離婚するしかない、この機会に。昭和 58 年、子どもたちには両親のことを打ち明けました。子どもたちは、親を大事にしなかったことに憤り、母に会いに行きたいと言ってくれました。その言葉に背中を押され、離婚に踏み切ることができました。

離婚して、なにより嬉しかったのは、母との電話です。誰に憚ることもなく、大声で語り合う時間は、母とわたしの絆を強め、苦しいときを支え合うことができました。予防法が廃止された平成 8 年には、母親を故郷に連れて帰ることもできました。母は平成 12 年に亡くなりました。晩年は、腎不全や心筋梗塞など、幾度となく大病を患い、最後は肝臓ガンと診断されました。

母の病状を知らされるたびに、わたしは休みを取って駆けつけ、何日も付き添うこともありました。そのために、〔勤務先の〕病院には嘘をつかなければなりません。長島の准看護婦時代、看護学院と、そして看護婦として働くようになってから、そういう先輩から投げつけられた心ない言葉が、わたしの胸に深く刺さったままでした。両親がハンセン病であったこと、いまでも療養所にいることだけは、けっして知られてはならない。嘘をついて生きているわたしは、ほんとに綱渡りをしているようでした。

母の最期は、母の部屋で、母と二人で迎えたい。それがわたしの最大の望みでした。職場で頻繁に長の休みを取り続けていたわたしは、いよいよというとき、長期の休みをとることはできず、結局は、母の病気で最期の日を迎えることになりました。

母の死についても、わたしは偽りを演じなければなりません。わたしの働いていた職場では、職

員の一親等の親族が死亡した場合は身近な同僚が葬儀に参列する慣わしになっていたのです。わたしは、もう〔葬儀は〕すんだと報告することで、同僚の参列をまぬがれたのです。

偽りの生活を余儀なくされているのは、わたしだけではありません。ハンセン病患者を身内にもった者は、例外なく、嘘を強いられています。これが強制隔離政策がもたらした偏見差別の恐ろしさです。両親がわたしの幸せを願い、そこには偏見差別はないだろうと勧めてくれた医療従事者の世界。わたしにとってその世界は、事実を隠す以外に生きていけない世界でした。退職するまでひとときも心が休まることはありませんでした。だからこそ、わたしは手記『『生まれてはならない子として』2011年』を書きました。……そして、なによりも、医療従事者にむけて、わたしの経験を話したかったのです。

手記を書きながら、わたしは深く知ったことがあります。それは試練を与えてくれた人が、この手記を書かせてくれたと思えるようになったことでした。わたしのなかには、まだ、深い深い傷があります。けれど、その傷があるからこそ、わたしだけが伝えられることがあると思うのです。ある医療従事者の友人に、思いきってすべてを話したことがありました。その人は、わかってくれただけではなく、「あなたはお父さんとお母さんに大きな使命をもらって生まれてきたんだね」って言うてくれました。みずから医療従事者として、ハンセン病だった両親のことを隠し続けたわたしだからこそ、わたしが経験してきた事実を伝える使命がある。そう思い直して、わたしはここに立っています。(このあとの結びの言葉の部分、残念ながら、雨音が強く、聞き取れず。)⁵

平成 25 年 6 月 21 日 遺族代表 宮里良子

(5) 2014 年度遺族代表挨拶⁶

黄光男

「背負わされた罪」

尼崎から来ましたファンと言います。いま、碑の前に、わたしの亡くなりました父と母の遺影を持ってきましたので、ちょっと置かしてもらいました。

みなさんは、この追悼の碑の前で、何を報告され、そして何を誓ったのでしょうか？「らい予防法」という間違った法律のために、こんな家族があったんだというお話をいまからいたします。

わたしの父は、1920年、当時は日本の植民地であった朝鮮半島で生まれ、14歳のときに、〔1922年生まれの〕母は16歳のときに、この日本へ渡ってきました。

わたしは1955年、昭和30年に、大阪府吹田市で生まれました。そのときの家族は父と母、そして10歳上の姉と5歳上の姉の5人家族でした。祖父や祖母、オジやオバたちは、みんな朝鮮へ帰っていました。

母はわたしを産んだときにはすでにハンセン病に罹っていたようで、大阪府の職員から執拗に入所勧奨を受けていました。しかし、父は家族を守るため〔母の〕入所を拒否していたようです。それでも入所せざるをえなくなったのは、家族が通っていた銭湯で、ある日突然、入浴を拒否された事件があったからです。父は、オンボロ長屋に自分で風呂を造ろうとまで考えたそうですが、それもできずに、愛生園行きを決断した、というより、決断させられたと言えます。

⁵ 2012(平成24)年度と13(平成25)年度の厚労省前庭での追悼式典は、ふりしきる強い雨のなか、テントを張っての挙行であった。

⁶ 黄光男(ファン・グアンナム)さんは、「れんげ草の会」会員。2016(平成28)年からの家族訴訟では原告番号7番。家族原告団副団長。

母と同じくハンセン病に罹った 5 歳上の姉と一緒に〔母は〕1956 年、昭和 31 年の 12 月、わたしが 1 歳のときに長島愛生園へ入所しました。父と 10 歳上の姉は吹田市に戻り、わたしは乳飲み子だったために岡山市内の育児院に預けられました。1 歳のわたしには一切記憶がありませんが、岡山市内で抱いていたわが子を大阪府の職員に引き離されたとき、母は気が狂ったように泣き叫んだといいます。

そして 1 年後、父と姉が愛生園に見舞いに行ったとき、父と姉もハンセン病に罹ったと診断され、そのまま入所することになり、父と母、そして姉 2 人の 4 人が愛生園に入所しました。5 人家族のうち 4 人もハンセン病に罹るとは……。こんなことがあるのでしょうか？

1964 年、昭和 39 年、8 年間の入園生活を終え、父の努力により家族 5 人は尾崎市内に社会復帰することができました。しかし、育児院に預けられたわたしには、父と母と姉たちと過ごした記憶がなく、このときはじめて出会ったのが父や母、そして姉たちだったのです。そのときわたしは 9 歳、小学校 3 年生。この微妙な年齢が幸いしたのでしょうか。その後、父や母、姉たちとも、わだかまりなく過ごすことができました。毎年夏に家族 5 人で愛生園へ遊びに行きました。しかし、こののどかな島が何なのかは、小学生のわたしには理解することができませんでした。

ある日、母とふたりきりになったとき、「なんの病気？」と尋ねました。すると、母は声をひそめて「らい病」と言いました。口に手を添えて言うその仕種で、この病気の名は他人には絶対言ってはいけないものと思わせるのに十分でした。小学校、中学校、高校生活のなかで〔わたしは〕どんなに親しい友達にも、自分の両親がハンセン病であったということは話しませんでした。高校を卒業し、そして市役所に入所しました。在日朝鮮人が市役所に就職できたことは、当時としては全国でもはじめてのことで、両親はこの就職をたいへん喜びました。もちろん、〔わたしは〕職場の人にもハンセン病を語ることはしませんでした。

27 歳のとき、同じ〔在日〕朝鮮人の女性と結婚しました。彼女にも自分の親のことは話しませんでした。しかし、結婚して 3 年目、妻から親の態度がおかしいと追及されました。妻は、わたしが子どものころ岡山で養護施設に預けられていたという話までは聞いていたのですが、家族がそろって話す会話のなかで、なにか抜けていると感じていたそうです。また、孫もできて、息子は自慢の公務員になって、こんな幸せな家族はないと見えるのに、母はいつも「長生きしてもしゃあない」とか「生きとつてもしゃあない」などと、妻に悲観的に語っていたそうです。それで妻はわたしに「お母さんは、なんで、そんななん？」と問い詰めたのです。仕方なくと言っていいでしょう、妻にすべてを話しました。妻はこれを聞いてはじめて、母の思いが理解できたと言っていました。その後、母は妻とふたりきりになったとき、わたしが 1 歳で離ればなれになったときのことを泣きながら話し、妻も泣きながらその話を聞いたそうです。その後、孫たちを連れて長島愛生園へ行くこともしました。

しかし、この家族にはまだ語っていない事実がありました。

母にはハンセン病特有の後遺症がかすかにありましたが、父には、そして 10 歳上の姉にはその痕跡はありませんでした。ほんとうに父と姉はハンセン病に罹っていたのか？ わたしは小学校のころから、ひとつの疑問としてずっと抱いていました。しかし、面と向かってそれを聞くことはできませんでした。

母は 81 歳、2003 年、平成 15 年に、父は 91 歳、2011 年、平成 23 年に亡くなりました。どちらもマンションからの飛び下り自殺でした。ふたりとも老人性鬱病になっていましたから、それが原因なのかな、と思っていました。

1956 年当時、母たちが愛生園に入所する際、ずいぶんお世話になった方がいました。いまも愛生園に入所されていますが、その方とお話する機会がありました。2008 年の 2 月、いまから 6 年前のことです。わたしはその方になんの気なしに質問したのです。「父はどうして愛生園に入所したんでしょう

か？」するとその方は、「お父さんから聞いていないの？」と逆に質問され、〔わたしは〕「聞いていません」としか答えられませんでした。すると、その方は次のような事実をお話してくれました。

母と下の姉が入所してから 1 年後、父と上の姉が愛生園に見舞いに来たときに、母は別の男性と暮らしていたのです。それを見た父は逆上して、その場にあった包丁でその男性を刺したというのです。その男性は一命をとりとめましたが、父は牛窓〔警察〕署に留置させられました。このまま裁判の判決を受けて刑を受けるところですが、この方が嘆願書を書いて、園内のほとんどの人からの署名を得て、その嘆願書のとおり釈放され、しかし、そのまま園外で暮らすということではできずに、園内で夫婦一緒に、また上の姉も同じく入園したといっています。

これですべての謎が解けました。しかし、あまりにも衝撃的な話です。こんな話を両親は息子にできるでしょうか？ 母は夫を裏切って、別の男性と暮らしたという罪を犯して、父はその男性を刺して、殺人未遂という罪を犯して。このときから両親はふたりとも、大きな罪を背負ったまま暮らし始めることになったと言えます。このどうしようもない、そして、逃れようもない事実が、ふたりの心をずっと苦しめたのだと思います。そして、息子や娘たちになにも話さないまま、みずからの生命を絶つことで、その苦しさから逃れたのではないかと思えてなりません。

いま、わたしの両親に慰霊の言葉を語るなら、どのような言葉があるでしょうか？ わたしはこう言いたいと思います。

もういいよ。なにも苦しむことはないよ。息子たちは、あなたたちを罪人(つみびと)とは思っていません。あなたたちを罪人に追いやったのは、「らい予防法」という国の法律がそうさせたのだよ、と。罪を負うべきは、この法律を作った人たちなのだよ、と。

お父さん、お母さん、あなたたちになんの罪もありません。

そんなふうな言葉を、わたしの両親に、この慰霊碑の前で語ってやってください。

(6) 2015 年度遺族代表挨拶⁷

奥晴海

奄美大島から来ました奥晴海です。わたしがこの場所に立つのは 3 回目になります。以前、わたしは菊池恵楓園で死亡した父と、菊池恵楓園から奄美和光園に転園し、そこで死亡した母の話をしました。

わたしは 4 歳のときに、両親から引き離され、熊本の龍田寮という施設に預けられました。ちょうどわたしが小学校に上がる頃に、龍田寮をめぐる黒髪小学校事件がありました。PTA の人たちが「ハンセン病患者の子どもは学校に来るな」と言って運動を起こし、大騒ぎになりました。父は、わたしをこの事件に巻き込みたくなく、わたしを奄美大島の親戚に預けました。わたしはそのときに、親に捨てられたと感じました。

わたしはハンセン病の〔国賠〕裁判があったあと、他の家族の人たちと一緒に「れんげ草の会」という家族の会を立ち上げました。一緒に活動するなかで菊池恵楓園にも何度も行くようになりました。父は、わたしが小学校 4 年生の頃に菊池恵楓園で亡くなりました。その頃の父を知っている入所者の人の話を

⁷ 奥晴海さんは、遺族代表として 3 度目の登壇。なお、この 2015 (平成 27) 年度からは、厚労省前庭の「追悼の碑」に主だった参加者が献花をした後、厚労省二階の講堂で式典が催される形式となり、多くの一般市民も参加可能となった。

聞くこともできました。父は亡くなる前に、[涙ぐみながら]「奄美に娘を置いているから、このままでは死ねない」と言って泣いていたそうです。あらためてわたしは、わたしを思ってくれていた父の心情に触れた思いがしました。

ハンセン病隔離政策によって断ち切られた家族の絆を、いま、わたしたちはそんなかたちで、ようやく繋ぎあわせてきています。わたしたちの苦労をどれだけの人が、どれだけわかってくれているのだろうかと思うことが多くなりました。[国賠]裁判のときは、わたしたちは遺族として扱われただけでした。わたしたち自身が受けた被害は問題にされませんでした。

わたしは両親の遺骨を受け取りました。熊本裁判のあとに大臣が療養所に謝罪に来られたときも、自宅にあるわたしの両親の遺骨にはなんの謝罪もありませんでした。わたしはいつそのこと、遺骨を療養所に戻そうかなとも思います。そうすれば、国も最後まで両親の遺骨を守ってくれるのではないかとさえ思うのです。

同じように、わたしたち家族の被害に対して、なんの謝罪もありません。昨年 11 月、退所者のみなさんの念願だった退所者給与金の遺族年金化が実現しました。退所者のみなさんと一緒に活動していたわたしたちにとっても、それはうれしいことでした。しかし、これが実現した理由に、対象となる配偶者の方が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を考慮して、ということがあったと聞きました。それは、家族の被った労苦を評価していただいたことになると思います。そうであれば、わたしたち、子どもの受けた被害については、どう考えておられるのだろうかと思わずにはいられませんでした。

国連では 2010 年の 12 月に総会で「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されました。このなかには、家族も被害者であるということが、ちゃんと書かれています。日本はこの決議の提案国だったと聞いています。しかし、日本の政府は一度も家族のことを取り上げたことはありません。今年の 1 月に日本で「THINK NOW ハンセン病——グローバル・アピール 2015」という国際的な会議があって、そこにも家族の問題が取り上げられ、これには安倍首相も出席されたそうですが、安倍首相の挨拶では家族のことはなんにも触れられませんでした。国は、国際的には家族の被害も問題になっていることをわかっておられるのに、国内では一言も触れないことに残念な思いが募って仕方ありません。

家族の多くは、親やオジオバがハンセン病療養所に隔離されたことで多くの辛酸をなめ、それでも差別を恐れて、ハンセン病とのかかわりを隠し通して生きてきました。わたしたちの「れんげ草の会」でさえも、表に出ることを恐れて参加できない家族がたくさんいます。この追悼という場所に堂々と出てくることができる家族は、ほんの少ししかおりません。

わたしは、もし生まれ変われることができるならば、今度は両親そろった家庭に生まれ、両親からの愛情をふんだんに受けて、「行ってきまーす」と言って学校に通えるような、そんな家庭で育ちたい。そんな人生を送りたいです。

わたしたちは、このわたしたちの家族の被害を少しでも多くの人にわかってもらいたいという気持ちで、黒坂愛衣先生の家族についての本の出版に最大限協力をしてきました。今年 5 月、ようやく『ハンセン病家族たちの物語』という本を出版することができました。ぜひ、これを政府のみなさんや国会議員の先生方にも読んでいただきたいと思います。

わたしはできあがったこの本をイの一番に両親に報告しました。最期までわたしのことを気にかけてくれた両親もきっと喜んでくれていると思います。亡くなった入所者や退所者、非入所者のみなさんが最期まで気にかけていた家族への配慮が国の政策でも取り上げられることが、亡くなった方への供養となると思います。これからも家族の被害も忘れられることがなく取り上げていただけるように願って、わた

しの挨拶を終わります。

(7) 2016 年度遺族代表挨拶⁸

原田信子

岡山県から来ました原田信子と言います。追悼式には毎年来ていましたが、こうして父のことを人前で話すのは初めてです。これまでは人前で話をすることなど考えられなかったのですが、わたしももう 70 歳を越して、人生が残り少なくなってきました。このまま黙って死にたくないと思うようになりました。

わたしは北海道で生まれました。父は青森の松丘保養園に連れて行かれました。わたしが 8 歳のときでした。保健所の方がドドッと何人か家に来て、父を連れて行き、そのあと、[家の]中が真っ白になるまで消毒をされました。それからというもの、近所の人からは白い目で見られるし、学校では「病気がうつる」と言われるし、そのうち母は[勤め先を]クビになりました。母は何度もわたしに「死のう、死のう」と言いました。

園に何度か父に会いに行きました。父はわたしに触れようとはしませんでした。父なりにわたしに病気をうつしてはいけないと思っていたのだと思います。いまならその気持ちはわかります。が、その当時のわたしはなにもわからなかったので、泣きました。

療養所に行くと、おとなの人たちがみんなかわいがってくれました。[食べ物を]くれたり、抱っこをしてくれたり、療養所の子どもたちと一緒に遊んだり、やさしくしてもらいました。療養所には学校もあって、そこでわたしもポツンといるようになって、苛められることはありませんから、わたしもその学校に行きたいと、ほんとは思っていました。

わたしも大きくなって、ハンセン病のことや差別のことがだんだんわかってきました。父が療養所にいることは誰にも言えない秘密になっていきました。

17 歳のときに結婚しました。貧しかったし、早く安定して暮らしたかったのかもかもしれません。夫になった人には最初から真実を話しました。最初はわかってくれると思っていましたが、だんだん、お酒を飲んで暴力を振るうようになりました。そんなとき、`父の病気があるのに、おまえを嫁にもらった、`というようなことを言われました。

そういうことが重なると、だんだんわたしも、そのせいでわたしが苦勞するという気持ちになりました。父が悪いわけでもなんでもないので、父を恨むようになっていきました。面会に行っても、[言い]争いをしたり、辛くあたったりしました。父も辛かったろうと思います。わたしは、でも、そう思っていました。

父は 2001 年の冬、熊本の国賠訴訟のことを聞くこともなく亡くなりました。わたしたち家族を苦しめた強制隔離政策が間違っていたという判決を、父にも聞かせてあげたかったと思います。

その後、わたしはハンセン病の家族の会、「れんげ草の会」に入って、活動するようになりました。ここだけは父のことを隠さず、自由に話し合える場所でした。「れんげ草の会」は唯一、わたしの心が安らぐところでした。けれども、わたしはずうっと思っていました。わたしの父のように病気だった人たちには国は謝ってくれたのに、さんざん苦勞して生きてきたわたしたちにはどうして謝ってくれないんだろう。

去年、わたしたちは『ハンセン病家族たちの物語』という本を出しました。わたしは本名を名乗ることを決意しました。もう、隠したくない。堂々と生きていきたい。そして、父の無念を語り続けていきたい。「れんげ草の会」の仲間が存在が、わたしに勇気をくれました。今日、わたしがこの場に立つことができました。

⁸ 2016(平成 28)年度には、家族訴訟が始まっていた。原田信子さんは、「れんげ草の会」会員で、原告番号 6 番。

わたしは今日、わたしの[思いを]、父に聞いてもらいたい。今年、わたしたちの、家族の裁判が始まります。すると、ほんとうにびっくりするようにたくさんの人たちが、一斉に[原告に]名乗ってきました。ああ、みんな、長いあいだ、苦しい思いを胸に秘めて生きてきたんだあとを感じました。

いま、父に呼びかけたいと思います。

お父さん、やさしくしてあげれなくて、ごめんなさい。でも、お父さんのことは、けっして、忘れません。一生棒に振ったお父さんの無念さも忘れません。わたしは、お父さんに起きたことを語り続けます。もう、なにも恐れません。わたしは、いま、身につけたわたし自身の強さを信じて、精一杯生きていきます。どうぞ、わたしたちを見守ってください。

どうもありがとうございました。

(8) 2017 年度遺族代表挨拶⁹

林力

ご存じのように、この国のらい政策は、明治 40 年、1907 年に公布されました「癩予防ニ関スル件」で始まっております。それは患者を一定の空間に閉じ込めて、終生、世の中に出さないという、世界に類のない残酷なものであります。当時は有効な医学的処置、投薬があるわけでもありませんでしたが、1947 年、特効薬プロミンの治療が開始されたのちも、隔離政策は続きます。

そして、隔離された者は世人の目に見えないところで、断種墮胎などの人権侵害が終わりませんでした。そのうえ、一度入所すると死ぬまで退所することは実質的にできず、その面においては刑務所以上の残酷な仕打ちでございました。この、入所規定はあっても退所規定のない法律の施行は、じつに 90 年にも及んだのであります。

こうした国の隔離政策、強制収容の政策は、一片の教育的補完もないなかで、国民のなかに根強くあった「らい」への予断と偏見をさらに深めることになりました。この誤った認識は、1996 年の「らい予防法」廃止からすでに 20 年以上を経過した今日においてもなお克服されたとはいえない現状にございます。

ちなみに、わたくしの父親は 1937 年、昭和 12 年の 9 月 2 日に鹿児島県肝属郡大始良村字星塚、現在の鹿屋市にございますが、に開設された国立療養所星塚敬愛園に収容をされました。この年は、無らい県運動が始まった年であります。子どものわたしにはなにも見えておりませんでした。おそらくは、甘言から、なんらかの、かつ強力な入所勧奨があったことはまず間違いないと認識をしております。

その敬愛園に出発する日、父は仏壇に最後の礼拝をしたのち、玄関口に立って、三度ほどわたしの名前を呼びます。「チカラ。チカラ。行くぞ。見送らんのか」と呼びました。わたくしは別れが悲しくて、便所のなかに隠れて泣いていました。ややたって、玄関に走り出ましたときには、すでに父の姿は遠く、野辺のむこうにございました。ゆがみ始めた風貌を隠すために、夏の暑いのに、中折れ帽子を目深くかぶる。傷めた足を引きずりながら、小さな風呂敷包みを、これまた歪んだ手に提げておりました。肩を落として歩く後ろ姿がだんだん遠くなっていった光景は、いまなおわたくしの目に焼きついて、離れることがございません。

数日して、長い手紙がまいりました。「博多にいるときは、ずいぶん周りの人に気兼ねをした。だが、ここに来てみると同病の人ばかり。みんな歪んだ手足や歪んだ風貌の人ばかりで、なんとなく安堵してい

⁹ 林力先生は、家族訴訟原告団団長。原告番号1番。

る。そして、星塚という地名のように、夜は星がとてもきれいなところ。どうぞ安心してくれ」という手紙を母が読んで聞かせました。

その手紙が来ると同時刻のなかに、わたしは九大病院の皮膚科に伯父に連れて行かれました。なぜかいちばん最後に残されて、全科の、皮膚科の医者だけではなく、当時の言葉で言えば看護婦さん、すべての人々が、小学 6 年生の男の子を素っ裸にして、それを取り巻き、後ろには椅子を持ってきて上から俯瞰していました。皮膚科の科長さんと思われる方が前に出て、わたくしのからだをグッと針で刺していきます。ずいぶん細かな検診でございました。やがて、部長先生がまわりに対して「この子は感染していないね。なにも心配していない」と言ってくれました。わたくしは、それから伯父に連れられて家に帰るあいだに、東公園という公園があるのですが、そこをなにかスキップを跳びながら、飛んで帰った覚えがなお鮮明でございます。

その後、何度か手紙を父は寄越していましたが、子どもにはともかくそれはむつかしくて読めないような字で、しかも、こういうかたちで付けペンをここに挿して書くわけですから、とても読みづらいものでございました。

あるとき、父は特別の園長の許可を得て、これは園長先生から、まあまあ優秀な患者——「優秀な患者、というのがどういうものであったか存じませんが、そういうふうには認定された者が特別に 1 泊 2 泊の郷里へ帰ることを許すという、制度であったのか、園長の計らいであったのか、そのことを得て博多にやってきました。会いたい父がやってきたという思いも一方にはありますけども、歪んだ風貌、傷めた手足の父親が近隣の人の目に触れないかということのその恐れが精一杯でございました。したがって、母やわたしも父には結果的に冷たい仕打ちをしてしまったと思います。帰った父から「もう二度とおまえたちのところには帰らないから、安心してくれ」という手紙がまいりました。現実には、それからは二度と博多には足を運ばず、死んでしまいました。

父は星塚敬愛園で患者総代などをしておりましたが、園の自治に、まあ携わっていたわけですが、でも、戦後はなにを思ったのか、浄財を集めて、園内に浄土真宗の大きな寺院を建立いたしまして、その庫裡で、念仏三昧の生活のなかで、1962 年の 2 月 11 日という霜のひどい日に、ただ一人、その庫裡で、孤死、一人で死にました。68 歳。死因は脳溢血。——ハンセン病、らいで死ぬという人はいないんですね。ここにおられる方は、もし間違ったお考えをおもちであれば、どうぞ、おもち変えてください。ハンセン病で死ぬということはない。余病でみんな亡くなっていく。父は脳溢血で死にました。

父は生前から「何があっても、どんなことがあっても、父を語るな」「父がこの病に罹っていることを絶対に人に話すな。人に知られるな」と、もう、くどいように手紙に書いてきました。じっさい、はじめて好きになった人の周辺から刑事がわたくしのうちに来て、3 時間にわたって父親のことを問い質した翌日から、その人はそっぽを向いてしまいます。そして、翌年の 4 月には転勤をしてしまいました。

その後、わたくしは、まあ、生涯、教員生活をするわけですけども、偶然にも、被差別部落の人たちが、大正 11 年 3 月 3 日に立ち上がったときの「水平社宣言」に出逢います。そのなかに「エタである事を誇り得る日が来た」と書いてある。「エタである事を誇り得る日が来た」。このことがすっかりわたしを捕らえました。とうとう、父の必死の遺言、言い付けを破り、わたくしは「癩者の息子として」ということを本に書き、宣言し、かつ、人々に話し続けて今日に至りました。

でも、それは他人に強要することのできないことでありました。圧倒的多数の家族の人びとが、いまなお、らい患者の家族であることを隠さざるをえない状況の、差別の現実のなかに生きていることを認識しなければならないのだと思います。

身内にハンセン病患者をもち、有形無形の人権侵害を受けた仲間のなかで、声をあげることができた少数の人たちが、ようやくにして 2016 年 2 月に立ち上がりました。熊本の地方裁判所に「ハンセン病家族訴訟」という歴史的な行動を起こしました。

わたしは、先に逝かれた多くのハンセン病の方々がきっと喜んで、わたしたちを見守ってくださると思います。なんといっても、相手は強大な国家権力であるわけですから、この闘いは容易でないことは承知しております。わたしたちは、二度とこのような非人間的な過ちを犯すことがないように、多くの方々、無念のなかに逝かれた多くの方々とともに、この国の前途に揺るぎない人権の旗を立てることを切望し、闘い続ける覚悟をいたしております。

どうぞ、わたしたちの闘いをお見守りください。

稀に見ない人権侵害の歴史を生きぬいてきた多くの方々のご支援なくして、わたしたちの勝利はないものと思っております。

あらためて、無念のなかに逝かれた多くの方々の御霊の安らかなことを祈り、わたしたちのこのような決意をお告げをして、勝利のご報告ができるまで、広く国民の支持を求めながら闘い続けることをお約束したいと思います。

2017 年 6 月 22 日 ハンセン病家族国家賠償訴訟原告団団長 林力

(9) 2018 年度遺族代表挨拶¹⁰

家族原告番号 10 番

おはようございます。

わたしの両親は、わたしが生まれる前、沖縄愛楽園に入所していました。そこでわたしの姉をもうけましたが、亡くなったそうです。両親はわたしが無事に生まれることができるように、園の友達の手を借りて愛楽園を抜け出し、わたしと妹をもうけました。

わたしの唯一の父の記憶は 3 歳になろうとするある日、両親と生まれて半年の妹と一緒に、最初で最後になる家族写真を撮ったときのものです。写真スタジオではしゃいでいるわたしを、ズボン姿で追っかけてくる大人の男性、写真を撮るときにわたしの傍らに立っていたズボン姿の大人の男、それがわたしのなかの唯一の父の姿です。

家族写真を撮った 2 カ月後、父は愛楽園に再入所し、その 1 カ月後、突然帰らぬ人となりました。死亡前夜「おなかが痛い、痛い」と激しく唸っていたそうです。翌朝、小さくうずくまった格好で死んでいたそうです。そのときの父は 26 歳でした。[声を詰まらせながら]若すぎる死で、再入所させられることなく、自宅で暮らしていたら避けられた死だったかもしれないと、いまでも考えざるをえません。父の遺体を見ることかなわなかった母は、父がいまでも生きている気がすると、ときどきポツリと話します。

父亡き後、母とわたしと妹は母の実家で、祖母と母のきょうだいと一緒に暮らしました。幼い頃、わたしは母とスキンシップをした記憶がありません。手を繋いだり、抱っこをしてもらったりしたことも記憶はありません。母は当時、ハンセン病は接触感染する怖い病気だと思っており、わたしにうつさないようにするために、スキンシップを避けていたのだと思います。

父をすでに失っているわたしと妹は、わたしが小学校 3 年の頃、母との生活までも失うことになりました。母は、わたしたちを祖母のところに残して沖縄本島的那覇へ出稼ぎに行くようになったのです。いま

¹⁰ 2018(平成 30)年度の遺族代表は、当日は本名を名乗って挨拶をしたが、ここでは本人と相談のうえ匿名とした。

思うと、自分がハンセン病元患者であることを理由にわたしたちが周りからイジメられないように、自ら実家を離れ、隠れたのだと思います。母のいない生活はとても寂しく、夏休みに妹と一緒に那覇に行くのが楽しみでなりませんでした。母と過ごした夏休みの思い出は楽しいものばかりです。

しかし、父方の実家に遊びに行ったときに、食事の後、わたしたちの家族の食器だけが沸騰消毒されたということがありました。そのときだけは、母になにかピリピリしたときが漂い、子どもながら自分たちだけキタナイものとして扱われていることがわかりました。それ以来、母は父方の実家には行かなくなりました。この出来事は、夏休みの悲しい思い出です。

ハンセン病元患者を親にもつわたしは、学校や地域での差別偏見に晒されました。小学 5、6 年のころ、授業で担任の先生が「ある人が寒くて寒くてしょうがなかったから、ハンセン病の人の上着を借りて着たことがある。それだけで病気がうつってしまった。君たちはどんなに寒くてもハンセン病の人の服を着ていけないよ」という話をしました。狭い地域なので担任の先生は、母がハンセン病患者だと知っていたと思います。クラスメートに、わたしと遊んではいけないよと忠告したのだと思います。友達がわたしの家に遊びに来ることは一度もありませんでした。友達の親たちに、「あの子の家に遊びに行ってもいけないよ」と、きつく、きつく言われていたと思います。

母はわが子がこうした偏見に少しでも遭わないようにと、いつも思っていたのでしょう。母が那覇に出たあと、2、3 カ月に一度、便りがありました。手紙の最後には毎回、「この手紙を読んだあとは燃やしてください」と書かれていました。わたしが母と手紙のやりとりしているのが周囲に知られ、手紙からわたしもハンセン病に感染していると差別されないようにとの配慮だったと思います。けど、わたしは好きな母からの手紙は燃やしたくなく、こっそり大事に持っていました。

中学 1 年の頃、わたしにできた湿疹を祖母がハンセン病だと勘違いしたことをきっかけに、初めて両親がハンセン病の患者であったことを聞かされました。「ハンセン病はウツル病気、怖い病気。患者には近づかないほうがいい」と学校で教えられていたわたしは混乱し、わたし自身もハンセン病に罹ったかもしれないと思い、恐怖に襲われたものです。

高校 3 年の頃、一緒に暮らしていた身内の者から「居候のくせに。クンチャー」と罵(のの)しられました。クンチャーとは沖縄の方言で、とてもキタナイものを意味しますが、ハンセン病患者のことを指す言葉でもあります。とても悔しく、部屋を飛び出し、近くの海に飛び込み、海中で大声で泣き叫びました。このまま死んでしまいたいと思いましたが、死ねませんでした。両親がいない寂しさ、周囲からの差別偏見に対するやりきれなさ、父と母が傍らにいてくれたらこんなことにはならなかったのにと強い悲しみ。それまで我慢していたいろいろな気持ちが一気に爆発し、涙が止まりませんでした。

そのあと、日をおかず、わたしは親族から逃げるように、一人で暮らし始めました。妹も疎まれていて、母の実家を出て、母の妹と一緒に生活するようになりました。わたしと妹は仲がよく、それまでずっと一緒でした。母のハンセン病という病に対する差別と偏見のせいで、わたしたちは自立する前に離れ離れになってしまいました。

わたしの結婚にも差別と偏見がついてまわりました。最初に結婚した妻と離婚した際、その母親から「あなたの母親はハンセン病だから離婚すると思っていたよ」と言われました。結婚するときから、母の病気のことで嫌っていたのだと思い知らされました。そのあと、いまの妻と再婚しましたが、わたしの両親のことを知っている妻の実家からは反対され、逃げるようにして一緒になりました。いまも義理の父と会うことがありません。

このように、わたしたち母子(ははこ)は、ハンセン病とその患者に対する差別と偏見に翻弄され、世の中

で息をひそめるように生きてきました。わたしが母と病気のことを初めて話すことができたのは、ハンセン病国賠訴訟で勝訴判決が出て間もなくのころです。母はわたしを自分の部屋に呼び、「じつは、わたしはハンセン病患者だったよ」と深刻な顔をして話しました。裁判で、自分の病気は簡単には感染しない病気であること、国の隔離政策が間違っていたことが認められたため、わたしに話してくれたと思います。深刻な様子で話す母の姿を見て、いままで元ハンセン病患者であることを打ち明けられずにいたことが、ほんとうに辛かったことがわかりました。その場にいると泣きだしてしまいそうで、わたしは「そんなこと、前から知っているよ」と、笑いながら、茶化すように言うことしかできませんでした。自分の部屋に戻った後、母が打ち明けてくれたことが嬉しく、やっと母の胸のつかえ棒が取れたのだと思い、自然と涙したのを覚えています。

母が自分の病気を隠したように[声を詰まらせながら]わたしも長いあいだ、両親の病気のことを隠していましたが、いまから 6 年前、当時の職場の同僚に、「れんげ草の会」の総会に熊本に行くことを告げました。裁判もあり、十数年、時が過ぎていたので、話せばわかってくれると思い、ハンセン病の元患者の家族の会の話をしました。しかし、彼はわたしがハンセン病は遺伝しないことを伝えても、「ハンセン病はウツル、遺伝もするよ」と、まったく聞く耳を持ちませんでした。裁判で正されたはずなのに、まだ偏見や差別の根が深いことを思い知らされました。まもなく、わたしは職場でハンセン病元患者の家族だと陰口を叩かれるようになり、居たたまれず退職せざるを得ませんでした。

差別と偏見に翻弄されてるわたしに、娘の〇〇が勇気をくれました。〇〇が高校 2 年のとき、姉妹で愛楽園にいる、いつもかわいがってくれる母の友達、春子おばさんに面会に行ったときのことで、おばさんから、入所者、ハンセン病患者さんの強制墮胎のことを教えてもらい、娘は、アッと息が止まるほどショックを受けたそうです。娘はこう思ったそうです。もし、祖父母が愛楽園から抜け出さなかったら、父であるわたしが生まれなかった。そして、自分も生まれなかったと考え、自分がこの世にいること自体が一つの奇跡、と思ったそうです。

娘は、高校の弁論大会で、自分が生まれたことが奇跡という話をし、県の弁論大会で最優秀賞をもらい、全国大会にも出場しました。わたしは弁論大会でハンセン病のことを話したことにより、世間の娘に対する仕打ちの怖さもありましたが、娘の弁論を後押ししてよかったと思っています。娘が堂々と弁論したことを誇りに思うと同時に、自分の両親がハンセン氏病だったということを隠し、逃げるように生活したことを思い直すようになりました。

隠れてはいけない。世の中にハンセン病のことを知ってもらうために、自分にもなにかできることはないかと思うようになりました。そして、いままで自分が苦しんできた差別や偏見を、国に対して訴えることが、世の中に対してハンセン病のことを知ってもらう一つの手段になるのではないかと思います。

最後に、お父さん、お母さん、名もなき子どもたち、そして、多くの亡くなられた患者の方々へ、残されたわたしたち遺族は、みなさん一人ひとりの命の重さを胸に抱き続けながら、この世から言われなき偏見と差別がなくなるその日まで、この歩みを止めることはありません。どうぞ見守ってください。

遺族代表 れんげ草の会 ○○○○

(10) 2019 年度遺族代表挨拶¹¹

¹¹ 2019(令和元)年 6 月 21 日(金)、厚労省の講堂で举行されたこの日の「追悼式典」は、1 週間後の 6 月 28 日には熊本地裁での「ハンセン病家族訴訟」の判決が控えた緊迫した雰囲気の中にあつた。前日の 6 月 20 日も、原告団、弁護団、支援者たちによる国会要請行動がおこなわれていた。

家族原告番号 54 番

わたしは四国の〇〇県で生まれ育ちました。わたしの父は、わたしが小学 6 年のときに香川県の大島青松園に強制収容されました。わたしが学校に行ってるあいだの出来事、自宅は家の中も外も真っ白に消毒されたそうです。小さな部落、人口 1,500 人の山村でありましたので、父の収容と消毒のことは、あつと言う間に、近所に、村じゅうに知れ渡りました。

この日を境に、わたしは近所でいつも一緒に遊んでいた友達から除け者にされるようになりました。道の向こうから見下(みくだ)すような嫌な感じで、わたしのいる家のほうを指差している姿が、いまま脳裏に焼きついております。学校でも同じでした。一緒に遊んでいた同級生、友達から除け者にされ、「おまえの親父は〔悪い〕病気だ」といった言葉も投げつけられました。みんなからの冷たい態度やイジメに、とても辛い思いをしました。

その後、逃げるように、中学 2 年の頃に、別の地域に引っ越しました。それからは、父の存在をひたすら隠し続けました。わたしには弟が 2 人いますが、弟たちもまったく同じでした。学校でも就職先でも、「親父はおらん。死んだ」で、ずうっと通しました。

10 代後半の頃、再就職しようと、国家公務員の試験を受けました。〔「刑務官」の採用試験でした。〕学科試験に通り、二次の面接に進みました。面接に進んだ他(た)の人よりも学科の成績は良かったそうです。ところが、面接官に父の病気を突っ込まれ、誤魔化しきれずに、父が「らい、であるとしやべるといとか、打ち明けてしまいました。それを聞いた面接官 3 人の方々は、額を寄せ合い、ひそひそ話をしておりました。それを見まして、もうアカン、と思いました。やはり、不採用でした。

それ以降、父の病気のことは、さらに、他人に、友人に、知人に、絶対に言えない秘密になりました。父の病気のせいで差別され、なんでこんなに嫌われる病気になったのかと、父を恨んだこともありました。

妻と結婚するときにも、父の病気は秘密にしていました。長女が生まれ、3 歳になった頃、父に妻を会わせたい、孫の顔を見せたいと強く思うようになり、思い切って、妻と娘を大島青松園へ連れて行きました。幸いにも、妻は父を受け入れてくれました。父も初孫を抱くことができ、とても嬉しそうでした。

この頃になって、ようやくわたしは父の気持ちをいくらか理解できるようになったように思います。もし自分が父の立場だったら、どんな気持ちだろう。〔声を詰まらせながら〕家族と引き離され、子どもたちの成長を見守ることも許されず、どんなに辛かっただろうと考えただけで、涙が溢れました。思えば、父に会いに行った帰りは、父はいつも棧橋まで見送ってくれました。船が棧橋から離れても、船が見えなくなるまでずうっと見送る父の姿を見て、〔涙ぐみながら〕家族と一緒に生活したいのだろうと、胸が痛めつけられる思いでした。

わたしは昭和 60 年にいまの自宅を建てました。父の、家族と一緒に暮らしたいという思いが痛いほどわかっておりましたので、二世帯住宅にし、そして平成に入り、母だけでなく、父も引き取って、一緒に暮らすようになりました。以後、父には晩年を自宅で過ごしてもらいました。でも、一緒に暮らすようになって、父の病気が周囲に知られることは絶対にあってはならないことでした。父も母も、同じ気持ちだったと思います。父は近所付き合いをすることは一切ありませんでした。自宅を訪ねてくる人に姿を見られることを嫌い、二階に籠もったままでした。そして、父は大島〔青松園〕に籍を置いたままでした。病気になる、家から車で 1 時間半ほどかけて高松〔の港〕まで行き、船で大島青松園まで連れて行く日々でした。

平成 17 年 10 月、父は調子を崩して大島に戻り、それからわずか 2 週間ほどで亡くなりました。最期まで周囲の人たちには父の病気を隠し通しました。正直、ホッとしました。これで、ようやく「らい、と縁

が切れるという複雑な気持ちでしたが、他方で、これからも死ぬまで、この背負わされた荷物、宿命を背負っていかなければならない、一生隠さなければならぬと、いまでも強く思っております。

このような場で名前も明かさず、撮影もお断りして、話をするのは失礼にあたると思っています。申し訳ないという気持ちでおります。でも、どうしても、偏見や差別を恐れる気持ちが拭えないのです。

わたしは、いま、93歳になる母親と弟2人の、家族4人でハンセン病家族の裁判に参加しています。母は女手一つでわたしたち兄弟を育てあげてくれました。泣き言一つ言わず、いつも笑顔でやさしい母でしたが、わたし以上にほんとうに苦勞してきたと思います。母が生きているあいだに勝訴判決を確定させ、国に謝罪してもらいたいと心から願っております。そして、この社会が偏見差別に脅えることなく生きられる社会へと、少しずつでも変わっていくよう、わたしは裁判をつうじて出会った家族の仲間たちとともに、これからも闘っていく決意でございます。

2019(令和元)年6月21日 遺族代表

(11)2020年度遺族代表挨拶¹²

家族訴訟原告 190 番

わたしが生まれたとき、父はすでにハンセン病の後遺症がありました。ですから、わたしは、すでに偏見と差別のなかで生きていくことが当たり前のように決められていました。学校へ行っても、先生や生徒たちと話すことも休み時間に遊ぶこともありませんでした。わたしが話しかけても、誰もが言葉を交わすこともなく、教育者である先生ですら、わたしに声をかけることはありませんでした。生徒たちのなかで、先頭に立ってわたしを無視していたのは、教育者の娘です。

近所付き合ひもほとんどなく、たまに近所の人を訪ねてくるときは、父への頼み事をするときでした。父はとても器用な人で、不自由な手で、無償でいろんなことをやってあげていました。しかし、わたしたちが近所からされたことは、わたしにはひどく悲しい仕打ちしか記憶に残っていません。それは、家で飼っていた白かわいい犬が、家の裏の木に首から吊され、棒で叩かれ、血だらけで、真っ白な犬が真っ赤に染まり殺されていきました。あるときは、家族が留守にしている合間に家に火をつけて燃やした痕さえありました。

このころわたしは、なぜ、これほど、人は無抵抗な人間に非情になれるのか、ひっそりと生きているわたしたちになんの罪があるのか、なんども自身に問いかけました。しかし、いま思えば、普通の方々も、国から間違った政策を教えられ、家族を守るため、大切な誰かを守るために、国に従い、わたしたちを排除する行動を取ってしまったのだと思います。

わたしのなかで唯一、人として認められる場所は、家族のいる家だけでした。しかし、家にいても、いつも父の顔色を窺わなければいけません。父は20代の頃にハンセン病を発症しましたが、それまでは町で父を慕う人も多く、とても人気者だったようです。そんな父からすべてを奪い取ったのが、国の誤った政策でした。そんなとき、ただ1人、父のそばにいたのが、まだ結婚もしていなかった母です。母はいろんな人から、結婚しないように勧められ、「結婚したら、あなたも子どももハンセン病になりますよ」と言われたようです。しかし母は、自分なりに考え、この病気はけっして怖い病気でもウツル病気でもない。母は、すべての人を敵に回しても、自分が証明してみせると誓ったそうです。

¹² コロナ禍のため、2020(令和2)年度の追悼式典は10月29日(木)に延期。参加人数制限、一般者お断りとなり、代わりにYouTubeでライブ配信された。感染対策のため、屋内ではなく屋外が望ましいとされたからか、献花から式辞、来賓挨拶、遺族挨拶が終わる1時間半弱の式典全体が、「追悼の碑」のある厚労省の前庭で催された。

父と一緒にあった母も、当たり前のように、すべてをなくしました。母の家系は、あの、西郷隆盛さんが〔沖永良部島に〕島流しに遭った際、命をかけてサポートした土持政照(つちもちまさてる)の子孫です。そんな由緒のある家柄を捨て、親兄弟親戚友達、自分が生まれ育ったふるさとさえもなくなりました。彼女はたった1人で信念をもち、命をかけて国の愚かな誤った政策に立ち向かったのです。そして、国は一瞬にして若い二人の人生を奪ったのです。それも間違っただけの判断と政策で。ほんとうに父と母は悔しかったと思います。

ある日、母は数十年ぶりにふるさとへ帰り、自分の母親に偶然にバスの中で会ったそうです。そのとき、母はうれしく、思わず、「おかあさん」と声を掛けたそうです。しかし、毎日恋しくてたまらなかった「おかあさん」と声をかけた人の返事は、「わたしには娘はいませんよ」とだけ言われたそうです。〔涙ぐみながら〕母はどれだけ悲しみに包まれ、どれだけ涙を流したのでしょうか。そして、数十年ぶりに愛するわが子を「わが子」と声にだし、抱きしめることもできなかったわたしの祖母は、どれだけ苦しかったのでしょうか。これが、国の誤った政策で引き離された家族の真実です。

父は、病気のこと、自分がどんな悔しい思いをしたか、話すことはありませんでした。きっと、最後のプライドだったのでしょう。だから、日々自分のなかでイライラした気持ちを、家族に当たるしかなかったのだと思います。

わたしが高校生になり、はじめて友達もできました。わたしは、こんな世界もあるのかとはじめて知りました。ふつうに友達と話し、笑ったり。みなさんにとってはほんとうに当たり前のことかもしれませんが、わたしにとっては差別も偏見もない場所は初めてだったのです。わたしの父のことを知らない友達。しかし、けして父の病気のこと、いままでどんな環境で生きてきたか、友達に話すことはありませんでした。話してしまうと、また暗闇に戻り、すべてをなくすことが怖かったのです。

ある日、帰宅時間が遅くなったとき、父の怒りが頂点になり、庭に大きな穴を掘り、わたしのすべての物を燃やしてしまいました。残ったのは、そのとき着ている洋服だけでした。しかし、わたしは、父を嫌ったことも、恨んだこともありません。母がいつもわたしたちに言っていたことがあります。「いまの父の姿は、ほんとうの姿ではなく、病気のせいで、国の間違っただけの政策で、性格までも変えられてしまったのだ。だから、せめて、家族だけでも理解をしてあげなければいけない。父の病気は、国や世間の人という怖い病気でもウツル病気でもない。だから、あなたたちは堂々としていなさい」と。ほんとうに、わたしは父と母から愛情をたくさんもらいました。母の凛(りん)とした姿を糧とし、父の膝の上で遊び、曲がった父の手のひらで頭や背中を撫でてくれました。

そんな父も、63歳という若さで亡くなりました。最後は末期の大腸がんでした。父は最後まで園内の病院に行こうとしませんでした。そこは、父にとって、人として生きることのできない場所だったからだと思います。そのときの父の気持ちを思うと、父にとって、その場所がどれだけ嫌な場所だったか、わたしはなぜ、父がいちばん嫌な場所で最期を迎えさせてしまったか、悔やんでも悔やみきれません。

父の無念、また、父と同じように国の理不尽な政策で悔しさや無念を残してこの世を去ってしまった方々は、いま、この世をどう見ているのでしょうか。繰り返される歴史のなかで、差別や偏見はいまだにはびこっています。

過ちを改めざる、これを過ちと言う。

差別や偏見はなくなることはないでしょう。しかし、最小限にすることは可能です。いままで国はいろんな施策に取り組んできたと思いますが、結果、どうでしょうか？ いまだにわたしは、顔も名前も出せずにいます。

わたしは、すべてに対して、教育が大事だと思います。わたしが言う教育とは、教科書でも薄っぺらなペーパーに載っている文字でもありません。正しい心と精神を持ち合わせた人間形成です。経験も知識もない人たちが教育したら、子どもたちは誤った知識をもってしまいます。わたしたちに寄り添った知識や言葉で語るとき、子どもたちにはかけがえのない教育になるでしょう。魂ある言葉は、心に響きます。薄っぺらな文字は、一度見て灰になるでしょう。わたしはどうしたら自分が幸せになれるのかではなく、どうしたら、この日本にいる自分を幸せに思えるか、そう、いつも、考えます。

わたしは、きょうも、あしたも、きっと父に会いたいです。曲がった固い手の掌(てのひら)で、また頭を撫でてもらいたい。もし、人として生まれかわることができるなら、わたしはもう一度、父の子どもでいさせてもらいたいのです。

わたしがいま、こうして、みなさんの前でお話するのは、無念だった父の悔しき、無情にも国の誤った政策で人生を奪われた方々の、現実起きた悲しい物語を、一人でも多くの方に知ってもらいたい。なによりも、この行動が、父の子であるわたしの証し、わたしの使命だと思っています。

わたしは、国ができなかった、当事者に寄り添った正しい啓発活動をやっていきたくと思います。どうか、みなさま、いまでも、声をあげることでできない方々や、差別や偏見に苦しみながら同じこの地上に生きている方々が、たくさんいることを忘れないでください。ここにいらっしやる方々は、とても立派な方々だと思います。わたしがきょう語った一片(いっぺん)でも頭の片隅にあるならば、行動を起こしてください。きっと、きょうまでより、1年後、2年後、3年後、結果は出てきます。そのときこそ、きっと、無念で亡くなられた方々の名誉回復が始まると思います。

改革なくして変化なし。

ありがとうございました。

(12) 2021 年度遺族代表挨拶¹³

家族訴訟原告 21 番

遺族を代表して挨拶をさせていただきます。

わたしの父は、わたしが1歳の頃、ハンセン病が再発して、東北地方の療養所に再入所しました。

父はハンセン病の後遺症で自由の利かない手を使って療養所の近くに家を建て、わたしと母を住ませ、自分も月のうち1週間ほどは家に帰っていました。幼い頃のわたしにとっての父は、手が不自由なのに立派な家を作る父であり、誇りでした。

ところが、わたしが小学校に入学して間もなく、父の病気を理由に同級生たちから避けられるようになり、そのうち物を隠されたり、氷の張った池に突き落とされたり、というようなイジメに遭うようになりました。泣きながら家に帰るたびに、母が小学校に文句を言いに行ってくれましたが、先生たちは誰一人として力になってくれませんでした。

そんな生活を続けるなかで、父が母に対して暴力をふるうようになっていったこともありました。わたしの父に対する気持ちは大きく変わっていきました。わたしは父に対して、`なんで、おれを産んだんだ、` `なんで、おれや母ちゃんを呼んで3人で一緒に暮らそうとしたんだ、` という不満をもつようになったのです。

母はわたしが小学校5年生のときに脳梗塞で倒れ、中学校2年生のときには寝たきりになって、わた

¹³ 2021(令和3)年度の追悼式典も、11月30日に延期され、前年度と同じ条件のもとで挙行された。

しが18歳のときに亡くなりました。母の死後、わたしはいよいよ父のことが許せないという強い気持ちをもつようになりました。けっきょく、わたしは平成29年に父が亡くなるまで、父に対して一切やさしく接することができませんでした。

わたしは最近、わたし自身が受けた偏見や差別に関する体験とともに父のことを学生さんや市民の方々の前で話をするようになりました。長いあいだ赦すことができず、忘れようとすらしていた父のことを他人に話すにあたって、どう思い出したらいいのか、自分のなかでまだ整理がついていません。それでも、父のことを話すためには、父と向き合わなければならないと思い、はじめて父の話をしたときには、父の写真をポケットに忍ばせていました。じつは今日も、わたしの胸の〔ポケットの〕中に父はいます。〔感極まってしばし発語できず〕すいません……。はじめて父の話をしたときは、ほんとに、どうやって話をしているかわからず、父の写真を握りしめ、話をするようになりました。でも、父に対して「この世に産んでくれてありがとう、という気持ちがだんだん湧くようになりました。でも、自分でも、なにがなんだかわかりません。父に対する気持ちが少しずつ変わってきているんだろうというふうに、自分で自分に言い聞かせています。

家族訴訟でも明らかになったように、ハンセン病の元患者の家族の多くは、ハンセン病に対する偏見や差別のせいで家族関係が壊れてしまいました。この関係を修復することは、ほんとうに困難です。まして、わたしのように関係を修復すべき人が亡くなってしまった遺族は、たとえ自分のなかで気持ちが変わってきたとしても、家族関係を修復することはできないのです。

そんなわたしたちがなによりも求めていることは、世の中にはびこる偏見や差別をなくしていくことだということです。ハンセン病に対する偏見や差別の歴史を反省材料とし、二度とわたしたちのような思いをする人がでることのない社会になることが唯一、家族関係を切り裂かれたわたしたち遺族の悲しみを癒し、亡くなった元患者の方たちを慰霊し、ハンセン病にかかわったすべての人びとの名誉を回復することにつながると思っています。

わたしの目から見ると、国が偏見や差別を解消するために本腰を入れているようには到底思えません。新型コロナウイルス関連の偏見差別に関する報道などを見ると、ハンセン病に関する一連の過ちから、なにも学んでないのではないか、というところか、悪い方向にむかっていっているのではないかとすら思えます。

偏見や差別を解消することが簡単なことではないことは重々承知していますが、それでもなお、遺族を代表し、国をあげて目に見えるかたちで偏見や差別をなくすための施策に本腰を入れていただくようお願いして、わたしの挨拶とさせていただきます。

令和3年11月30日 遺族代表

(13) 2022年度遺族代表挨拶¹⁴

黄光男

みなさん、こんにちは。わたしは、いま紹介されました副団長の黄光男(ファンゲンナム)といます。林さんは、いま福岡におられて、97歳というご高齢で、今年誕生日きたら98歳と聞いてます。ここへ、ほんとうは来たい、来たいと言ってたんですけど、今日も来れなかったということで、挨拶文(てがみ)をです、

¹⁴ 2022(令和4)年度は、コロナ感染の波が束の間引いていて、本来の6月22日に追悼式典が挙行されたが、一般市民の参加は認められなかった。

いただいて。たった 2 枚ですけど、ひじょうに心のこもった、内容の重たい文章になってますので、ぜひ、しっかり聞いていただきたいと思います。

今年も、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」が巡ってきました。

「らい予防法」は、世界に類を見ない隔離法として 90 年におよびこの国に存在し続けました。それは、退所規定のない「終生絶対隔離」でありました。夫婦が、親と子が、引き離され、家族は崩壊してしまいました。

隔離された者は人生を諦め、自らいのちを絶つ人も多くいました。計り知れない程の人々が無念の中、この世を去って逝ったのです。

そして、残された家族は、ひたすらその事実を隠し続けました。そうしなければ生きていけない苛烈な差別が、この日本社会の隅々に至るまで根付いていたからです。それは今も続いています。

国の方針、号令の下、教育界、法曹界、医療も、福祉も、宗教界も、疑いもなくこの「終生絶対隔離」を支持しました。その結果、国民は、誤った認識の下、加害者となったのです。

教育はこの出先機関でありました。罹患した子どもたちを容赦なく学校から排除し、家族である子どもたちは黙殺され続けました。教師自らが、まさに差別を是認したのです。

教育は、この人権侵害の歴史を、明らかに曝(さら)け出し、いのちの尊厳を踏み潰した愚かな人間の過ちを、どうか、どうか、子どもたちに伝えていただきたい。

それは、子どもたちが、これからの人生を生きる上で、また、これからの日本社会を創造する上で、最も貴重な学びとなるに違いありません。そして、過ちを認め、正すことが、人としてどれほど大切なことかを子どもたちに教えてください。

あまりにも遅かった予防法の廃止ですが、あれから既に四半世紀が過ぎました。果たして社会は変わったのでしょうか？……

この追悼が、行われていることを知っている人はどれほどいるのでしょうか。そして、この日が、なぜ存在するのかを知る人はどれほどいるのでしょうか。

国は、無らい県運動に匹敵する、差別撤廃運動を起こす覚悟は、おありでしょうか？染みついた偏見差別を根絶する施策は講じられているのでしょうか？

私は、1974 年出版の自著で〔ハンセン病を罹患した〕父〔がいること〕を公表し、以降 48 年間、父への慙愧を抱えながら、このハンセン病差別の愚を訴え続けてきました。

しかし、もう齢 98 歳になろうかとする今、国の変化、社会の変化を見届けることはできないであろうと思います。

残念でなりません。

この、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」が、形骸化した行政的弁明の証に終わることなく、真のハンセン病問題の克服への確かな一歩となることを心から希求し、ご挨拶とさせていただきます。

2022 年 6 月 22 日 ハンセン病家族訴訟原告団長 林力

家族訴訟原告番号 169 番

国が謝罪を繰り返すことを求めることが、わたしの追悼です。

わたしは家族訴訟に原告として参加しました。原告番号は「169 番」です。現在、関東に住んでいます。

父と兄がハンセン病病歴者でした。

父は九州のある県の職員をしていたのですが、ハンセン病を発病したことから、退職し、生まれ故郷へ戻って、親子 5 人で暮らしておりました。男ばかりの 5 人兄弟の長男であった父は、最初に生まれた女の子であるわたしを大変かわいがってくれました。実家の蜜柑山に散歩に連れていってもらい、軒先の李(すもも)、柿をとってくれたことを覚えています。

母によると、わたしはいつも父の後ろを付いて歩いていたそうです。その父がわたしが 5 歳のとき強制収容されました。全国で無らい県運動が強く進められていた時期でした。その日、友達の家から[自分の]家に帰る途中で人だかりを見つけました。その人だかりの先には、大きなバスのような車、ジープを見つけました。その車のいちばん後ろで、後ろを振り返る父を見つけました。わたしは誰かに止められるまで、泣きながら、必死に追いかけてきました。父が去った後、家じゅうを真っ白に消毒されました。そのときに怖さを感じたことを覚えています。わたしは父の身に何かあったことだと思いました。

その後はしばらく、父方の祖父の家で過ごしました。小学校 2 年になったばかりのとき、今度は、4 学年上の兄が、突然、家からいなくなりました。母は兄がいなくなって、ガックリ気落ちしていることがわかりました。母はわたし 1 人を母方の祖母に預け、資格を取るため故郷を離れました。当時、妹も母方のオバに預けられており、わたしは父が収容された町で、一人で祖母方から学校に通っていました。兄がいなくなった後、学校でイジメを受けるようになりました。「おまえも、らい病だろ！ おまえも、そこへ行け！」と言われたのです。わたしは、気が強いほうだったので、「寄るな」と言われると寄っていき、「触るな」と言われると逆に身体を触ったりもしました。

でも、父も兄も母も妹もいません。住んでいた祖母方では、父や兄のことは話しませんでしたし、学校でのイジメのことも話せませんでした。わたしはイジメに耐えきれなくなって、担任の先生に助けを求めました。ところが先生は、わたしの顔も見ずに、下を向いたまま、「しかたがないでしょ。ほんとうのことだから」「それで、あなたは、いつまで、ここに来るの」と言ったのです。クラスが一瞬、シーンとなり、周囲に気まずい雰囲気が流れたことは覚えています。その後のことはまったく覚えていません。

そのとき以来、父の病気のこと、ハンセン病のことは、けっして人には話さない、話してはいけないと心に決めて生きてきました。

母が職業学校から戻ってきて、母とわたしと妹の 3 人で暮らすようになりました。3 人で療養所にいる父に、よく会いに行きました。小さな子どもたちは珍しかったので、入所者の方々は、わたしたちを大変かわいがってくれました。妹と二人で入所者の布団に潜り込む競争などをして遊んでいました。こんなふうだったので、ハンセン病や病歴者の方を怖いと思ったことは、これまで一度もありません。

無理をしたせいでしょうか、母がしばらく入院したことがあります。そのとき、妹と二人だけで、他人の家の一間を間借りして暮らしたこともありました。二人は 10 歳と 8 歳になったばかりでした。母は職業学校を出たあと、経験を積むために、いろいろところで働きながら、わたしたちを育ててくれました。親子 3 人で借りた狭い部屋に父が療養所から訪ねてくるのが、たびたびありました。部屋の外で人の声がすると、父は押し入れに隠れたりしていました。あるときわたしは大家さんから、「女子ども所帯に男の人が訪ねてくるね」と、嫌いな言われ方をされ、これに対しわたしは「男の人が訪ねてはいけないという契約になっているのですか」と訊(き)いたのです。そのとき大家さんは「こんな小学生、見たことない」と言われました。わたしは「父が療養所から抜け出して訪ねてくる」とは言えなかったのです。でも、いま振り返ってみると、なんと生意気な、かわいくない小学生だと、恥ずかしくなります。

兄も父も同じ療養所におりましたが、兄を含めての家族団欒はなかったと記憶しております。その兄

が長島の療養所の高校入学を機に故郷を離れる日に、気丈な母が涙を流しながら仕事をしていたことを思い出します。

母は、ハンセン病が怖いという社会の偏見に染まらず、わたしたち姉妹を療養所に連れていってくれました。わたしもハンセン病を怖いと思ったことはありません。でも、小学校の先生に言われたことから、けっして、人にハンセン病のことは話してはいけないと思うようになったことも事実です。また、父方の祖母がわたしに「故郷にいてはいけない」と言われたこともあり、大学で東京へ出ました。以来、関東に住んでいます。

父は療養所で暮らしながらも、わたしたち家族を大事にしました。母も手に職をつけ、自立しながらも、父をととても頼りにしておりました。母が 57 歳のとき、病気が再発し、病状が悪化したので、わたしと兄で関東の病院に引き取りました。母はずっと父が来るのを待っていました。父が来て、面会を終え、「また明日ね」と病室を出て、数十分後に母は「もう頑張れない」と言って、息をひきとりました。

父は国賠訴訟の判決後、療養所を退所して、社会に暮らしたあとに亡くなりました。

兄は長島の高校を卒業し、大学を出たあと、結婚して、社会で暮らしながら、何度か療養所に〔再〕入所しました。入所の繰り返しは、療養所以外のハンセン病の治療を受けられなかったからです。そのたびに、父と母と同じように、夫婦が別れて暮らさなければなりませんでした。その兄も去年の秋、亡くなりました。

わたしは家族訴訟判決後に、三省協議に基づき設置された「〔ハンセン病に係る偏見差別の解消のための〕施策検討会」の「当事者市民部会」に委員として参加しております。わたしの父と兄がハンセン病病歴者であったことは、家族はみな理解してくれており、〔家族のあいだでは〕隠すことなく生活できています。でも、だからといって、わたし自身は、実名を名乗ること、顔を出すこと、カミングアウトすることはできないのです。

ハンセン病に対する偏見差別の現状は、国の間違った「らい予防法」、「無らい県運動」、「強制隔離政策」によって生み出されたものです。しかし、国の間違った政策により被害者を生み出したことを理解している国民はわずかです。国が偏見差別解消のために「無らい県運動」の倍、いいえ、何十倍ものエネルギーを費やしていただきたいと考えます。なによりも、社会の偏見差別の不安を解消できず、引き裂かれた病歴者の家族のために、怖い病気、に仕立て上げたことの過ちを、何度でも謝罪してほしいのです。わたしはそのために今日、ここに立ちました。

2022 年 6 月 22 日 遺族代表 家族原告 169 番

第二章 家族原告らの「陳述書」等の解説——被害の深刻さと被害の継続性・現存性

1 検討資料としての「陳述書」等

ハンセン病に係る偏見差別によって、社会のなかで暮らすハンセン病の病歴者の家族たち（以下、ハンセン病家族）が受けてきた被害実態を明らかにするため、施策検討会では、ハンセン病家族訴訟（以下、家族訴訟）における原告ら（以下、家族原告）の陳述書および原告本人尋問調書（以下、陳述書等）を検討対象として分析を行った。

家族訴訟の法的・歴史的な前提として、ハンセン病の病歴者らによる「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」（以下、国賠訴訟）がある。1998（平成 10）年 7 月 31 日に熊本地裁への第 1 次提訴がなされた

あと、東京地裁および岡山地裁にも病歴者らによる提訴が広がった。2001(平成13)年5月11日に熊本地裁は原告勝訴の判決を出し、これが確定判決となった。1996(平成8)年まで続いた「らい予防法」および隔離政策が、人権侵害であり日本国憲法違反であったことが認定された。

家族訴訟は、「らい予防法」および隔離政策について、ハンセン病の病歴者だけでなくその家族にも被害が及ぶものであったとして、ハンセン病家族らが国に謝罪と賠償を求めたものである。2016(平成28)年2月15日、第1陣の家族原告59名が熊本地裁に提訴をし、同年3月29日には第2陣の家族原告509名が提訴をした。前述の国賠訴訟の確定判決から約15年後のことである。家族訴訟が568名の大原告団となったことは、このかん、全国各地のハンセン病家族たちが、自分たちも国に謝罪してほしい、そして、いまだに残る偏見差別除去の取り組みを本格化してほしいとの思いを抱き続けていたことを、なによりも雄弁に物語っていよう。他方で、家族による提訴までに15年もの歳月を要したことは、画期的であった国賠訴訟の判決を経てなお、家族らが被害の声をあげることの難しい状況に置かれ続けてきたことを示している。568名の家族原告は、林力原告団長ほかごく数名を除き、大多数が匿名のかたちで裁判に臨んだ。

訴訟においては、ハンセン病家族訴訟弁護団(以下、弁護団)は、家族原告らが被ってきた被害の立証のため、聴取可能なすべての原告から人生被害を聞き取り、陳述書を作成した。高齢等のため聞き取り困難な原告については病歴者を含む近親者からの聞き取りにより陳述書を作成した場合もあった。しかしながら、どうしても陳述書が作成できなかった7名については提訴取下げを余儀なくされ、判決時の原告数は561名となった。

家族原告らは、ハンセン病の病歴者本人との関係でいえば、親、子ども、きょうだい、配偶者である。一部に、それ以外の親族関係ではあるが病歴者と同居していた者も含まれる。

家族原告らの年齢は、提訴時で90歳代から20歳代まで幅広い年齢構成をなした。その平均年齢は、判決時で67.9歳であった。

なお、家族原告のなかには非常に高齢の者も多く、提訴時から判決時までの3年のあいだに10名を超す原告の方々が亡くなられ、その遺族が原告としての地位を承継した。

家族原告らの居住地域は、北は北海道から南は沖縄まで、文字通り全国各地に広がる。判決時の561名のブロック毎の居住地域を示せば、「北海道・東北」22名、「関東」58名、「中部・東海」31名、「関西」67名、「中国・四国」21名、「(奄美を除く)九州」93名、「奄美」19名、「(宮古・八重山を除く)沖縄」164名、「宮古・八重山」86名である。

今回、施策検討会が家族原告らの陳述書等を検討資料としたい旨の意向を弁護団に伝えたところ、弁護団はあらためて各家族原告らに資料提供の諾否を問い合わせ、その結果、半数を超える家族原告らが了承の意思表示をされた。

弁護団から施策検討会に提供された資料は、「陳述書」が319通(なお、319通ではあるが、原告320名分にあたる。複数の原告について親族が語った陳述書、1名の原告で複数の陳述書、というケースがあるためである)。「原告本人尋問調書」が22通(なお、家族訴訟で本人尋問に応じた家族原告は29名であった)。

家族原告らの「陳述書」等を読み込んだ結果、ハンセン病家族たちが被ってきた人生被害は大きく3つの視角から描き出す必要があると考えられた。

第1は、国のハンセン病隔離政策により、ハンセン病の病歴者の家族であるというだけで「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」である。

第 2 は、ハンセン病家族であることにより「家族関係の形成を阻害された被害」である。

第 3 は、自分の身内にはハンセン病の病歴者がいる、そしてまた、自分はハンセン病家族であるということを人には知られてはならないものとして、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」である。

以下、陳述書等から具体的な陳述を例示していくことをとおして、上記の命題が妥当であることを論証していきたい。そのさい、項目毎に陳述の語り手の生年の順に事例を並べていくこととする¹⁵。そのような記述方法によって、ハンセン病に係る偏見差別が、はたして、いまとなつては「昔の出来事、にすぎないのか、それとも、継続的に生起し、まさしく「今の出来事、としてハンセン病家族たちの人生を脅かし続けているものであるのか、おのずから明らかになるであろう。

2 偏見差別を受ける地位に置かれた被害

ハンセン病家族が被った被差別体験はさまざまであり、人生のあらゆる場面、あらゆる場所に及んでいるが、陳述書等を読み込んでいくかぎり、近隣の「地域社会」、子どもたちが通う「学校」現場、そして、働いて収入を得るための「職場」、さらには、血縁関係および姻戚関係からなる「親族」のネットワーク、そして、新たな家庭を築く「結婚」の場面が、ハンセン病家族が差別を体験した主要な場であると言えることができる。

以下では、それぞれの場面における、具体的な被差別体験をみていく。

(1) 地域社会での被差別体験

1934(昭和 9)年生まれの原告番号 3 番の女性は、次のように陳述している。「父が収容され、自宅が消毒された事実は、あっという間に集落一帯に広まりました。近所の家の前を通ると、『くさる』『家の前を通るな』などと言われました。隣の家には 1 つ上の子がおり、家に遊びに行つてご飯を食べたり、お風呂と一緒に入ったりと、とても仲良くしていました。それなのに、父が収容されたとたん、ひどく嫌われ、石を投げられるようになりました。母にそのことを打ち明けると、『嫌われるから、近所に遊びに行つたらあかん』と言われました。私たち家族は、すっかり近所から孤立させられました。」

1938(昭和 13)年生まれの原告番号 281 番の男性は、こう陳述している。「父が宮古南静園に入所したことはすぐに周囲に知られ、そのときから目に見えて厳しい差別が始まりました。近所の人たちは、私たちに向かつて『おまえたちはクヅツだから顔を見せるな』などと言い、私たちが避けるようになりました。『クヅツ』とはハンセン病の症状のひとつである手足の変形した様子を差別的に表現した言葉です。また、家に石を投げられるといったことは日常的にありました。家にいるといきなり窓ガラスが割れ、驚いて外を見ると、逃げていく人影を見たこともあります。」

1940(昭和 15)年生まれの原告番号 82 番の女性から弁護士が聞き取りをして作成した陳述録取書には、こう記載されている。「私は、昭和 38 年頃、美容院を開業しました。私がハンセン病患者の家族であることは、地域の人には周知の事実でした。どうして漏れたのかはわかりませんが、家の消毒があったことや狭い地域であることから、噂が広まったのかもしれませんが。そのため、美容院を開業した直後から、ハンセン病の家族であることを理由とする様々な差別に遭つてきました。まず、同業者や地域の方は、私の店を訪れる客に『あそこのお店には行くな。ハンセン病だからうつる』と言って回りました。従業員宛

¹⁵ ただし、資料提供に応じてくださった家族原告のなかには、自分の生まれ年が明記されることを望まなかった方もいた。その場合には、2021 年 10 月 31 日時点で「何十代」であるかの表記でもって替えた。

にも手紙が来て、『この美容室は病気だから辞めたほうがいい』と書いてありました。これらの妨害行為のため、近所の人は私のお店に近づくことはなく、お客さんは遠方の人ばかりでした。また、地域の人は、私に対し『あなたは毒を持っている』と言って、私を汚いもの扱いしました。」「美容師組合という集まりでも差別を受けました。定期的に組合の総会があり、そこで保健所から法定伝染病の説明がありますが、保健所の職員は、法定伝染病と合わせて、ハンセン病の説明もしていました。ハンセン病の説明になったとたん、参加者は一斉に私のほうを見るのです。そして、総会の後には宴会があるのですが、そこでも悪口・陰口を言われ、私は孤立していました。宴会ではゲームがあり、2人ずつ前に出てじゃんけんをしたりするのですが、私の順番になると誰も出てくれず、私はじゃんけんすらすることができませんでした。このときのことは、今でも忘れませんし、これからも忘れることはできないと思います。」

1946(昭和 21)年生まれの原告番号 9 番の女性は、こう陳述している。「田舎では、ハンセン病のことを『クンキヤーもれ』(惨めな乞食のこと)、『有屋(ありや)行き』(有屋は和光園のある場所の地名)などと呼んで嫌っていました。私は何かあるたびに『ガシynchューヌ、クワンキヤーヌ』(奄美の言葉で「病人の子どものかせに」という意味)と呼ばれ、冷たい視線の中で暮らさなければなりません。つねに患者の子どもであることを意識させられる日々を送るうちに、自然と、人並みの生活は諦めなければならないと、積極的に何かを望むというをしなくなったように思います。」

1986(昭和 61)年生まれの原告番号 474 番の女性は、こう陳述している。「私が幼い頃暮らしていた家の周りには、同じ年頃の子どもたちがたくさんいました。でも、ほとんどの子は、私と遊んではくれませんでした。」「当時、家のすぐ脇に畑があって、いい遊び場になっていました。そこで遊んでいたら、横の家の子が一緒に遊びたいという感じで出てきたのですが、その家のおじいさんが『その子とは遊ばんよ』と言って、連れ帰ってしまいました。それ以降、その子からは『ばい菌、近づくな』などと言われるようになりました。小学校に上がった頃からは、外では遊ばず、家の中で一人で遊ぶことが多くなりました。新たに引っ越してきた子以外は、私に近寄ってくることは一切ありませんでした。小学校に上がってからできた友達の A ちゃん¹⁶は、ちょっと離れた所に住んでいたの、なにも知らなかったのだと思います。一緒にいてくれました。でも、離れた所に住んでいる子でも、私の近所の子とつながりがあったらもうだめでした。『親と一緒に遊ぶなど言ってるから遊べない』と言って離れていきました。どうして自分だけ?という思いはありましたが、その原因はわからないままでした。」

(2) 学校での被差別体験

前出の、1934(昭和 9)年生まれの原告番号 3 番の女性は、次のように陳述している。「父が収容されて間もなく、私は小学生になりました。小学校でも仲間はずれにされ、差別やいじめに遭いました。通学路では、近所の子らに待ち伏せをされては、石を投げつけられ、『帰れ』『学校に来るな』と言われました。学校では、周りの子から話しかけてもらうこともなく、ひとりぼっちの毎日でした。3年生のときに同じ村の人がクラス担任の先生になってからは、さらにひどくなりました。私は背が低かったので一番前の席に座っていたのですが、教室の一番後ろに席を変えさせられました。当時は二人がけの椅子で、横の子から『隣に座るな』と言われたので、一人で端っこに座りました。先生は、私をあからさまに差別し、話し

¹⁶ 弁護団から提供された陳述書等は、プライバシー保護のため、ここかしこマスキングが施されたものであった。引用に際しては、もともとは固有名詞で表記されていた人名や地名などをアルファベット記号で記載することにした。また、できるだけ引用字数を減らすために、編集の手を加えることとしたが、記述を簡略化するに際して、固有名詞を書かなくても文意が通るように配慮した。

かけてもくれませんでした。昼休みの弁当は裁縫室でみんなで食べるのですが、そこにも入れてもらえませんでした。入ろうとしたら、『汚い』と言われて、男子に弁当箱を取り上げられ、投げ捨てられました。泣きながら弁当箱を拾って、家に帰りました。」

1943(昭和18)年生まれの原告番号6番の女性は、こう陳述している。「学校では、仲間はずれにされ、何かにつけいじめられました。同じバケツでは雑巾を洗わせてもらえませんでした。『寄るな』『うつる、うつる』と言われました。最初はなんで自分がいじめられるのかよくわかりませんでした。家が消毒されたからかな、と思っていました。父の病気のことは、母はなにも私には説明しなかったのでよくわかっていませんでした。いつも教室の隅にポツンと一人でいるような状態でした。だんだん学校に行くのが嫌になりました。母の手伝いができるようになると、魚を干したりする母の作業を手伝って、学校に行かない日も多くなりました。中学のときには、卒業できるギリギリの出席日数しか登校しませんでした。」

1945(昭和20)年生まれの原告番号379番の男性は、こう陳述している。「私はきょうだいがハンセン病であるということはいじめに遭い、小学校、中学校をろくに行っていないため、今もほとんど字の読み書きができません。字が書けないことは、私にとって、トラウマみたいなものです。自分の名前すら、手が震えてしまって、書くことができないのです。このことは、就職の際、大きなハンデになりました。読み書きが必要な仕事には当然つきませんし、きちんとした履歴書が必要になるような会社は受けられませんでした。」「自分なりに一生懸命やってきた人生ですが、兄や姉のことでいじめられて、学校にほとんど行けず、読み書きができないことだけは、本当に残念です。そのために、悔しい思い、恥ずかしい思いをたくさんしてきました。」

1945(昭和20)年生まれの原告番号169番の女性は、こう陳述している。「私は学校でいじめられていましたが、気が強いほうだったので、クラスで『らいの子』と言われると、『それがどうした』と言いつたり、『うつる』と言われると、逆に相手の身体に手で触ったりしていました。そうは言っても、いじめはともつらいことでした。〔父親に次いで療養所に収容されることで〕兄がいなくなった後のいじめがあまりにも辛く、小学校の担任の先生に相談したことがありました。そのとき、先生はこちらを見ず、下を見たまま、『仕方ないだろう、本当のことだから。〔あなたも〕いつまでこの学校にくるの』と言いました。私は、助けを求めにいったのに、とてもショックでした。〔ハンセン病に罹患した〕父のことで、人にいじめのことを相談したのは、これが人生の中で最初で最後となりました。当時、私のまわりには、もちろん父はいません。〔職業学校に通い始めた〕母もいません。兄も、〔親戚に預けられた〕妹もいません。学校の先生しか助けを求めることができる存在はいなかったのです。だからこそ、この担任の先生が発した言葉は、私の生涯を決定づけるものになりました。それからは、父のことは、人に相談しても誰も助けてくれない、自分で何とかするしかないと思うようになりました。」¹⁷

1947(昭和22)年生まれの原告番号56番の女性も、こう陳述している。「学校で私が受けた酷い仕打ちには、子どもたちからのいじめだけではありませんでした。小学校にBという女の先生がいました。B先生は、私を目の敵にし、まともに口をきいてくれることはありませんでした。B先生は、いつも私を、教室の隅っこの席に座らせました。子どもたちが整列するときも、必ず私を最後尾に並ばせました。B先生は、私の父がハンセン病を発病し、療養所に収容されたことを知っていて、私も病気に罹っているのではないかと疑っていたのだと思います。私を教室の隅に座らせ、また、列の最後尾に並ばせたのは、他の子どもたちとできるだけ離して、病気がうつらないようにしているのだと感じました。」「B先生からは、もっ

¹⁷ 引用に際しての〔 〕書きは、文脈を明確にするための引用者による補いである。以下同様。

と酷い仕打ちを受けました。それは、私が小学校 3、4 年生のときでした。私が階段を上っていて、最後の段に足をかけようとしたとき、目の前に B 先生が立っていました。B 先生は、私を見るなり、私を突き飛ばしたのです。私は、必死で、咄嗟に手すりにつかまり、転げ落ちずにすみました。B 先生は私に『もう〔学校に〕来なくていい』と、突き放すような言葉を投げつけてきました。私は、このときの B 先生の鬼のような形相と、恐ろしかった気持ちを今でも忘れることができません。私は、さすがに、このときだけは、母に打ち明けました。母はすごく怒り、校長先生に訴えてくれました。しかし、母の訴えも無駄でした。校長先生や B 先生が私に謝ってくれることはなく、むしろ、それ以降、B 先生は私を完全に無視するようになりました。B 先生からこのような冷たく酷い仕打ちを受けても、私は誰にもそのことを相談したり助けを求めることはできませんでした。他の先生も、B 先生ほどではありませんでしたが、まるで腫れ物に触るかのように、私を冷たく扱っているのを感じていました。おそらく、私がハンセン病患者の子であることが、学校に伝えられていたのだと思います。`恐ろしい伝染病であるハンセン病、に罹った親を持つ子は、このような仕打ちを受けても仕方ない、という雰囲気为学校全体にありました。」

1948(昭和 23)年生まれの原告番号 234 番の男性は、こう陳述している。「そもそも、登校時に道を歩いているだけで、投石される、罵倒される等のひどい差別を受けるので、砂浜や木々の間をくぐり抜けて小学校に通学しました。学校に着いてからも、誰も私に触れようとしなばかりか、ただ立っているだけの私に対して『おまえは風上に行くな。菌がうつる』と言われ続けました。学校の先生も、私との接触を恐れ、教科書や教材を手渡しすることもなく、竿に引っかけて私に渡しておりました。」

1955(昭和 30)年生まれの原告番号 321 番の女性は、こう陳述している。「私が物心ついたときには、母はいつも人目を避け、家に閉じこもっていました。父も〔宮古南静園から〕帰ってきたときには人目を気にして、自分の姿を見られないようにしていました。そんな両親の様子をみて、私自身も幼い頃から、誰に教えられるでもなく、両親が人に嫌われる病気で、そのことを隠さなければならないと感じ取っていたように思います。でも、〔私の暮らす集落は〕狭く小さな集落ですので、誰もが両親の病気のことを知っている状況でした。近所の人たちも、同級生も、学校の先生も、ハンセン病患者の子である私を偏見の眼差しで見っていました。`汚い、という目でみられ、避けられているのを肌身で感じていました。同級生からも、『ンスヌンの子』と悪口を言われました(`ンスヌン、は、西の人という意味で、南静園のことを差別的にさす言葉です)。『クツツの子』という言葉も投げつけられました。」「でも、私にとって何よりも一番辛かったのは、小学校から中学校時代にかけて、学校の先生から差別されたことでした。小学 2 年生の頃には、担任の先生から暴言を投げつけられ、大泣きするほど悲しい思いをしました。具体的な言葉は覚えていないのですが、親のことを言われ、とても悲しくて、親にも、誰にも、打ち明けることができませんでした。それ以降も、他の子と比べられては、馬鹿にされました。先生に認めてもらいたいと思って、一生懸命に勉強しましたが、いくら頑張っても認めてもらえることはありませんでした。小学校の卒業式の時も、担任の先生は一人ひとりに声をかけていたのに、私にだけ声をかけてくれませんでした。なにも悪いことをしていなくても、先生は一方的に `あんたが悪い、と決めつけ、私ばかり叱りつけました。中学校の頃には、何もしていないのに立たされ、平手打ちをされたこともありました。〔先生って〕家庭をみて、親を見て、差別するんだな、人格を否定されるんだな、と肌身を持って感じ続けていました。そのような環境の中で、先生に呼ばれただけで、`何を言われるか、とどきどきするようになりました。次第に、人前に出るのが怖くなっていきました。いつもおどおどして、自分の気持ちが出せない引っ込み思案の性格になり、何もかもに自信が持たなくなっていきました。」

1958(昭和 33)年生まれの原告番号 188 番の女性は、こう陳述している。「小学 3 年生になると、同

じクラスに南静園の職員の娘がいて、ひどくいじめられました。あれしろ、これしろと命じられました。『言うことを聞かないと、他の子に親のことをばらすよ』と脅されました。私は、言うことを聞かなければならないという強迫観念に支配されました。このような陰湿ないじめは、クラスが変わるまで続きました。」

60代の原告番号368番の男性は、こう陳述している。「父の体の状態は、周囲の誰から見てもハンセン病とわかる状態でした。沖縄離島では、ハンセン病患者は『クンキャ』と呼ばれ、『うつる』『汚い』と言われて、恐れられ、侮蔑されていました。私は[地域の]小学校に通っていました。生徒はC、D、E、Fという4つの部落の子でした。私の学年は生徒数が120名でしたが、そのうち40名が私と同じ部落の子でした。私と同じ部落の同級生は、私のことを『汚い』『うつる』と言って、近づくことはなく、家に遊びに来ることはありませんでした。このため、私の友達も、父の病気のことを知らない他の部落の子ばかりでした。中学校に進学すると、同じ部落の先輩からの暴力、いじめが激しくなりました。先輩からトイレに呼び出され、デッキブラシで殴られることが何度もありました。先輩は、自分と同じ部落に『クンキャの子がいることが許せない』という感じでした。私は、なんでこんな理不尽な目に遭わないといけないのかと辛くて仕方ありませんでしたが、父の病気のせいで学校でいじめられていることを家族に話せば、両親が辛い思いをするだけなので、私は親や姉に相談することもできませんでした。私の心の中には『クンキャの子は嫌われても仕方ない』という諦めの気持ちがいつの間にか染みついていきました。」

1963(昭和38)年生まれの原告番号21番の男性は、こう陳述している。「小学校に入学後間もなく、私は学校で『らい病の息子』として差別され、いじめを受けました。具体的には『どすの子』と言われていました。母からよく東北新生園に連れて行かれていたので、父が何かの病気で施設にいるのだろうということはわかっていましたが、具体的にどういう病気かは知りませんでした。『どすの子』と言われたことで、父がそういう病気だということをあらためて知らされたのです。いじめをするのは、同じ地区の先輩や同級生で、その中には新生園の職員の子がいました。その子らから、学校で荷物を隠されたり、冬の登下校中に氷の張った池に突き落とされたこともありました。そのため私は、学校から帰るときはいつも走って帰っていました。また、いじめにより、周囲にも父親が新生園の入所者だと知られてしまったため、小学校ではいつも孤独でした。運動会の昼食時、周りに人が寄りつかず、母親とふたりだけで昼食を摂ったことを覚えています。地域の子供会の行事にも呼ばれませんでした。学校に行くのは本当に辛かったので、私はよくずる休みをしました。1週間とか10日とか続けて家に引き籠もり、外に出ないことがありました。」

(3) 就職差別、職場での差別・職場からの排除

70代の原告番号70番の男性は、次のように陳述している。「私は、中学校を卒業後、簿記学校に2年通ってから、[ある]会社に準社員として入社しました。この会社では、1年間勤務を続けると本社員になるという慣行になっていました。私が入社してから1年が経ったとき、突然上司から呼び出されて、『明日から来なくていい』と言われました。私は本社員になるかどうかの話だと思っていたので、まさか解雇されるとは思っていませんでした。解雇の理由を何度も聞きましたが、上司は答えてくれませんでした。後に、本社の人間が私の実家の近くにきて実家のことを嗅ぎまわっていたと聞きました。私の本当の母のことを同僚に話したことがあったので、そこから母のことが会社に知られたのではないかと思います。私は、無遅刻無欠席で勤務しており他に解雇される理由はなかったのに、解雇の理由は母が収容されたことと関係があると確信しました。このことで、私は、母のことは秘密にしなければ仕事が続けられないのだとわかり、母のことはますます誰にも話せなくなりました。」

70代の原告番号91番の男性は、こう陳述している。「私は高校卒業後、学費の安い大学に合格して進学しました。私は、母の病のことを「誰にも言えない、誰も何の助けもしてくれない、相談する所はどこにもない」という生活をおくってきました。この孤独感、孤立感は、思春期にあった私の成長に大きな影を落としたと思います。私はずっと情緒不安定で育ってきましたので、寮生活をしていたときにも「[電車で]飛び込んだら楽だろう、と思うことが何度もありました。」「履歴書に賞罰の有無(あるなし)を書くように、私の心の中にある履歴書には「ハンセン病の家族、の「有無、の欄があるようです。もちろん、目に見え、文字にしてあるわけではありません。しかし、私の就職や結婚のとき、この「目に見えない履歴書、は絶大なる威力を発揮しました。私の就職のとき、結婚のとき、興信所は私の家の周辺を嗅ぎまわり、いとも簡単に私の「見えない履歴、を見つけ、断罪したのです。全ての会社、全ての女性に、興信所は×マークの履歴書を突きつけたのです。」「就職活動をする際、隣の家に住人から『あなたのことを調べに興信所が来てたよ』と言われることが多々ありました。興信所の調査で家族の「らい、のことがわかったのか、民間はすべて学科と面接が通るのに、身元調査で落ちました。結局、私は中学校の英語教員になりました。教員になったことに後悔があるわけではありません。しかし、家族の「らい、がなければ、また他の人生があったことは間違いありません。ハンセン病患者の家族であるという事実が、私の就職、人生を、がんじがらめに縛っていたことは間違いのない事実なのです。」

1953(昭和28)年生まれの原告番号10番の男性は、こう陳述している。「今から5、6年前のことです。当時働いていた職場の同僚と雑談していたとき、ふと、『今度、熊本に行くんだ』と話しました。[ハンセン病遺族・家族の会である]『れんげ草の会』の集まりが熊本で予定されていて、私は参加することになっていました。同僚が『熊本に何しに行くの?』と聞くので、私は[国賠]裁判でも勝ち、世の中でもハンセン病の理解が深まっていると思い、『母親が元ハンセン病患者で、家族の会の集まりに行くんだ』と話したのです。ところが、その同僚は途端に嫌な顔をして、『あれはうつるよ、遺伝もするよ』と言ったのです。私が『ハンセン病という病気は遺伝しないよ』と伝えても、その同僚は全く聞く耳を持ちませんでした。私は、そのとき、裁判で勝っても世の中の人がハンセン病のことを理解したわけではなく、まだまだ偏見や差別の根が深いことを思い知らされ、深く失望しました。このことがきっかけで、その職場内で私は、「元ハンセン病患者の家族だ、と陰口を叩かれるようになり、いたたまれず、3ヵ月後、職場を辞めることになりました。」——職場から排除されたこの事例は、2001(平成13)年の国賠訴訟「勝訴」後に生じていることを、記憶に留めておいていただきたい。

50代の原告番号90番の男性は、こう陳述している。「小学校時代は柔道、中学校時代はバレーで鍛えたうえ、高校では剣道部で活躍しました。夢は、警察官になることでした。両親のためにも立派な職業に就きたいという思いで、一生懸命勉強して、警察官の試験を受験しました。学科試験の中に自由作文がありました。いったんは父のことを書こうと思ったのですが、書いたら落とされるかもしれないと考えなおし、結局は書きませんでした。学科試験が終わり、面接試験まで進みました。面接試験の際、父のことを尋ねられましたので、『星塚敬愛園におります』と言いました。警察官という正義を貫く職業に就くわけですから、嘘をついてはいけないだろうと思ったからです。最初、面接官は、敬愛園の職員だと誤解したようでした。そこで、私から『いいえ、療養中です』と言いました。面接官は『ああ、そうかそうか』と言っていました。面接試験後、いつまで待っても合格通知は届きませんでした。あれから30年以上が経ちましたが、今となっても、父が敬愛園の入所者であること以外に、落とされた理由が思い当たりません。」

(4) 親族からの差別

1934(昭和 9)年生まれの原告番号 95 番の女性は、次のように陳述している。「[ハンセン病を発症した夫と結婚したことで]実の母からは縁を切られたとはいっても、何かの用事で島に帰ることは何度かありました。[菊池恵楓園のある]熊本に移って十数年後、たしか同窓会のために島に帰った時のことです。バスに乗ったら、そのバスに母が乗り合わせていたのです。思わず懐かしくて、『おっかん、元気だったね』と声をかけました。ところが母は『誰ね』と言います。『自分の娘も知らんとね』と言うと、『いやーっ、うちには娘はおらんよ。息子ばかり』と言い放ちました。それを聞いて、悲しいやら、腹が立つやら、何とも言えない気持ちになりました。周りに人がいなければ、泣いてしまっていたかもしれません。しかし、母に似て気性の激しいところのある私は、`ヨーシ、二度と相手するもんか、めそめそやせん、と、根性悪な思いをも抱いてしまいました。」「別の機会に島に帰ったとき、母がバス停に立っているのを見かけました。`年を取ったな、`と思い、声をかけそうになりましたが、`この人とは二度と口をきかんのやった、`と思い直して背を向けました。」「母が亡くなる前、義姉から言われて、ショートステイを利用して施設に見舞いに行ったことがありました。そのときも、母は私に対し、『自分には女の子はおらんよ』とはっきり言いました。」

前出の、70 代の原告番号 91 番の男性は、こう陳述している。「後年になって祖母が亡くなり、法事するとき、私はメモを拾いました。小さくちぎった紙で、『G 姉さん(母のこと)も来るの』とありました。メモは誰が書いたものかわかりませんが、文面とタイミングから、法事に来ていた親戚の者に間違いありませんでした。私はそのメモを読み、親戚は法事で母と会うことすら嫌がっているのだとすぐにわかりました。心ない仕打ちに、親族なのにと腹が煮えくり返りました。人間不信になる思いでした。親戚や親しかった人々までもが、このように病気の感染を恐れ、我が家の人々を遠ざけました。親戚の誰一人として敬愛園に見舞いに来たことはありませんでした。十年間に 1 人もです。私たち家族は、この人たちの`仕打ち、`をけっして忘れません。」

前出の、1947(昭和 22)年生まれの原告番号 56 番の女性は、こう陳述している。「父と弟の、2 人もハンセン病患者を出した家ということで、私たちに対する近所の風当たりは一層厳しくなり、私たちは炭鉱住宅を出ていかざるをえなくなりました。母は、私と末の弟を連れ、父方や母方の親戚を頼りに、逃げるように関西へ引っ越しました。しかし、頼りにしていた親戚も、私たちが出入りすることを嫌がって、冷たい態度をとったり陰口を言うのが聞こえてきました。あるいは『うつたらあかん。近寄るな』と露骨に出入りを拒否する親戚もいました。身内による差別や迫害も厳しく、私たち家族を支えてくれる親戚はありませんでした。」

1958(昭和 33)年生まれの原告番号 339 番の女性は、こう陳述している。「母は、沖縄の離島の出身で、10 人きょうだいの 5 番目でした。14 歳のときに宮古南静園に入所していますが、家族や親戚からの偏見がとても厳しく、母はその存在自体を隠されていました。きょうだいの配偶者や子どもたちにも秘匿され、特に年下のきょうだいは、母がどこにいるかも、私たち子どもの存在も知らない状態でした。そのため、私たちは母方の実家を訪問することもできず、交流もほとんどない状態が続きました。沖縄においては、親戚同士の行き来や交流がとても密で、年の節目や、なにかお祝い事などがあるたびに、大勢の親戚が一堂に会するのが慣わしです。でも母は、そのような行事に呼ばれることは全くありませんでした。トゥシビー(生年祝い)といって、12 年ごとの生まれ年に親族が一堂に会してお祝いをする風習がありますが、母はトゥシビーにも呼ばれませんでした。特に数え年 85 歳のトゥシビー祝いは盛大に行います。私はまだ 20 代の頃、呼んでもらえない母の代わりにその祖父母のトゥシビー祝いに出たことがありました。初めて会う知らない親戚が大勢いる中で、『この子は誰?』と指さされ、母のきょうだいから

『親戚の子だよ』と言われるなど、とても辛く、息苦しい思いをしました。」「平成 5 年だったと思います。母方の祖父が亡くなり、お通夜と告別式に参列することになりました。お通夜に参列した際、母方の親戚の人が母のほうを見て、‘えっ、来てるの?’、という反応を示しました。翌日、お寺で執り行われた告別式では、きょうだい 3 人で母の手を隠しながら、親族席の一番後ろで参列しました。母は、告別式が終わって帰ろうと思っていたようでしたが、妹が初七日の法要に参列してから帰るよう勧めたこともあり、しばらく妹の家で過ごしていました。ところが、初七日法要の当日の朝になって、叔母から電話が入り、『周囲の目があるから来てくれるな。来るなら子どもたちだけにしてほしい』と言われたのです。実家を見ている次男伯父をはじめ、きょうだい全員で相談して、電話をかけてきた、とのことでした。妹から電話を代わった母は、しばらく泣きながら叔母と話していましたが、電話を切った後も泣き崩れていました。私たちは、このような冷たい親族の態度を絶対に許すことはできない、と悔しい思いで一杯でした。」

1961(昭和 36)年生まれの原告番号 340 番の女性(前出の原告番号 339 番の妹)も、こう陳述している。「母は、昭和 28 年、わずか 14 歳で宮古南静園に入所しました。幼くして突然、島からいなくなり、人によっては‘存在しない、扱いになっていました。その母が[自分の父親の葬儀に]参列することは、やはりまずいという話になったのでしょう。葬儀が終わった後、初七日の法要まで参列して帰るつもりで、母と姉は引き続き私の家に泊まっていました。ところが、初七日法要の当日の朝、叔母から電話があり、『きょうだい皆で話し合った結果、初七日法要には母は来ないでほしい。人目につきすぎてよくない』と言ってきたのです。そのことを伝えると、母は泣きながら、『わかった。行かない』と言いました。でも、それは絶対おかしい。私は、我慢できませんでした。『そんな仕打ちをするきょうだいは、おば、おじとも思いません』『初七日法要には絶対に行きます』と一方的に宣言して、こちらから電話を切り、母と姉を私の車に乗せ、初七日法要に向かいました。車中でも母は『きょうだいからそんなふうに言われたら、どうしても入れない』と泣きながら言いました。母を車の中に残し、姉と私だけで中に入り、伯父叔母たちとは一言も言葉を交わすことなく、線香をあげてすぐに帰りました。親が亡くなって悲しいのに、実のきょうだいから、自分たちの体裁のためにそんな屈辱的な仕打ちを受けたらどれほど辛いのか。悲しすぎて、悔しすぎて、車の中で 3 人で泣きました。私は、今でも母のきょうだいを許すことはできません。」

(5) 結婚差別、差別ゆえの離婚

1939(昭和 14)年生まれの原告番号 462 番の女性は、次のように陳述している。「父と次兄が奄美和光園に収容されたのは、私が小学生のときでした。当時は、患者を一斉に収容する船が港について、夜間に島じゅうから患者が集められて、船に乗せられ、連れていかれていました。港の近くに茂っているアダムの樹の葉の下に[患者さんたちが]隠れるように待機していたこと、母と妹と 3 人で見送りに行ったこと、母も私もずっと泣いていて、幼いながらお母さんがかわいそうだと思ったことを覚えています。」「隠れるようにして夜に収容されたのに、父と次兄が和光園に収容されたことは、周りの人みんなが知る事実になっていました。」「小学校 4 年のときのことです。おろしたての服に身を包んで登校した日、帰り道で男の子たちに田んぼの中に押しつけられ、全身泥だらけになってしまったのです。本当は辛くて、それからは学校に行くこともなかなかできないようになりました。小学校は何とか卒業しましたが、中学になるとほとんど行きませんでした。学校に行けなかったのは私だけではありません。姉も学校で同級生にいじめられ、先生にもいじめられて、小学校も中学校もろくに行っていないのです。姉と私はよく、『わんたれは、学校あるいてないよね』と言いあっていました。」「長兄の発病と収容についてははっきりした記憶がありません。長兄は、収容されるまでは私たちと同居していて、祖父の畑仕事を手伝い、牛や豚を

飼うなど、よく働いてくれていました。長兄は次兄とは違い、病気の程度が軽く、何度も社会との間を行き来していますから、そんなに顕著な症状は出ていなかったのではないのでしょうか。」「妹も小学校 6 年生のとき、ハンセン病とわかり、父や兄たちと同じく和光園に収容されることになりました。昭和 28 年でした。こうして、家族のうち 4 人までもがハンセン病患者として収容されてしまったのです。」「私は 23 歳のとき、奄美大島に行き、紬織り工場で働き始めました。そして、同じ島の出身で、漁師をしていた夫と知り合いました。夫は私のことを深く思ってくれて、結婚したいと何度も言ってきました。そのたび『私は結婚なんかできない』と断り、それでも諦めずに結婚を迫る夫に、父ときょうだい療養所にいることを打ち明けました。ところが、夫はそれでも私を諦めないと言うので、ついに私も折れて付き合うようになり、子どもを身籠もりました。」「ところが、夫の兄が、父やきょうだいの病気のことを知り、私たちの結婚に大反対。私たちは、その反対を押し切って籍を入れました。結婚後、夫の兄からは縁を切られました。」「私は、ときおり、和光園に父やきょうだいを訪ねましたが、当時はハンセン病に対する社会の眼は厳しく、家族が 4 名も療養所にいることがわかってしまったら、どのような仕打ちを受けるかもしれません。そのため、そのことだけは絶対に知られないようにと、ずっと隠して生きてきました。」「私たちの結婚に猛反対した夫の兄は、奇しくも自分の配偶者がハンセン病を発症したことがわかり、『私が悪かった。妻がこの病気になってしまった。和光園に連れて行ってやってください』と頭を下げてきました。しかし、義兄は、配偶者がハンセン病になったという事実をずっと隠したまま亡くなりました。」「私は、兄や妹が敬愛園に転園した後も、何回も面会に訪れました。子どもたちを連れていくことも多かったのですが、敬愛園や和光園がハンセン病療養所であることは子どもたちには教えませんでした。その後、大人になるにつれ、子どもたちも、敬愛園や和光園がどういう施設なのかわかるようになり、自然と祖父や伯父叔母らの病気が何かを知ったようです。」「夫は当初から、偏見を持たず、療養所にいる家族にもとてもよくしてくれました。その夫は、平成 11 年にガンで亡くなりました。」「息子は、結婚するとき、相手の人に伯父や叔母がハンセン病を患い、療養所に入所している事実を打ち明けたそうです。私はつねづね、子どもたちに『結婚相手には病気の伯父さん、叔母さんがいることは絶対に言うな』と言い含めていたのですが、息子は違う考えで、予め結婚相手に話してしまったのです。私はそれを聞いて肝を冷やしましたが、幸い、相手の方は受け入れてくれたので、ほっと胸をなで下ろしました。」

1943(昭和 18)年生まれの原告番号 418 番の女性は、こう陳述している。「2006 年に息子が結婚するとき、相手のご両親が大反対したのです。ハンセン病は伝染したり遺伝したりしないことも一般的には認識され始めているはずだと思っていたのに、そうではありませんでした。とても悔しい思いがしました。最終的には、息子が病院で検査を受け、ハンセン病ではないことの診断書をとることで、なんとか結婚することができました。ただ、予約していた結婚式場はキャンセルになりました。長男です。是非結婚式をあげさせてやりたかったのに、残念でなりません。そのときばかりは、〔病歴者である〕兄に八つ当たりをして、兄に直接文句を言ってしまうました。」「息子はなんとか結婚することができましたが、姉は、かつて、決まりかけた結婚が破談になりました。私は、息子のことがあって、あらためて、ハンセン病に対する偏見がまだ残っていることを思い知らされました。」——この女性の語る息子の結婚に際しての一騒動は、2001(平成 13)年の国賠訴訟判決以後のことである。

1952(昭和 27)年生まれの原告番号 350 番の女性は、こう陳述している。「〔私が暮らす集落には〕いまもハンセン病に対する根強い偏見差別が残っています。今から 7、8 年前のことです。息子が結婚を考えてお付き合いしていた彼女がいました。同じ集落の人でした。母親は、私の妹の親しい友人でした。その人が『娘をこんな汚い人にはあげない』『こんな人と一緒になったら、自分は首くくって死ぬ』など

と言いつつ、結婚に反対したという話が聞こえてきたのです。自分たちが幼い頃から投げつけられてきた「汚い」という言葉が、自分の子どもにまで、今の時代になってもぶつけられてしまうという現実をあらためて突きつけられ、本当に悔しい思いでした。」「それ以降、今も、子どもたちの配偶者になる人や親族には、あちらに知られない限りは、私から両親のことを打ち明けることは絶対にしません。子どもや孫たちにまで、これ以上、辛い思いをさせたくないからです。」——この陳述書が作成されたのが2017(平成29)年。その7、8年前の出来事を、この女性は語っている。この出来事が生じたのは、2010(平成22)年頃ということになる。国賠訴訟勝訴判決からほぼ10年後にも、こういう差別事件が起きているのだ。

60代の原告番号367番の女性は、こう陳述している。「私は、男性と交際し結婚話も出たことがありましたが、相手の親族から『付き合うな』と棒で追い払われて、破談になった経験がありました。また、両親からも『普通の結婚はできない』と言われていました。このため、私は結婚すること自体諦めていました。しかし、夫が熱心に求婚してくれたことから、私は、自分が結婚することができれば、きっと、弟や妹も結婚できるようになるはずだという気持ちから、夫のプロポーズを受けることにしました。ただ、夫となる人の家族に、両親のハンセン病を理解してもらえない限り、結婚はできないと思っていました。このため私は夫に、結婚する条件として、夫の両親には、私の父母がハンセン病患者であることを必ず伝えてほしいと頼みました。夫はこれを快諾し、『話をした』と言っていました。そして、夫の両親との初顔合わせのとき、私は、当然、夫の両親は夫から私の父母の病気のことを聞いているだろうと思い、両親が愛楽園に入所しているという話をしたのです。すると、それまでにこやかだった義母の顔色が変わり、態度を豹変させ、私たちの結婚に猛反対してきたのです。実は夫は、私の両親の病気について自分の親に全く話していなかったのです。夫がどうしても私と結婚したいと言い張ったので、最終的には義母が折れる形になりました。しかし義母は、私たちの結婚に条件を付けてきました。その条件とは、今後、私が両親、弟妹、親戚との関係を断つこと、親戚縁者や周囲の人には、沖縄出身であることも隠し、身寄りはいないことにすること、というものでした。義父は、義母のあまりにも酷い条件に、結婚後の私の身を案じてくれたのか、『ほんとうに、それでいいの？』と、暗に結婚しないほうがいいのではないかと、という言葉をかけてくれることもありました。私はとても悩みましたが、長女である自分が結婚できれば、弟と妹も結婚への道が拓けるはずだという気持ちから、義母の条件をのんで、夫との結婚に踏み切ったのです。」「ハンセン病元患者を両親に持つ私に対する、義母の差別意識は予想以上でした。義母は、私の作った料理には、一切、箸をつけず、全部捨てていました。また、私と一緒にキッチンに立つことも、一緒に食事をすることも嫌いました。キッチンは、時間制で別々に使用し、食事も義父母と私たち夫婦とは別々に摂っていました。娘を妊娠したときは、義母から『墮胎しろ』とさえ言われました。娘が生まれた後も、『娘を置いて、出て行け』と何度も言われました。」「義母は私が家族と交流すること自体も嫌がりましたので、私は自宅の電話を利用して父母に連絡することはできませんでした。両親や弟妹と連絡を取るときは、こっそりと、公衆電話から電話するしかありませんでした。そのため、両親や弟妹との交流は次第に遠ざかってしまいました。」

40代の原告番号369番の女性は、こう陳述している。「私が短大生だった1998年、熊本地裁で入園者や退所者の人たちが裁判を起こしました。私は、ハンセン病に対する偏見差別を解消するための活動ができないかと、裁判の支援の会にも参加しました。そして私は、介護福祉士資格を取得し、ハンセン病に対する偏見差別をなくしたいという気持ちで、某療養所に介護員として就職したのですが、その気持ちは裏切られました。私の両親が退所者であることがわかると、職場の同僚の私に対する態度や視線

が変わりました。同僚は、蔑むような視線で私を見たり、同僚たちが会話をしているところに私が近づくと、急に会話を止めてよそよそしい態度を取るようになりました。2003年に熊本の黒川温泉での宿泊拒否事件が起きたときには、介護員同士『自分も入所者として入浴するのは嫌だ。拒否する気持ちがわかる』という会話をしているのを聞きました。私が素手で入所者の物を触ると、『汚いから手袋をしろ』と怒られたこともあります。2001年に熊本地裁で勝訴判決があったにもかかわらず、ハンセン病療養所の中でさえ、このような偏見と差別意識があることに、怒りを覚え、強く失望しました。「強い偏見差別意識が愛楽園の職員の中にもあったことから、私は人間関係に恐怖を感じ、悩みました。特に結婚については、ハンセン病の子、ということで、結婚はできないのではないか、という強い不安を抱きました。そしてその不安は、私の身近なところでも、現実的な悲劇として起きていました。2001年の熊本地裁判決の前後の頃でしたが、両親の病気が理由で、私の兄の結婚話が2度破談になりました。いずれも、相手方の親に猛反対され、結局、別れることになってしまったのです。兄は深く傷つき、落ち込み、悩んでいました。私は兄の姿を見て、自分自身も結婚はできない、と強く思うようになりました。」「[その数年後]父方の従兄の結婚話が持ち上がりました。従兄は40歳近くになって、ようやく良縁にめぐり逢うことができ、本人同士も意気投合していました。そして、結婚前の家族同士のお披露目会に、父も参加しました。そこで父の手の後遺症が見咎められてしまったのです。相手方の親族が結婚に猛反対し始め、従兄は『結婚するなら精密検査をしてこい』とまで言われたようです。私は従兄に対し、自分の親のせいで申し訳ないという気持ちで胸が押しつぶされるような痛みを感じるとともに、[病歴者の]甥っ子にまで偏見差別が降りかかるなら、私は当然差別されると感じ、深く暗い穴に突き落とされたような絶望的な気持ちになりました。」「自分も、相手に両親の病歴がわかれば、きっと受け入れてもらえないという恐怖心から、結婚をあきらめていました。同年代の人たちが恋愛し、結婚し、子どもをつくる姿を見ると、ひとり取り残されたような気持ちになり、孤独感と疎外感に苦しんできました。」「[何年か後]知り合いから、現在の夫を紹介されました。私は彼と交際し始めると、自分の職場である愛楽園に連れて行きました。最初はとても抵抗感があり躊躇しましたが、結婚する以上、両親の病歴のことで、自分が愛楽園で働いている理由を話しておきたかったのです。彼がどんな反応をするのか不安でした。しかし、彼は理解を示してくれ、[つい最近]結婚することができました。一度は結婚を諦めた私にとって、無上の喜びでした。それだけに、この結婚生活を壊したくないという気持ちが強くあります。そのため、夫の家族には、両親のことは話していません。」

30代の原告番号331番の息子に代わって弁護士の聞き取りに応じた60代のハンセン病の病歴者である女性は、次のように陳述している。「この[家族]裁判への参加をきっかけに、長男は奥さんに私のハンセン病歴を明かさざるをえなくなり、そのことが原因で離婚を余儀なくされるという、取り返しのつかない被害を被ることとなってしまいました。」「[病歴を明かして以降、嫁は、子どもを連れて]毎日のように来ていた我が家にぱったりと来なくなりました。そして、その後もぎくしゃくした関係が続き、とうとう昨[2016]年8月5日に[嫁のHは]子どもたちを連れて実家に帰ってしまいました。翌々日の7日、私は[長男と一緒に]相手の実家へ出向きました。理由はなんであれ、謝って帰ってきてもらおうと、相手の両親やきょうだいがズラリと並んでいる前で、二人で土下座して、帰ってきてほしいと言ったのですが、[Hの]兄から怒鳴りつけられ、けんもほろろに、『無理』『戻さない』『帰れ』と言われて追い返されました。——母親がハンセン病の病歴者であることを知らただけで離婚を余儀なくされたこの事例は、まさしく、家族訴訟が始まった2016(平成28)年に生じている。

1984(昭和59)年生まれの原告番号384番の女性は、こう陳述している。「父がハンセン病であっ

たということを私が初めて知ったのは、高校生の頃です。母とふたりで自宅のリビングにいと、母が突然、父がハンセン病という病気であったこと、ハンセン病はうつる病気だと言われて隔離されて大変だったというようなことを話し始めました。私はそのときまで、ハンセン病という病気があることすら知らなかったもので、`今は症状もないけど、父も大変だったんだな。苦労したんだな。でも、今は何ともないならよかったな、`と思う程度で、このことはすぐに忘れてしまいました。」「I と一緒に暮らし始めてから 2 年後、どちらともなく『そろそろ籍を入れようか』ということになり、平成 16 年 5 月に、私と I は入籍しました。結婚して 3、4 ヶ月経った頃、私が実家に遊び行って母とふたりで話しているときに、たまたま父のハンセン病の話になりました。その夜、I とふたりでいるとき、私は何気なく、『そういえば、お父さんって、昔、ハンセン病っていう病気に罹ってたんだって。昔は差別とかされて大変だったみたいだよ』と話しました。I もハンセン病のことは知らなかった様子で、『あ、そうなんだ』とだけ言って、気にとめる様子はありませんでした。ところが、それから 1 週間くらいして、I の様子が突然変わり始めました。いつも午後 8 時には帰ってきていたのに、家に帰る時間がどんどん遅くなっていったのです。家で夕食を食べることもなくなりました。ふたりでいる時間もどんどん少なくなり、ふたりで話をするともなくなっていきました。私と I は、だんだん口論することも多くなりました。そのような口論の中で I は、父のハンセン病のことを口にするようになり、『子どもをつくと病気の影響がでるんじゃないか心配だ』とか、『[ハンセン病がおまえにも]うつってるんじゃないか』というようなことを言い始めました。最初は病気のことなど知らないような様子だったので、もしかしたら隣に住んでいる祖母になにか言われたのかもしれませんが。[その影響で]I もハンセン病に対する差別偏見を持つようになったのだらうと思います。」「平成 16 年の 10 月頃、深夜に帰宅した I から『[性格が]合わないから離婚したい』と言われてました。」「平成 16 年 12 月、私と I は離婚しました。」「何気なく話した父のハンセン病の話で、まさか離婚することになるとは思いませんでした。病気に対する差別偏見なんて、そんなテレビのようなことが自分に起きたことにショックを受け、とてもやるせないような、もどかしいような気持ちになりました。父の病のことは絶対にもう、誰にも言わない、そう固く決意しました。」「——この離婚事件が起きたのは、2004(平成 16)年のことである。彼女が母親から父親がハンセン病の病歴者であったことを教えられたのは、2001(平成 13)年の国賠訴訟の勝訴判決のすぐ後であった。

1986(昭和 61)年生まれの原告番号 385 番の女性は、こう陳述している。「父がハンセン病であったということを私が初めて知ったのは、中学 3 年生か高校 1 年生の頃です。[今から思えば、国賠訴訟の勝訴判決のすぐ後です。]母はリビングで私に父の話を始めました。母は私に、父がハンセン病という病気であったこと、ハンセン病はうつる病気だと言われて大変だったというようなことを話しました。ただ、父は治療を受けてもう治っているとのことでしたし、差別や偏見についても『今はなんともないけど』と母は言っていました。母は、とても真剣な表情で話していましたが、私は、ハンセン病のことすら知らなかったもので、母の話を聞いても、`ふーん、そんなことがあったんだ。でも昔のことだし、今は関係ないことだ、`という程度にしか考えませんでした。そして、ハンセン病のことも父がハンセン病であったということも、すぐに忘れてしまいました。」「平成 27 年のことでした。私と[夫の]J が自宅のリビングで過ごしているとき、J が私に『親父が C 型肝炎だから、自分も罹っているかも』と言い出しました。私は J を励まして安心させてあげたいと思いました。そのときでした。私は父がハンセン病であったという話を思い出したのです。そして、J に『心配することないよ。私のお父さんもハンセン病っていう病気だったみたい。』も心配する必要ないよ』と何気なく言いました。すると、J はそれまでのにこやかな表情から急に真顔になり、『ハンセン病って、テレビとかでやってるやつ？ 差別とか大丈夫なの？』『その病気はうつるの？ 遺伝する

の？ おまえは大丈夫？ 子どもには影響出ないの？』というようなことを聞いてきました。私は、気にしている様子の J に、『もう治ってるし、大丈夫だよ』と答え、そのまま気にもとめませんでした。むしろ、どうして J がそんなに心配そうな顔をするのか、不思議に思いました。ところが、その 2 日後から、J は私と一緒に眠らなくなりました。J は一人でリビングのソファで寝るようになったのです。「それから半月くらい経った頃、J は私に離婚を求めてきました。J は母親や祖母から『一緒に住んでもいいけど、籍は外して、子どももつくるな』というようなことを言われたようでした。[まもなく]私と J は離婚届を出しました。『お父さんがハンセン病だったんだ』。たったこの一言で、私は、幸せだった結婚生活を全て失いました。あまりにショックで、あまりに悲しく、あまりにつらいことでした。家族がハンセン病であることは、世間にとってはとても大きなことで、絶対に人に言うてはいけないことなのだと、痛感させられました。」——この離婚事件が起きたのは、2015(平成 27)年。ハンセン病家族訴訟が提訴される前年のことであった。なお、原告番号 385 番のこの女性は、前出の原告番号 384 番の妹である。

(6) 小括

国の「強制隔離政策」、とりわけ官民一体となった「無らい県運動」によって、ハンセン病は恐ろしい伝染病であり、患者は隔離されて当然だとの認識が広く社会内に植えつけられたことにより、ハンセン病の病歴者のみならずその家族も、「偏見差別を受ける地位」に置かれた。そして、人生のあらゆる場面で、周囲の者たちにハンセン病家族であることを知られると、さまざまな差別を受けることになった。見てきたように、その実態が家族原告らの陳述書等に赤裸々に語り尽くされている。

近隣の「地域社会」という空間は、ハンセン病家族たちが偏見差別を経験させられる場所として際立っている。差別語を投げつけられ、身体的暴力まで振るわれてきた。いや、居場所さえ、ハンセン病家族たちは奪われてきた。(このことは後述の「第 3 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析」でも、「近所」をめぐる記述の分析によって明らかにされている。)

ただ、「地域社会」を舞台とした偏見差別の顕在化は、どちらかと言えば、高齢の家族原告たちの陳述に集中しているように見える。このことをもって、ハンセン病に係る偏見差別は、地域社会ではすでに解消したのではないかと早とちりをする人もいるかもしれない。しかし、残念ながら、地域社会における偏見差別は解消したのではなく、単に潜在化したにすぎないことは、上に見てきたとおり、「結婚」をめぐる忌避排除の、いまだになんら変わることもない凄まじさという現実を前にするとき、異論の余地はない。

そして、「学校」でのいじめの苛烈さもまた、家族原告たちの陳述で余すところなく明らかにされている。ハンセン病家族の多くが就学中に学校現場で偏見差別に晒されてきた体験を語っている。そこから不登校となり、その後の人生に大きな影響が及んだ場合もある。

特筆すべきは、その場に居合わせた教員が、いじめをする子どもたちを宥(たしな)めるのではなく、逆に、いじめを助長し、積極的に差別に加担、煽動している事実が、数多く証言されていることである。とりわけ、原告番号 169 番、56 番、234 番、321 番の陳述には、いま一度目を通してほしい。

これから、全国の学校の教員たちがハンセン病問題をめぐっての人権教育に取り組んでいくことになるが、ここで描き出されたおぞましい教師像は、はたして、単なる過去の残影であろうか。いま、全国各地の学校で問題になる「いじめにまつわる自殺事件」などでは、それに気付きもしない、見て見ぬふり、最後は、「いじめの事実」の否認に躍起となっている教師が存在しているのも事実である。ハンセン病問題の人権教育に取り組むにあたっては、教員たちの相互研修、自己研鑽の徹底化をお願いせざるをえない。

「就職差別」「職場での差別」も、厳しい。原告番号 90 番の陳述は、警察官採用におけるあからさまな差別を物語っている。「陳述書」全体では、国家公務員、地方公務員にかかわる就職差別の事例がいくつも報告されている。国自体が、地方自治体自体が、差別体質を抱え込んできていることに、あらためて向き合ってほしい。

そして、原告番号 10 番の語った職場からの排除は、じつに、2001 年の国賠訴訟の勝訴判決からおよそ 10 年経っての出来事である。いまだに、ハンセン病家族たちは、職場でも自分の置かれた立場を知られることに怯えていなければならない現実があるということである。

「親族からの差別」は、事態の深刻さをさらに示すものである。ハンセン病家族らは他の親族からの遠ざけ、縁切りを経験していた。`親族も、助けてくれなかった、`他人よりも、親族の差別が堪(こた)えた、と述べている陳述書も多かった。こうした陳述書にみえる親族らの冷然かつ決然とした対応は、病気にたいする忌避だけでなく、ハンセン病差別が自分たちの身に及ばぬようにするためのものでもあっただろう。社会に存在する差別が、他の親族との人間関係を阻害したのである。このことは、後述する「家族関係の形成を阻害された被害」に重なる問題である。

さらに、この問題は、いまなお、ハンセン病療養所で入所者が亡くなられても、故郷の近親者がその遺骨を引き取って先祖代々の墓に葬ることを拒む場合が多いため、多くの遺骨が療養所の納骨堂に眠っているという問題ともつながっている。こうした事実は、今なお、親族自身が周囲から偏見差別を受けることを恐れて暮らしていることを示すものであり、親族による忌避排除の問題の解決には、ハンセン病に係る偏見差別をこの社会から取り除くことが不可欠なのだ。

そして、「結婚差別」「差別ゆえの離婚」。この体験を被ったと語る陳述書は、じつに多い。しかも、高齢の人から若い人まで、途切れることなく続いている。家族訴訟の熊本地裁判決は、2001(平成 13)年の年末をもって、国の誤った強制隔離政策によって作出された限りでの偏見差別は、`解消、したと判示したけれども、裁判官たちは家族原告たちの訴えをどこまで真摯に、正面から受け止めようとしたのか、疑問なしとしない。とりわけ、原告番号 330 番、384 番、385 番の、現在 30 代の若い人たちに、まったく予期せぬ状況のなかで、青天の霹靂のように身に降りかかってきた「差別ゆえの離婚」の現実を、私たちは正面から見据えて、今後の人権教育・人権啓発に取り組んでいかなければならない。

「偏見差別を受ける地位に置かれた被害」は、以上の如く、2001(平成 13)年の国賠訴訟判決後も継続的に生起しているものであり、ハンセン病家族たちは、いまだに、国の作出した「ハンセン病に係る偏見差別」から、いかにして身を守ればいいのかに腐心せざるをえない状況が続いているのである。

3 家族関係の形成を阻害された被害

次に、「家族関係の形成を阻害された被害」にかかわる陳述を見ていこう。

「家族関係の形成を阻害された被害」を構成するのは、このあとの小括で述べるように、(1)隔離によって生じたもの、(2)「感染」への恐怖の刷り込みによって生じたもの、(3)ハンセン病差別の影響によって生じたもの、の大きく 3 つである。また、ここでいう「家族関係」とは、本人が生育した家族だけでなく、婚姻等により本人が新しく築いた家族をも含む(したがって、前節の「結婚差別、差別ゆえの離婚」で挙げた各事例は、「偏見差別を受ける地位に置かれた被害」であると同時に、「家族関係の形成を阻害された被害」の極限事例でもある)。こうした性質により、この被害は、ハンセン病家族たちの人生に長期的な影響を及ぼすものとなっている。

家族原告の陳述の一つひとつを、上記の 3 つのどれかに分類しようとするのは、なじまない。ひとりの

原告の陳述のなかに(1)、(2)、(3)が入り混じっているのが一般的だからだ。ここではあえて分類せず、家族原告たちの体験のリアリティを損なわないかたちで、「家族関係の形成を阻害された被害」のありようを追うことにする。

1938(昭和13)年生まれの原告番号2番の男性は、次のように陳述している。「貧しいながらもそれなりに平穏だった我が家の暮らしが一変したのは、昭和22年に父が奄美和光園に強制収容されてからです。私は小学校2年生でした。学校から帰ると父がおらず、母から『おまわりと保健所の職員と区長さんが来て連れて行ったよ』と[だけ]言われました。」「私が父の病気のことを最初に気付かされたのは、小学校3年生のときでした。同じ集落の子から突然『こじき』と言われ、唾を吐きかけられたのです。それからは、私は近所の子たちからは一緒に遊んでもらえなくなりました。」「父は、しばしば、人目を忍ぶようにして夜遅くに帰ってきていたのですが、私が中学生になった頃、朝早く、近所の子たちと公民館の前の掃除をしていたら、家に帰って来る父の姿が見えたことがありました。`みんなが父に気付いたら、いじめがひどくなるのではないかと考えてしまい、父が通り過ぎるまでみんなから離れていました。そうしたことが重なって、私は次第に父のことを疎ましく思うようになったのです。」「私は、同じ教会に通っていた今の妻と結婚しました。妻とは`ふたいとこ、の間柄でしたので、父のことを隠す必要もなかったのです。しかし、結婚式には父を呼びませんでした。勤務先の人たちに父のことを知られることが恐かったのです。」「次男が5歳のときでした。父の滞在が1週間も続いて、その間に、父が息子を抱っこしたり、息子が父に抱きついたりしていました。父からは『治った。菌はない』と聞いていたものの、幼い子らにうつってはいけないと思って、つい、『もう、早く帰れよ』と言ってしまいました。そのときの父の顔は、今でも忘れられません。『おまえ、まだ、わかってないのか！ そんなことを言うんなら、自分はもう、首でも切って死ぬわ！』と怒鳴ったのです。いま思い出しても、父にはすまないことをしたと、いたたまれない思いです。それ以後というもの、父が帰って来ることは殆どなくなりました。」「父は平成2年に和光園で亡くなりました。享年83でした。母と妻は父の身体を一生懸命にさすりながら、『頑張って、お父さん』と声をかけ続けましたが、私は妻から『ほら、さすらんね』と言われても、手が出ませんでした。これで父と縁が切れるというような思いがよぎったまま、黙って見ていました。」「そして、父の死は、私の身内に新たな不幸を招きました。弟家族も父の臨終に立ち会ったのですが、葬式の翌朝、弟の妻が姿を消したのです。[それまで]弟は父の病気のことを妻に話していなくて、[義父の病気のことを知った弟の妻は]3人の子どもを置いて実家に帰ってしまったのです。」「平成13年5月に判決が出た国賠訴訟では、遺族原告として実名で参加しました。父を疎ましく思い嫌悪するようになってしまった息子として、せめて、父への贖罪、罪滅ぼしという思いからでした。[地元の]奄美でも[啓発の]講演を重ねるなか、私の家族にもさまざまな影響が出てきました。4人の子どものうち、3人が離婚ということになってしまったのです。[みんな]仲のいい夫婦に見えていただけに、離婚は`私のせいだ、と思えてなりません。私たちは、ハンセン病患者の家族だったということだけで、いつまでビクビクしながら生きていかなければならないのでしょうか。」

1941(昭和16)年生まれの原告番号66番の女性は、こう陳述している。「母が収容されたとき、私は小学校1年生でした。ジープで母は連れていかれました。その後、家の周りを消毒され、白い粉がしばらく残っていました。人口が数千人の村なので、村中にわかってしまいました。私は近所の子から『おまえのかあさん、ドスだろう』『うつるから、来るな』と言われました。」「父母は昭和33年に離婚しています。『子どもたちが結婚できないと困るから離婚した』と母から聞きました。」「私は田舎にいたくないと思い、首都圏に出てきて、昭和39年に結婚しました。夫には『母は死んだ』と話しました。」「娘を出産するとき

に、病気がうつったらどうしようかということが不安になりましたが、夫にも母の病気のことは言っていないし、誰にも相談できませんでした。「娘たちが小さかった頃、娘たちを連れて実家に帰っても、『友人に会いに行く』と嘘をついて、娘たちは実家に置いて、東北新生園の母に面会に行っていました。」「きょうだいには、それぞれ子どもがいるのですが、[病気の]母のことをつれあいに言っているきょうだいと言っていないきょうだいがあるため、イトコ同士の交流をさせないようにしていたこともあって、私たちきょうだいも甥姪とほとんど付き合いがなくなっています。」「[私自身]今でもハンセン病の差別は残っていると思い、子どもたちに母のことを話すのは重荷になると思っており、話をする気にはなれないでいます。」

1942(昭和17)年生まれの原告番号48番の女性は、こう陳述している。「物心ついたときには、私は長島愛生園の保育所にいました。父がハンセン病を発病して愛生園に収容された際に、きょうだい4人も一緒に連れてこられたのでした。すでに母は[働き過ぎで体を壊して]亡くなっていました。」「父とは月1回程度、面会の時間がありました。金網越しの面会でした。」「小学校高学年になると、兄も、姉も、妹も、他の施設に移され、兄妹がバラバラにされました。私も小学校を卒業すると同時に、ハンセン病療養所に収容された親を持つ子のための施設である大阪の白鳥寮へと移されました。父のことは、`他人に言っ`てはならない、`ということ、すでに自然と理解していました。」「中学を卒業した後は、働きながら定時制高校に通いました。仕事は、`救らい活動、に携わっていた歯科医の大学教授の研究室の補助員の仕事でした。研究室では、みなさん温かく接していただき、本当に恵まれた環境だったと思っています。でも、周囲のみんなが私が、`ハンセン病患者の子、であることを知っている環境で過ごすのは、肩身が狭く、心に負担がかかるものでした。つねに、憐れみの目で見られているという感覚がありました。」「定時制高校を卒業した私は、専門学校に通い、歯科衛生士の資格を取りました。専門学校に進学してまもなくの頃、兄がアパートを借り、そこで兄妹が一緒に生活するようになりました。私も、ようやく兄妹で暮らせることをとても嬉しく思いました。」「29歳のとき、ご恩を受けた先生が、新設大学の学長として赴任するので一緒に来ないかと誘ってくださいました。そこでは、歯科衛生士として、やりがいのある仕事ことができました。」「私に思いを寄せてくださる方との出逢いもありましたが、父のことを考えると、どうしても、異性を好きになることを避け、心を閉ざしてしまう自分でした。」「私の恩師は、仕事でお世話になっただけではなく、私を教会に導いてくださった方でもありました。[諸事情から]私の住んでいたアパートを、月1回、`家庭集会、の場として開放することになりました。そこに、神学校を卒業してまもない牧師だった夫がやってきて、知り合うことになりました。ある日、突然、『ぼくと結婚してください』と言われました。私も好意を持っていましたので、なにも考える間もないままに『はい』と答えました。36歳で結婚しました。そして、夫の要請で大学の職を辞し、私は無収入になりました。」「結婚する前に、勇気をだして、父の病気のことを打ち明けました。幸い、なにも言われなかったので、受け止めてもらえたものと思っていました。でも、結婚式を2月に控えたお正月に、夫の実家に二人で伺ったとき、私の生い立ちを初めて聞いた夫の兄が、夫に向かって一言、『おまえ、アホか』と言ったのです。夫は『この人に失礼や』と返し、その場は終わったのですが、私はとても傷つきました。」「結婚後まもなくの頃、義母と夫と一緒に、愛生園まで父に会いに行きました。父は気を遣って、自分が触っていないことがわかるように、買ってきたお茶やお菓子をそのまま出しましたが、夫も義母も、いっさい手をつけることはありませんでした。帰る道、義母が『生唾がでてきて息がしにくかった』『空気を吸わないようにしていた』と言いました。父に対しての`汚いものには触れない、`といった態度には、心底悲しく思いました。」「私は結婚から3年後、一人娘を授かりました。幼い頃に親と引き離され、親からしつけを受けた経験がない私は、子育てのノウハウなど全くわかりませんでした。そのぶん、過保護になってしまい、他方では、教会の仕事が忙しかったこともあり、

十分に心を配ってやることができませんでした。娘はいつしか心を病むようになりました。「夫も精神を病んでいたのだと思います。私が不倫しているのではないかと異常なほど疑い、何を言っても信じようとしませんでした。平成 15 年、夫のほうから離婚を切り出してきて、ようやく離婚することになりました。いまは娘とふたりで暮らしています。娘からは、よく、『お母さんに愛してもらっていなかった』と言われました。私は娘を心から愛してきたつもりでした。でも、私の生育歴、つまり我が子を愛する愛ではなく、どの子も平等に博愛の精神で接する人たちによって育てられたこと、薄い愛の中で育ち、真剣に叱ってもらったことも真剣に愛してもらったこともないために、娘を真剣に叱ることがなかった、というよりも、叱り方がわからなかったのです。そのことが娘に伝わり、真剣に叱られたことがない、愛されていないと受け止められたのだと思っています。」

前出の、1943(昭和 18)年生まれの原告番号 6 番の女性は、こう陳述している。「父のいる療養所には、年に何度か母と一緒に went 行きました。父はずっと病棟にいて付添いの人がついていました。病棟は重症患者の人ばかりで、怖い感じがありました。父は私にはけっして触れようとしませんでした。父が食事をした後の食器を片付けようとすると、父は『触るな!』と言って怒りました。父なりに私に病気をうつしてはいけないと思っていたのです。今なら父の気持ちがわかりますが、当時の私は頭を撫でてもくれないことを寂しく思ったものでした。そういうこともあって、私は小さい頃は父の病棟には長居をせずに、後見人のおじさんのところにて、他の療養者の人と話したり、入所している子どもたちと遊んだりしていました。」「父は平成 13 年に松丘保養園で死亡しました。収容以来約 50 年、一度も退所することはありませんでした。思えば、成長してからは、父には恨み言を言うばかりで、本当に打ち解けて話をすることがありませんでした。何度も会いに行ったのに、本当の親子らしい関係を作ることができませんでした。それだけが心残りです。」

1943(昭和 18)年生まれの原告番号 299 番の女性は、こう陳述している。「私が小学校低学年の頃、3 歳上の姉の背中に白癬(しらくも)のような症状が出、手足に傷ができ、膿が出てなかなか治らない状態となりました。姉は学校にも行かず、家の奥まった納戸に閉じこもっていました。」「両親は、姉の治療を何よりも優先し、私と妹のことは二の次でした。姉のための高い薬代の工面で、わが家は食べることもままならなくなりました。」「両親は、夜、子どもたちが寝静まったと思うと、いつも深刻な様子で何やら話し合っていました。襖越しに聞こえてくる両親の会話から、私はいつしか、姉の病気が『らい病、という』うつる病気、だということを理解しました。」「姉はいつも暗く沈み込んだ様子でしたので、両親も私たちきょうだいもみんな暗い気持ちで過ごし、家の中には笑いや明るい会話などなかったように思います。」「もともと、島では親戚づきあいが密にあり、私たちの親戚もみな仲良しだったそうです。でも、姉が病気になってからは、親戚から露骨な嫌がらせを受けるようになりました。」「姉は昭和 31 年、私が中学 1 年のときに、奄美和光園に入所しました。両親が悩みに悩んだ末のことでした。姉の入所は、周囲の人たちにすぐに知れ渡ることになりました。私は学校で同級生から無視されるようになりました。辛くてたまらず、音楽室のピアノの陰に隠れて泣きました。」「私は中学を卒業すると、集団就職で本土に行きました。『このまま島にいても嫁に行けないから島を出なさい』と両親に言われたからです。」「昭和 42 年に夫と結婚しました。夫には、姉がハンセン病患者であることは打ち明けることができませんでした。子どもを授かりましたが、私は『子どもにハンセン病が出るのではないかと、とても不安でした。じつは、私は、自分にも姉の病気がうつっているのではないかと不安をずっと抱えていたのです。』」「子どもたちが小学校に上がる前に、夫と子どもたちを連れて、当時、菊池恵楓園にいた姉に会いに行きました。いつまでも隠しておくわけにもいかないと思ったからです。幸い、夫は、すんなりと受け入れてくれました。そして、

私に『小さいときから一緒にいたんだから、うつるならとっくにうつってるはず。大丈夫だよ』と、安心させてくれました。けれども、夫の両親やきょうだいには、姉の病気のことを隠し続けました。」「夫の姉がうちに来たとき、ちょうど、テレビで〔国賠訴訟の〕勝訴判決のことを報道していたのですが、義姉は、世間話のように軽い感じで『こういう人たちは差別されても仕方がないんじゃないか』といった発言をしたのです。『ああ、やっぱり一般の人は偏見差別の目で見てるんだなあ、と思わざるを得ませんでした。』「最近、姉が、むかし姉が和光園から一時帰宅したときのことを話題にしました。そのとき私が姉に『早く、園に帰ればいいのに』と言ったというのです。私はそのようなことを言ったことは忘れていましたが、姉にはそのことが『心の傷、となっていたのです。それをいままで、私に直接言えなかったということは、姉自身も、私たち妹に対する遠慮や申し訳なさをずっと抱えてきたのだなあ、とあらためて思わされました。国の隔離政策がなければ、姉と私は何のわだかまりもなく、何でも話し合い、笑い合える真に仲のよい姉妹であったはずです。その姉とのあるべき関係を奪われてしまったこと、取り返しの付かないことを、とても残念に思います。』

1944(昭和 19)年生まれの原告番号 5 番の女性は、こう陳述している。「私の戸籍謄本の名前の欄の『良子』の横には『りょうこ』とルビがふってあります。どうして、わざわざこんなことをしたのだろうと思っていましたが、その謎が解けたのです。思えば、10 歳の時のことでした。『ふた親ともこの病気の子どもでは、おまえが不憫だから、戸籍は母ちゃんの私生児にしておいたよ』と母が話してくれていました。母が亡くなる直前の平成 12 年のこと、星塚敬愛園の福祉課で父のカルテを見せてもらいました。すると〔私の知らない名前が書かれていたので〕『これは父ではありません』と言うと、担当者は『いいえ、これがあなたのお父さんの名前に間違いありません』と言われたのです。父の名前には『良(りょう)』の字が含まれていたのです。父は、父親欄を空欄にした出生届を出すにあたり、良子は父の子であることを示すために、『りょうこ』とルビを入れたのだということがわかりました。私は、福祉室でカルテを抱きしめて泣き崩れました。』

1945(昭和 20)年生まれの原告番号 4 番の女性は、こう陳述している。「父は私が 3 歳のときに収容されましたが、私にはそのときの記憶はまったくありません。母は幼かった私を置いて家を出てしまったそうです。物心ついた頃には、私は父の実家で暮らしていました。大家族の中に、ポツンと私がありました。子どもの頃のことを思い出そうとしても、なかなかちゃんとした形で思い出せません。自分はどのようにそこにいるのか、そんなことがよくわかっていなかったのです。もし親がいれば、『あなたの子どもの頃はああだったよ、こうだったよ、って言ってくれるのかもしれませんが、親はいなかったし、私を気に留めてくれる大人もいなかったのです。誰かに抱きしめられたり、抱っこされたり、手をつないで出かけたり、そんな記憶が一切ありません。』「小学校 3 年の終わり頃、私は母の実家に移されました。小学校でも心許せる友達ができず、家でも相変わらず私は一人でした。学校はおもしろくなく、私はだんだん学校には行かないようになりました。5 年生になると、夜遊びをして家には遅く帰り、学校には全く行かないような生活になりました。」「再婚した母の家にも 1 年くらいいたことがあります。どこに行っても私は一人でした。何となくうとまれている感覚がありました。」「飲み屋でアルバイトしていたとき、客として来ていた夫と知り合い、結婚しました。夫の姉たちには結婚に反対されましたが、夫はやさしい人でした。そのうち子どもができました。喜んでくれると思って母に言ったら、母は『産まんほうがいい』と言いました。『なんで?』と母を問い詰めました。そのとき初めて父親の病気のことを母は話しました。そして、『自分たちがこんな目に遭ったのは、あの人のせいだ』みたいなことを言いました。」「昭和 44 年、男の子を出産しました。私はこの子を父にも見せたいと思い、〔そこにいると聞いた〕菊池恵楓園を訪ねました。姿を現した父を見

て、私は言葉を失いました。父の後遺症は重く、顔は醜く変形していました。`えっ、これが私の父親？`、信じられないような気持ちでした。父への嫌悪感が湧いてきて、`ああ、私が子どものときから人から避けられたのは、この人のせいだったのか、`と思いました。とても惨めな気持ちでした。「私たちの入居が決まった団地は、恵楓園の近くでした。近くにおいて父親に会いに行くとなれば、夫にもそのことを知っておいてもらわなければと思いました。夫は、嫌な顔ひとつせずに私の話を聞き、一緒に恵楓園に行くことになりました。なぜか、父と夫は意気投合し、それからは、私よりはむしろ夫のほうがよく恵楓園に行くようになり、子どもたちも連れて行きました。子どもたちは`うちのじいちゃんは病気で他の人と姿形はちょっと違うけれど、じいちゃんはじいちゃん、`、`そういうもんだ、`、`思っているようでした。なんの抵抗もなく、じいちゃんを慕い、甘えていました。私も小さいときから、私の子どもたちのように、父を訪ね、甘えられていたら、私の父に対する感情ももっと違ったものになっていたのではないかと思います。」「私は父への嫌悪感を拭い去ることはできず、父に会えば『あんたのせいでさんざん嫌な思いをしてきた』と、何かにつけ父を責めるようなことばかり言いました。どうしても父を許せず、ときには、本当に憎く感じることもありました。これまでの嫌だったこと、寂しかったことを、全部父への恨みとしてぶつけていたと思います。ハンセン病に罹り、収容され、家族とは断絶され、ようやく会えた娘にこんな仕打ちをされて、父がどんな気持ちだったかと思うと、今は本当に父はかわいそうだったと思います。けれど、当時は、父を責めたくなる自分の気持ちを抑えることができませんでした。そういう父を疎ましく思う気持ちは、夫にも子どもにも言えませんし、誰にも言えないことでした。でも、父だけには、思いっきりぶつけていました。今思えば、私は生まれて初めて、肉親と呼べる存在の人に、そういう形で甘えていたのかもしれない。私は人に甘えるということを知りませんでした。どう甘えていいのかもわかっていませんでした。そういうゆがんだ私の甘え方は、こういう態度を父に取り続けることでしか表すことができなかつたのかもしれない。父に冷たくあたる私の態度を見て、夫はよく私に注意しました。『親は親なんだけん、もっと親を大切にしろ』と。でも逆に、そんな夫がいてくれたからこそ、私は、生の感情を父にぶつけることができたのかもしれない。」「そんな夫も、ハンセン病が世間からは嫌われる病気であることや差別を受けていることはよくわかっていて、優しくあつた夫の母にも父のことは言わないようにしていました。夫はよく、『家族だけがわかっていればいいことだから』と言っていました。このため、父のことは家族が抱える秘密となりました。平成元年、父が亡くなりました。葬儀は恵楓園で行われました。知らせは出したのですが、父の実家からは誰も来ませんでした。」

1945(昭和 20)年生まれの原告番号 122 番の女性は、こう陳述している。「幼い頃の記憶でも、父は手が変形し、足も不自由でした。昭和 26 年、私が 6 歳のとき、私たちは家族ごと菊池恵楓園に連れてこられました。母は腕に斑点があつたため、父と一緒に恵楓園に収容されましたが、入所後しばらくしてハンセン病ではなかつたということがわかつたそうです。〔でも、誤診だつた母も、そのまま収容され続けました。〕私と 2 人の妹は〔恵楓園附属の〕龍田寮に入れられました。自分たちがなぜ両親と離れて暮らさなければならないのか、誰も何も教えてくれませんでした。祖母は祖母で、リデル・ライトの養老院に入所し、数年後、その養老院で亡くなりました。」「父母と会えるのは、年に 1 度、みんなで恵楓園を訪れるときだけでしたが、ゆっくり親子の時間を過ごせる時間は与えられませんでした。」「3 つ違いの妹が小学校に上がる頃、龍田寮事件が起きました。龍田寮の子どもたちはばらばらに、いろんな施設にやられることになり、一番下の妹は知らないうちに別の児童施設に送られ、交流が断たれ、やっと再会できたのは私が中学生になってからでした。」「中学 2 年生になった頃、叔父の家に、すぐ下の妹と一緒に引き取られました。叔父はやさしくて、自分の子どもと私たちを分け隔てなく育ててくれましたが、地元の中学校

に通うようになったところ、勉強には全く付いていけませんでした。〔それまで私が学んだ〕施設内の分校の学習環境があまりに劣悪だったためです。」「中学卒業後、父母の知り合いの紹介で、名古屋で就職しました。ところが、就職した年の年末、社長が従業員の家を訪問するという話になって、私は父母のことを知られてはいけないという思いから、荷物も置いたまま夜逃げするように熊本に戻り、恵楓園の母のもとへと駆け込みました。そして、再就職するまでの数ヵ月間が、物心ついてから初めてゆっくり親子らしい時間を持てた時間でした。とはいえ、長年離れて暮らしていたせいで、お互いに、よそよそしきや遠慮を隠し切れず、甘えきれない自分を感じていました。」「私は 26 歳のとき、元夫と結婚しました。夫に引き合わせた父は、指がなく、義足だったのですが、東北出身の夫はハンセン病の知識が皆無だったのか、父の『戦争でこんな状態になった』との説明に納得して、父の病気には気づきませんでした。」「私が離婚し、両親が退所してからは、両親とずっと同居してきましたが、幼い頃から長年引き離されていたため、どうしてもお互いに距離を感じてしまいました。家族なのに、家族になりきれないような、そんな寂しさや空虚感をいつも感じていました。」「私は 6 歳で、何も理由を聞かされぬまま両親や祖母と引き離され、自分たちがどうしてこのような境遇に置かれているのかわからないまま、寂しさを抱え、いつも親を求めています。」「一番下の妹も、突然私たちの目の前から消え、何年もの間どこにいるかもわかりませんでした。長年気になっていた妹に会いに行ったとき、『お姉ちゃんがいるとは知らなかった』と言われたときのショック、血のつながった妹であるのにそのことを実感できない自分自身の悶々とした気持ちを、誰がわかるのでしょうか。』

前出の、1946(昭和 21)年生まれの原告番号 9 番の女性は、こう陳述している。「私はこれまでは、遺族提訴の意見陳述や、検証会議、追悼式典での遺族代表挨拶の際には、長期の休みのたび `母恋しさゆえに、和光園を訪ねていたと語ってきました。母を思う気持ちが全くなかったわけではありませんし、和光園の母の部屋に泊まるたびに、母と同じ布団にくるまれて眠っていたのも事実です。けれど、私の母に対する態度は、けって、肉親への自然な慕情に基づくものではありませんでした。私は、母に対し、自然な慕わしい思い、肉親ならあるべき、自然に身を委ねるような情を、どうしても持つことができませんでした。むしろ、祖母ほどではないにしても顔に一定の後遺症がある母を嫌い、遠ざける心もちがありました。そのため私は、母との間に築かれた `20 センチの壁、を超えることができませんでした。母とぴったりひつつくことはけってせず、必ず 20 センチの距離を保ちました。夜、母と同じ布団にくるまれて眠りながらも、絶対に距離を取るように身を堅くしていました。それは、母との関係においてだけではありません。当時、祖母と和光園で写った写真がありますが、やはり距離を保つべく、私は緊張して直立し、こわばった表情で写っています。私の中に、いつの間にか、母や祖母は `うつる怖い病気なのだから、触ってはいけない、という、強迫観念のようなものが生まれていたのだと思います。いま思うと、たった 1 人の娘に、そんな態度をとられ続けた母の思いは、いかばかりだったのでしょうか。』

1947(昭和 22)年生まれの原告番号 23 番の男性は、こう陳述している。「私が中学生だったころ、父から、私には 2, 3 歳下の妹がいたという話を聞かされました。そのときは詳しいことを話してくれませんでしたので、病気で亡くなったのだと思っていました。ご存知のとおり、ハンセン病国賠訴訟判決後に行われた検証作業の過程で、全国のハンセン病療養所に『胎児標本』が残されていることが判明しました。その際に、星塚敬愛園に残されていた『胎児標本』の内の一体が、両親が敬愛園に在園中に母が妊娠し中絶させられた私の妹であることが判明したのです。母は、その子と辛い対面をすることになりました。母から連絡を受け、私も立ち会いましたが、棺に納められた小さな遺体にすがって泣き崩れた母の姿に、私も涙が止まりませんでした。妹は妊娠 7 ヶ月、黒い髪がフサフサとしていました。私も、この妹と

同じ運命を辿ったのかも知れない。今日まで生きることのできた私が、妹のためにできることって一体何だろうと考えました。私が、今回、この裁判に参加する決心をしたのは、生まれ出ることを許されなかった、この妹の仇をとりたいたいという思いからにほかなりません。」

70代の原告番号103番の男性は、こう陳述している。「私が物心ついたときには、家に父の存在はありませんでした。経済的な理由で、長兄は親戚の家に預けられました。母に『どうして、うちにはお父さんがいないの?』と聞いても、母はなにも話してくれませんでした。」「突然、一晩だけ父が家に帰ってきたことがありました。`どこかのおじさんが来ている、と思いました。母に『お父さんだよ』と言われ、私は生まれて初めて自分の父に会いました。」「18、9歳の頃、会いたくなって、初めて、一人で星塚敬愛園に父に会いに行きました。」「父は、昭和54年に敬愛園で亡くなりました。私以外のきょうだいは父に会いに行っていないのですが、父が自分たちの親であることに変わりはないので、私は兄や姉たちに葬式の連絡をしました。しかし、参列したのは兄夫婦と私と私の妻だけでした。」「私は父と一緒に家族として普通の生活をしたかったです。`普通の生活、とは、両親が揃っていて、きょうだいみんな一緒に暮らすことです。私は物心ついたときから`うちは普通の家ではない、という違和感と寂しさの中で育ちました。父が強制収容されなかったら、兄も里子に出されることなく、一緒に暮らせたのではないかと思います。父も、自分の家で家族と一緒に、ごく普通の生活をしたかったらと思う。」

1949(昭和24)年生まれの原告番号146番の男性は、こう陳述している。「私は、父方のじっちゃんとはあちゃんに育てられました。ばあちゃんは祖父の3番目の妻であり、私の父が2番目の妻との間の子であったため、祖母といっても私との間には血縁はありませんでした。しかし、ばあちゃんは、私が小学6年のときにじっちゃんが亡くなってからも、私を育ててくれました。」「私は、運動会の際のばあちゃんの寂しそうな姿を覚えています。運動会には、いつもばあちゃんだけが応援に来てくれましたが、他の保護者たちは部落ごとにテントを設けて、ゴザを敷いて座るのですが、ばあちゃんはみんなから少し離れて、独りぽつんと座っていました。」「私自身、小学中学を通じ、親しい友人はいませんでした。」「ばあちゃんとは、私が小学生から中学生になるにつれて、口喧嘩をするようになりました。そんなとき、ばあちゃんは『おまえの親父は化け物だ』と言ったことが何回かあります。私は、ばあちゃんの恐ろしい顔を見たとき、なぜ、父のことをそんなに厳しい口調で疎んじるのだろうと思いました。いま振り返ってみると、ばあちゃんやじっちゃんも、父のことで差別や偏見に晒されていたのではないかと思います。」「高校2年の春ごろ、ばあちゃんはガンのため、私と叔母に看取られながら亡くなりました。〔その後、私は父の妹である叔母の世話になりました。〕叔母は、一緒に暮らし始めた頃から、『父親とは縁を切れ』と言っており、叔母の勧めに従い、27歳のとき、私は叔母の夫の子どもの養子になり、姓が変わりました。叔母は、私が父の氏を名乗り続けることで、結婚などの人生の節目に何らかの問題が起こることを懸念していたのではないかと思います。」「私がまだ独身の30代はじめ、叔母から、父が私に会いたいと言っていると聞き、私は物心ついてから初めて父と会うこととなりました。私は父の姿を見ても、`これが私の父親か、と思うくらいで、会えて嬉しいと思うことは特段ありませんでした。父のほうもよそよそしい態度でした。父の病気のことは、20代の終わり頃に叔母から教えられて知っていました。そのため、父が施設に入所していることも知っていましたが、見た目にはなんの後遺症もなく、普通の人ではないか、なぜ父は入所しなければならなかったか理解できませんでした。」「その後、結婚して子どもが生まれた後には、妻とともに孫の顔を見せるために、私のほうから恵楓園に行ったこともあります。父とは少しずつ交流するようになりましたが、昔の話をたくさん聞いたわけではありません。」「母とは、母の知人が取り持ってくれて、私が47歳の頃に40年以上ぶりに再会しました。そのときに父と離婚をした当時のことを聞きましたが、母

は、私を連れて里に帰ったが、父方のじっちゃんに私を連れ戻されたのだと言っていました。私は、ただただ「寂しい、という思いを抱えて育ってきましたが、その思いは母と再会したことでより強くなりました。」「私は 34 歳で結婚しました。私は結婚前には、妻には『父はいない』とだけ告げて、病気のことは一切話しませんでした。結婚後、父のことを話しましたが、妻は看護師をしていたこともあり、『どうして早く言ってくれなかったの。私は気にしないのに』と理解してくれたため、安心しました。妻との間には 3 人の子どもが生まれ、現在では孫もいます。しかし、孫が生まれた頃に、妻がぼろりと、『子どもは発症しなかったが、孫は大丈夫だろうか』と言いました。妻の言葉を聞いて、孫に病気が出るのではないかという不安がよぎり、素直に孫の誕生を喜ぶことができませんでした。」「平成 27 年、父は 90 歳で亡くなりました。恵楓園での葬儀には、父の親族は私たち夫婦と子ども 3 人が参列しただけでした。」「私の人生は、まだ記憶に残らない幼い時期に、国の政策で父と引き離され、両親が離婚、母とも引き離されることから始まりました。父は昭和 21 年に復員した後、母と結婚したのですが、私が 1 歳のときに菊池恵楓園に入所。私は、父とは、成人後に叔母を通じて再会するまで会ったことがありませんでした。そして、母も、父の入所後、実家に戻りました。」「私を引き取って育ててくれたじっちゃん、ばあちゃん、結婚するまでの私の面倒をみてくれた叔母には感謝していますが、父の姿を思い浮かべることも母に会いに行くこともできずに幼少期を過ごした私自身が、普通の家庭と同じように家族と触れあえてこなかったのではないかという疑念をぬぐい去ることができません。私には、どうしても、心が満たされていないという気持ちが、今でも残っています。」

1951(昭和 26)年生まれの原告番号 18 番の女性は、こう陳述している。「母が大島青松園に収容されたのは、私が 5 つになる前のことです。このとき、私も母と一緒に青松園に連れていかれ、園内の保育所に入れられました。2 つ下の弟は父のもとに残されました。自宅から青松園までどのようにして連れて行かれたのか、全く記憶にありません。憶えているのは、家族と引き離されてたった一人、保育所に預けられたこと、そのことがつらくて毎日泣き暮らしていたことです。」「私は保育所では一番の年下でしたが、そんな私を狙っていじめる男の子もいて、ゴムホースで足をバンバン叩かれるなど、ずいぶん泣かされました。」「母と会える機会は、2、3 ヶ月に一度の面会の日しかありませんでした。それも、1 時間だけの面会です。ようやく会えても、大した話もできないままに別れなければなりませんでした。」「初めて帰省したのは小学校高学年になってからのことで、夏休みに母に連れられて一緒に家に帰りました。船着場から官用船に乗って高松港まで行き、そこから鈍行列車で 8 時間半ほどの長旅でした。久しぶりに自宅で過ごした夏休みは本当に楽しくて、2 学期になってまた島に戻らないといけないうのは、辛く嫌なことでした。」「中学卒業と同時に実家に戻りました。このとき母も一緒に、長期外泊というかたちで家に戻りました。母には手に後遺症がありました。だからでしょうか、法事などで親戚が集まったときに、親戚の人が母のことを「病原菌である、かのような言い方をしたのを目撃したことが何回かあります。でも、不当な発言だと言いつつ返すことはできませんでした。父は、もともとは、お酒が一滴も飲めない人でしたが、母と私がいなくて、酒浸りの日々を送っていたといえます。きっと父も、親戚などから悪しげに母のことを言われ、深く傷ついた経験が何度もあったのではないのでしょうか。」

60 代の原告番号 24 番の男性は、こう陳述している。「私が幼いとき母が収容され、父は一人で夜遅くまで働かなければならなくなりました。私たち兄弟が、炊事、洗濯、掃除といった全ての家事をしなければなりませんでした。そのため友達と遊ぶ時間もありませんでした。」「小学校にあがる前後、父親に連れられて、2、3 回星塚敬愛園に行きました。療養所に行くと、障害を持った人がたくさんいたので、幼心に父の言うとおり、ハンセン病は「怖い病気、という印象を抱き、他人には話してはいけないと感じました。」

それでも、母に会えてうれしかった気持ちは憶えています。」「ところが、小学校中学年頃になると、父は療養所に行かなくなりました。理由は、母が療養所内で別の男性と同棲(園内結婚)を始めたからでした。父は母と離婚することもせず、じっと耐えている様子でした。」「私はどうしても母に会いたくて、中学生のとき、一度だけ、一人で敬愛園に行きました。数日滞在しましたが、母はとても喜んでくれました。」「昭和 57 年、私は結婚しました。私は結婚前に妻に母親の病気のことを打ち明けました。私自身、〃ハンセン病はうつる病気だ。自分もいつか発病するかもしれない。あるいは、子どもにうつってしまうかもしれない、という恐怖心がありました。もしそうなったら妻に大変な苦勞をかけるだろうと考え、打ち明けたのです。打ち明けた結果、破談になってもやむをえない、という気持ちでした。妻は理解を示してくれました。しかし、妻の両親を説得するのに苦勞しました。妻の実家では親族会議が何度か開かれたと聞いています。」「私が結婚する数カ月前に父は亡くなりました。享年 63 でした。誰にも看取られない孤独な死でした。母は父の葬儀には参列しませんでした。納骨が終わってから、ひっそりと、父のお墓に手を合わせるために帰ってきました。」「私は、父が亡くなったことで、父に気兼ねをすることなく、母に会いに行けるようになりました。母は、私と妻が行くと、とても喜んでくれました。母は私たちを安心させようとしたのか、『無菌証明書をもっている』と言っていました。」「私は母と会うたびに、小さいときからの願いである〃母と暮らす、ことを実現すべく、母に退所を勧めました。しかし母は『迷惑がかかる』と言って、けっして首を縦には振りませんでした。母は亡くなる 5 年ほど前から病棟で寝たきりに近い状態となりました。亡くなる 1 年くらい前、母は痛みによる苦しみの中で謔言(うわごと)のように『故郷に帰りたい』と言ったのです。私はすぐに家のバリアフリー改造工事に着手しましたが、結局、母の退所は実現しませんでした。平成 26 年、私の長年の夢は水泡に帰してしまいました。」「国は、私たち家族から、母を拉致同然で奪っていきました。私は最も母親を必要とする時期に、母の温もりも優しさも知らずに育ったのです。父もまた、母のことを思いながら、最後は孤独な死を迎えました。2 人の兄は、母が療養所で別の男性と同棲したことに傷つき、恨んでいたのだと思います。兄たちは全く母には会いに行きませんでした。兄弟 3 人が揃って母親に会いに行ったのは、予防法が廃止になった後のことですが、そのときも、重苦しく気まずい空気に包まれて、楽しい親子の会話などありませんでした。私には、家族 5 人が揃っての団欒の記憶がありません。国が、私たち家族を引き裂いたのです。」

1956(昭和 31)年生まれの原告番号 136 番の女性は、こう陳述している。「姉や兄たちのハンセン病療養所入所で最もショックを受けたのは、父だったのかもしれませんが。母の話では、父はもともとはやさしい人だったとのことですが、私の記憶に出てくる父は、いつも昼間から酒を飲み、母に暴力を振るい、私や K 姉さんに対しても物を投げたり、お膳をひっくり返したりというひどい状態でした。」「父には、ハンセン病は遺伝病だという偏見が強く残っていたようで、子どもたちの中からハンセン病患者が出たのは母のせいだとして、母を責め続けたのです。幼かった私にとって、家は全く心の休まる場所ではなく、怯えながらの日々を過ごしました。父が暴れ出すと、近くで暮らす伯父さん(父の兄)の家に逃げ込むこともしばしばでした。」「小学校の入学のときに必要だったシューズや服は、那覇で働いていた L 姉さんが買って送ってくれたものでした。貧しいだけならともかく、荒れ狂う父との暮らしは、幼かった私にとってはとても耐えられるものではありませんでした。」 60 代の原告番号 206 番の男性は、こう陳述している。「公的記録によれば、徴兵された父は満洲でハンセン病を発症。内地に送り返され、陸軍病院に入院。症状が固定したところで退院、永久服役免除となり、沖縄離島に帰還。〔終戦前に〕母と婚姻。」「〔戦後〕兄姉から療養所への入所を勧められるが、父は、頑として、療養所に入所することを拒否したそうです。『お国のために戦場に行って病気になったのに、なんで、白い目で見られないといけないのか』療養

所に入るなら、死んだほうがまだ』と言っていたと聞いています。「私が物心ついたときには、父は麻痺した手足で農作業を続けてきたために、傷をつくり、そこが化膿して悪化し、両足首から先はなく、両手も親指が少し残っているだけでした。いつも、手足に傷を作っており、そこが化膿して、ひどい臭いがしていました。父の状態は、誰から見てもハンセン病とわかる状態でした。『クンキャ』と呼ばれ、『うつる』『汚い』と言われて、恐れられるとともに、侮蔑されていました。「私も、小学校では、そういう父の子どもということで、みんなにいじめられ、仲間はずれにされました。中学校では、上級生から『あんな親の子は生きていないほうがいい』と殴る蹴るの暴行を受けました。ひどいときには、首を鎌で切りつけられたこともありました。こんな目に遭っても、私も、母も、学校に文句を言うことはできませんでした。学校の先生も、ハンセン病の患者や家族を偏見差別の目で見えていたからです。「私が妻と結婚したとき、妻は同じ部落の人から、『あんたの婿の親は、あんな人だよ』と言われました。「父が亡くなったとき、私はホッとするとともに、[それでも]残された自分たち家族は、ずっとハンセン病患者の子という烙印を背負っていかなければならないという気持ちに襲われました。父の仏壇に手を合わせたとき、私は心の中で『あなたは死んで黙っているけど、残された者は大変なんだよ、とつぶやいていました。『なんであんな病気になったのか、』『なんで、あんなのせいで、いじめられなければならなかったのか、』『療養所に入ってくれたら、母も私たち子どもも、こんな苦勞をせずにすんだのに、と。その反面、戦争に行つて国のために戦つた父が、なんで、こんなにいじめられないといけなかったのか』という悔しい思いもあります。父のことを考え、自分の過去を振り返るだけで、頭が痛くなり、泣きたくなります。」

50代の原告番号484番の女性は、こう陳述している。「菊池恵楓園に入所していた父は、恵楓園で介護員として働いていた母と知り合い、結婚しました。母の親からは結婚に猛反対され、母は病気ではなかったのですが、父との関係を維持するために、二人で奄美和光園に入所したのだそうです。「父母のあいだに生まれた私と弟は、和光園内の保育施設に預けられました。年に1回のお遊戯会では、部屋の外から父母が見ていたそうですが、私からすれば、まったく親子の交流はありませんでした。「私が5歳のとき、父母は関西に社会復帰しました。弟は1歳のときから父母にかわいがられましたが、私は5歳になってからでしたので、父母にどう接してよいかわからず、抱っこしてもらったことも、甘えた記憶もありません。私は毎日のように父から叩かれ、『かわいくない』『愛情がわからない』『おまえは拾われた子だ』などと言われてきました。そのため、小学生のころから家出を繰り返したりしました。「級友からは、父の指が変形していることからかわれたり、仲間はずれにされるなど、ひどいいじめを受けました。私が座った椅子には誰も座ろうとせず、『うつる。来るな』と言われました。私は父に相談もできず、手首を切る自傷行為をするなど、独りで苦しい思いを抱えていました。「私は2度結婚しましたが、夫や夫の家族には父の病気のことを話すことはありませんでした。ただ、離婚の際に、夫の姉が父に、指が変形していることを悪しざまに言ったらしく、父がひどく怒っていましたので、夫や夫の家族にも父がハンセン病であったことが知られていたのかもしれない。「私は、父が亡くなる直前に、支援センターのスタッフの方から、父がハンセン病を発症して隔離収容されていたことを初めて教えられました。幼いときに父母と離れて生活していたことは記憶していましたが、そこがハンセン病療養所であったことは理解していませんでした。父がそのような経験をしていたことがショックで、そのために、私に対する愛情を持って接してもらえなかったのかと思うと、とても複雑な気持ちになりました。親子の絆を確かめあうこともないまま父が亡くなったことは、ほんとうに心残りです。父が隔離収容されていなければ、私が父母と引き離されて育てられることもなく、父も私を我が子として愛情をもって育ててくれたのではないのでしょうか。国には、隔離政策が家族関係を破壊したことの責任をとって、謝ってほしいと思います。」

1965(昭和 40)年生まれの原告番号 190 番の女性は、こう陳述している。「ときどき、父と一緒に恵楓園に行きました。配給される食料品などを受け取るためです。当時は病院だと思っていました。父や母から恵楓園についての説明はありませんでした。しかし、小学校 3、4 年生くらいになると、父の病気は差別されるような病気なんだということがわかってきました。[同じ集落の人から]直接に言わなくても聞こえよがしに『恵楓園の子』などと言われました。『恵楓園の子』である私は、差別の対象、のけ者にされる対象なんだと、自然にそんなふうに分のことを認識していました。」「父は厳しい人でした。学校からは真っ直ぐ帰宅するように言われていました。父の逆鱗に触れて一方的に怒られることも毎日のようにはありました。父が怒って怖いときは逃げるしかありませんでした。逃げるときに振り返ると、父が銚(もり)を持って構えていたことがありました。殺されると思って必死で逃げました。」「子どものころは何が父を怒らせるかわからなくて、父の顔色を窺っていました。父に絶対服従のような感じでした。」「一度、高校生のころ、夕方 6 時過ぎに帰宅したことがあります。すると、帰りが遅かったことに激怒した父が、私の持ち物をすべて燃やしてしまいました。鞆、制服、教科書はもちろん下着もほかの持ち物も、そのとき着ていた物以外すべてを穴を掘って燃やされてしまいました。さすがにそのときは、父に対して「死んでくれ」と思いました。」「いま思うと、父にとっては家族がすべて、家族が唯一の味方だったので、それが自分の言うことを聞かなくなることが堪えられなかったのだと思います。手が思うように動かないのも歯がゆくて、家族に当たってしまったのだと思います。」「母から聞いた話だと、父は若いころは町で一番の人気者だったそうです。だからこそ、ハンセン病を発症したときの父は、天から地へ叩きつけられるような絶望を抱いたと思います。病気になった自分を受け入れられず、イライラしたり落ち込んだり、自分の感情を持って余して家族に当たってしまったのだと思います。今だったらわかります。しかし、子どもの頃の自分にはわかりませんでした。母も父に気を遣っている様子だったので、こんな父と離婚してくれたらいいのにと思うこともたびたびありました。ただ、父を大っ嫌い、とは思ってなかったように思います。それは、母から『お父さんは精神的にイライラしたら家族に当たる。病気のせいで悲観的にしか考えられない』というようなことを教えられていたからかもしれません。私も、病気が原因で、父が悪いんじゃない、ということがわかっていました。父を可哀想に思っていました。病気じゃなかったらきっとこんなに怒る人じゃないのに、と思うこともありました。」

1965(昭和 40)年生まれの原告番号 166 番の女性は、こう陳述している。「物心ついたとき、すでに兄と一緒に住んでいませんでした。ときどき帰ってきては、1、2 ヶ月滞在していたのを覚えています。兄とは「一緒に暮らした」ということがなく、「兄」という実感がありませんでした。」「そのうち、なんとなく、兄は「人里離れた場所」に住んでいて、そこには行ってはいけないということを理解するようになりました。」「兄は、差別されることに非常に敏感で、『クンキヤー』と言われたりすると、激高しました。そのことが原因であったように思うのですが、父と兄は、よくとつきみあいの喧嘩をしていました。母も、兄と同じ傾向があり、兄を差別するようなことを陰で言っていたなどということがわかると、その人に対して激しい感情をぶつけていました。そうこうするうちに、近隣の人たちは、わが家から遠のいていったように思います。」「昭和 60 年、私は結婚しました。夫には、兄の病気のことは一言も言いませんでした。おそらく夫は、兄がハンセン病であることを知っていたと思います。兄のことは、私たち夫婦にとってもタブーでした。兄のことに触れずに、結婚生活を送りました。もちろん、夫の親族にも兄の病気のことは一言も言いませんでした。私には娘が 2 人いますが、娘にも兄のことは一言も言っていない。知らないほうが幸せだと思っています。兄には申し訳ありませんが、知ってつらい思いをさせたくないのです。つらい思いをするのは、私だけで十分です。」「自分が兄を避けているということを自分自身がわかっており、そのよう

な自分が嫌ですし、良心の阿責も感じ続けています。しかし、兄に『遊びに来て』とは言いません。言えないのです。」

50代の原告番号318番の男性は、こう陳述している。「私が、父の病気がハンセン病だったことを、はっきり知ったのは、私が家族訴訟の原告になったときです。」「父の病気のことははっきり知らなかったものの、私が小学校の低学年のとき、友達から『伝染病』と言われ、嫌われ、仲間外れにされました。」「この頃、ハンセン病を扱ったニュースをじっと見ている父の姿を憶えています。そのニュースは、ハンセン病が「強烈な伝染病、である」という内容でした。私は、ひょっとすると父はハンセン病ではないのかと思ったこともありますが、しかし、両親は何も話してはくれず、私からも恐くて聞くことはできませんでした。」「私が小学校2、3年の頃、宮古南静園で集まりがあり、そこに父に連れて行かれたことがあります。母からは『お父さんが月1回]宮古島に行っていることは誰にも言わんで』と言われました。私が母に『なんで?』と聞くと、母は『なんでも』と言って、それ以上のことは話そうとしませんでした。そのときの母の厳しい口調から、父の病気のこと、父が宮古島に行っていることは、人には絶対に話してはいけないことだと感じたのです。」「私は、嫌われるのは、父の病気のことの原因ではないかと感じるとともに、そのことはけっして人に話してはいけないことだという思いを強く持ちました。」「中学生になると、級友から露骨ないじめを受けることはなくなりました。しかし、周囲は皆、私を避け、近づいてくる人はいませんでした。孤立感から、私の心は、だんだんすさんでいきました。」「父は素行の悪い私を見て、『まじめにやれ』といつも怒っていました。私も、父への反発から、口もきかず、反抗的な態度を取り続けていたのです。私が不良行為を重ねていったことは、もちろん、自分自身の責任でもありますが、学校で仲間外れにされてきた疎外感や孤立感から、心がすさみ、悪い友達しかできなかつたことも原因の一つであることを、やはり父に理解してほしかったという気持ちがあります。」「父は〔自分の病気が周囲に知られるのではないかという怯えの気持ちから〕、〔一人で銚を使って魚を獲る〕漁業を始めるようになると、ほとんど出歩くことがなくなり、部落の人とも一切交流しなくなりました。お酒も強いほうではありませんが、毎晩、お酒を飲むようになり、酔っては、私や母を叱りつけていました。」「私は、小さいときから、父に抱っこされたり、スキンシップをした記憶がありません。父は、自分の病気が人にうつるのではないかという恐怖から、周囲の人だけでなく、私たち兄妹とも接触を避けていたようです。」「父と私たち兄妹が一緒に写った写真は、私が4歳の頃、沖縄市の『子どもの国』に遊びに行ったときの写真だけです。私にとって、父との楽しい思い出は、このとき以来ありません。」「〔わたしは一度内地へ出たあと、結婚して故郷に戻り〕父と同居するようになりました。父は、私と妻との同居をととても喜んでくれました。しかし、妻から聞いた話ですが、妻が父の手に触れようとすると、父は妻の手を払いのけたことがあったそうです。妻は父の態度に驚いて、自分は嫌われているのかと悩んだこともあったようです。父は「自分の病気をうつしてはいけない、という気持ちが強く、それが無意識に、他人だけでなく、私ら子どもや家族を遠ざけることになっていたのです。」「〔親戚の〕ねえねえが、私たちを家族訴訟の原告に誘ったことをきっかけに、私は父の病気のことを知ることになりました。ねえねえが帰った後、父は、私と妻に自分の病気のことを話しました。父の声は緊張で震えていることがわかりました。」「父は妻に『恐くないかい?』と聞きました。妻が『恐くないよ』と言うと、父はとてうれしそうな顔をして喜んだとのこと。それ以来、父は、お酒を呑んだときに、病気のことや苦労したことや母に苦労をかけたことをポツポツと話すようになりました。それまで、ほとんど話をすることのなかった父が、人が変わったように、いろいろと話をしてくれるようになったのです。」「私は、父の話を聞いて、これまで父と母が、ハンセン病が原因でひどい仕打ちを受けてきたこと、そのことを話せば子どもらも苦しむという思いから、家族にも隠し続けて苦しんできたことを知りました。

父は、いまでも、一人で海に出て魚を獲ってくるほど元気です。そのような活動的な父にとって、ハンセン病元患者というだけで、人前に出ることもできなかつたことが、どんなに苦しく辛かつたのだろうと考えると、私も心が痛みます。私自身も、小学校中学校時代に周囲から嫌われ、寂しかつたことや、父と本当の意味での親子の触れ合いをすることができなかつた理由がようやくわかり、父の話を書くたびに胸がつぶれるような思いでいます。」

(1) 小括

家族原告たちの「家族関係の形成を阻害された被害」は、(1)隔離によって生じたもの、(2)「感染」への恐怖の刷り込みによって生じたもの、(3)差別の影響によって生じたもの、という3つに大別できる。

(1)隔離によって生じた「家族関係の形成阻害」——親やきょうだい、配偶者等が療養所へ収容隔離され、長期にわたり引き離されたことにより、「家族」としての親密な関係が形成・保持されにくくなつたこと(家族原告本人やその他の家族成員が、療養所附属保育所や一般の児童養護施設等に入れられたケースも含む)。家族原告本人が、子ども期に親などの肉親から引き離されてしまった場合、それまで形成されてきた安心できる親密な関係を突如失うことになる。「憶えているのは、[5歳になる前]家族と引き離されてたつた一人、[大島青松園附属]保育所に預けられたこと、そのことが辛くて毎日泣き暮らしていたこと」「母と会える機会は、2、3ヵ月に一度の面会の日しかありませんでした。それも、1時間だけの面会です。ようやく会えても、大した話もできないままに別れなければなりませんでした」(18番)。「私は長島愛生園の保育所にいました」「父とは月1回程度、面会の時間がありました。金網越しの面会でした」「小学校高学年になると、兄も、姉も、妹も、他の施設に移され、兄妹がバラバラにされました」(48番)。「物心ついたときから、うちは普通の家ではない、という違和感と寂しさの中で育ちました。父が強制収容されなかつたら、兄も里子に出されることなく、一緒に暮らせたのではないかと思います」(103番)。

物心がつく前の乳幼児期に引き離された場合には、家族原告と肉親とのあいだで、「家族」としての親密性を形成する機会そのものを失ってしまうことになる。「よそよそしさや遠慮」「甘えきれない自分」「家族なのに、家族になりきれない寂しさや空虚感」「血のつながつた妹であるのにそのことを実感できない自分自身の悶々とした気持ち」(122番)。「父母にどう接してよいかわからず、抱っこしてもらつたことも、甘えた記憶もありません」(484番)。「[30代で父親と初めて会つたとき]会えて嬉しいと思うことは特段ありませんでした。父のほうもよそよそしい態度でした」(146番)。「兄とは一緒に暮らしたということがなく、兄という実感がありませんでした」(166番)。

さらには、外の社会で婚姻関係をもつ人が、療養所入所後、長期にわたる隔離生活を送る過程で退所の見込みを絶たれるなかで、他の入所者と園内結婚するケースがあつた(園内結婚は、法的な婚姻を伴う場合と、そうでない場合があつた。園当局は、園内結婚を認知しており、これにより夫婦舎への入居ができた)。原告番号24番は、子の立場で、このようにして家族関係が歪められた悲しみを訴えている。「2人の兄は、母が療養所で別の男性と同棲したことに傷つき、恨んでいたのだと思います」「私には、家族5人が揃つての団欒の記憶がありません。国が、私たち家族を引き裂いたのです」(24番)。

(2)「感染」への恐怖の刷り込みによって生じた「家族関係の形成阻害」——隔離政策が推進される過程では、ハンセン病が「うつる怖い病気、であるという、人びとの感染への恐怖心が煽り立てられた。これは、一般社会の多数派の人々のみならず、ハンセン病に罹患した人やその家族もまた、「うつる、感染への恐怖や不安を、多かれ少なかれ内面化させられたということでもある。家族原告たちの陳述書を見ると、そうした恐怖や不安について述べたものがある。「私自身、「ハンセン病はうつる病気だ。自

分もいつか発病するかもしれない。あるいは、子どもにうつってしまうかもしれない、という恐怖心がありました」(18番)。「娘を出産するときに、病気がうつったらどうしようかということが不安になりました」(66番)。「子どもを授かりましたが、私は「子どもにハンセン病が出るのではないかと、とても不安でした。じつは、私は、自分にも姉の病気がうつっているのではないかと不安をずっと抱えていたのです」(299番)。「[自分の]孫が生まれた頃に、妻がぼろりと、『子どもは発症しなかったが、孫は大丈夫だろうか』と言いました。妻の言葉を聞いて、孫に病気が出るのではないかと不安がよぎり、素直に孫の誕生を喜ぶことができませんでした」(146番)。

このように内面化された「感染」への恐怖や不安から、家族原告が、ハンセン病の病歴者である肉親と物理的に距離をとろうとするケースがあった。「私の中に、いつの間にか、母や祖母は「うつる怖い病気なのだから、触ってはいけない、という強迫観念のようなものが生まれていたのだと思います。いま思うと、たった1人の娘に、そんな態度をとられ続けた母の思いは、いかばかりだったでしょうか」(9番)。「父からは『治った。菌はいない』と聞いていたものの、幼い子らにうつってはいけないと思って、つい、『もう、早く帰れよ』と言ってしまいました。そのときの父の顔は、今でも忘れられません」(2番)。

ハンセン病に罹患した本人が、周囲に「うつす、感染の恐怖や不安を抱いていたケースもあり、そのような場合は、病歴者が家族との物理的な距離をとろうとしていた。家族原告たちの陳述書では、肉親からの「スキンシップがなかった」といった記述に、そのことが表れている。「父は私にはけっして触れようとしませんでした。父が食事をした後の食器を片付けようとする、父は『触るな!』と言って怒りました」「当時の私は頭を撫でてくれないことを寂しく思ったものでした」(6番)。「私は、小さいときから、父に抱っこされたり、スキンシップをした記憶がありません。父は、自分の病気が人にうつるのではないかとこの恐怖から、周囲の人だけでなく、私たち兄妹とも接触を避けていたようです。学校の運動会を見に来てくれたこともありません。他の級友は両親とお弁当を食べているのを見て、とても寂しかったです」「妻から聞いた話ですが、妻が父の手に触れようとする、父は妻の手を払いのけたことがあったそうです。妻は父の態度に驚いて、自分は嫌われているのかと悩んだこともあったようです。父は「自分の病気をうつしてはいけない、という気持ちが強く、それが無意識に、他人だけでなく、私ら子どもや家族を遠ざけることになっていたのです」(318番)。

感染への恐怖や不安の刷り込みは、それがハンセン病の病歴者や家族らに内面化された場合には、家族の関係性を毀損することにつながったのである。

(3)差別の影響によって生じた「家族関係の形成阻害」——前節でみたように、ハンセン病の病歴者だけでなくその家族もまた「偏見差別を受ける地位」に置かれてきたのであった。そして、このことが「家族関係の形成を阻害された被害」にもつながってくる。家族原告の陳述書の具体的な記述としては、①差別回避のために肉親を遠ざけた／肉親から遠ざけられた、②被差別の悲しみや恨みを肉親にぶつけ責めた、③自分の置かれた境遇や肉親の来歴について理解不能のままだった、④きょうだいが生まれることを許されなかった、といったかたちで現れている。

差別回避のための肉親の遠ざけ(3-①)は、物理的な距離ではなく、社会的な関係や法的関係において生じる。ハンセン病に罹患した人の「家族である」こと自体が差別の標的とされてしまうため、家族関係を「周囲の目、から隠すことで、差別を回避しようとするのである。結婚式や葬式といった一族の行事、墓参り、自宅に招くこと、同居すること等々は、家族関係を周囲に露見させるおそれがあるものとして、慎重に検討され、しばしば拒絶される。ハンセン病に罹患した肉親について「死んだ」と周囲に嘘の説明をしたというケースはけっして珍しくない。さらには、家族原告が出生した段階で、ハンセン病に罹患した

親が、わが子を差別から守るために、親子としての法的関係を戸籍に載せなかったケースすらある。

陳述書を見ると、`家族原告がハンセン病だった肉親を遠ざけた、事例もあれば、反対に `ハンセン病だった肉親が家族原告を遠ざけた、事例もある。さらには `ハンセン病の病歴者と結婚した家族原告が、実家の肉親から遠ざけられた、事例もある。「結婚式には父を呼びませんでした。勤務先の人たちに父のことを知られるのが恐かったのです」(2 番)。「私は母と会う度に、小さいときからの願いである `母と暮らす、ことを実現すべく、母に退所を勧めました。しかし母は『迷惑がかかる』と言って、けっして首を縦には振りませんでした」(24 番)。「10 歳のときのことでした。『ふた親ともこの病気の子どもでは、おまえが不憫だから、戸籍は〔父親の名は入れずに〕母ちゃんの私生児にしておいたよ』と母が話してくれていました」(5 番)。「同窓会のために島に帰ったときのことです。バスに乗ったら、そのバスに母が乗り合わせていたのです。思わず懐かしくて、『おっかん、元気だったね』と声をかけました。ところが母は『誰ね』と言います。『自分の娘も知らんとね』と言うと、『いやーっ、うちには娘はおらんよ。息子ばかり』と言い放ちました」(95 番)。

被差別の悲しみや恨みを肉親にぶつけ責めた(3-②)というのは、幼少時から苛烈な差別にさらされてきた家族原告が、その `原因、として、ハンセン病に罹患した肉親を恨み、責め苛むということである。「[生き別れになっていた父親と大人になって再会したとき] `ああ、私が子どものときから人から避けられたのは、この人のせいだったのか、と思いました。とても惨めな気持ちでした」『あんたのせいでさんざん嫌な思いをしてきた』と、何かにつけ父を責めるようなことばかり言いました。どうしても父を許せず、ときには、本当に憎く感じることもありました。これまでの嫌だったこと、寂しかったことを、全部父への恨みとしてぶつけていたと思います」(4 番)。「父が亡くなったとき、私はホッとするとともに、[それでも]残された自分たち家族は、ずっとハンセン病患者の子という烙印を背負っていかなければならないという気持ちに襲われました。父の仏壇に手を合わせたとき、私は心の中で `あんたは死んで黙っているけど、残された者は大変なんだよ、とつぶやいていました。」(206 番)。「[父が亡くなるとき]母と妻は父の身体を一生懸命にさすりながら『頑張っ、お父さん』と声をかけ続けましたが、私はこれで父と縁が切れるというような思いがよぎったまま、黙って見ていました」(2 番)。

反対に、家族原告が、ハンセン病だった肉親から被差別・被抑圧の憤りをぶつけられたケースもある。「小学校 3、4 年生くらいになると、父の病気は差別されるような病気なんだということがわかってきました。[同じ集落の人から]直接に言わなくても聞こえよがしに『恵楓園の子』などと言われました」子どものころは何が父を怒らせるかわからなくて、父の顔色を窺っていました。父に絶対服従のような感じでした」「高校生のころ、夕方 6 時過ぎに帰宅したことがあります。すると、帰りが遅かったことに激怒した父が、私の持ち物をすべて燃やしてしまいました」「病気になった自分を受け入れられず、イライラしたり落ち込んだり、自分の感情を持て余して家族に当たってしまっていたのだと思います。今だったらわかります。しかし、子どもの頃の自分にはわかりませんでした」(190 番)。

別の事例で、家族原告が、ハンセン病に罹っていない別の家族成員から、いわゆるドメスティックバイオレンスのかたちで憤りをぶつけられたケースもある(こうした場合、暴力を振るわれるのは主として家族成員のなかの女性や子どもである)。「姉や兄たちのハンセン病療養所入所で最もショックを受けたのは、父だったのかもしれない。母の話では、父はもともととはやさしい人だったとのことですが、私の記憶に出てくる父は、いつも昼間から酒を飲み、母に暴力を振るい、私や K 姉さんに対しても物を投げたり、お膳をひっくり返したりというひどい状態でした」「父には、ハンセン病は遺伝病だという偏見が強く残っていたようで、子どもたちの中からハンセン病患者が出たのは母のせいだとして、母を責め続けたので

す。幼かった私にとって、家は全く心の休まる場所ではなく、怯えながらの日々を過ごしました。父が暴れ出すと、近くで暮らす伯父さん(父の兄)の家に逃げ込むこともしばしばでした」(136 番)。

差別の影響によって生じた「家族関係の形成阻害」として、3 番目に挙げるのは、「自分の置かれた境遇や肉親の来歴について理解不能のままだった」(3-③)というものである。差別の標的とされることを回避するため、また、被差別者であることの「重荷、を背負わせないために、親や年長のきょうだいが、家族原告に、肉親がハンセン病に罹っていた事実を長年にわたり伝えなかったケースがある。そして、その事実を知らされないことで、家族の関係性について理解不能なままとされてしまうのである。「私は、父が亡くなる直前に、支援センターのスタッフの方から、父がハンセン病を発症して隔離収容されていたことを初めて教えられました。幼いときに父母と離れて生活していたことは記憶していましたが、そこがハンセン病療養所であったことは理解していなかったのです。父がそのような経験をしていたことがショックで、そのために、私に対する愛情を持って接してもらえなかったのかと思うと、とても複雑な気持ちになりました。親子の絆を確かめあうこともないまま父が亡くなったことは、ほんとうに心残りです」(484 番)。「[つい最近、父がハンセン病であった事実を知りました。]私は、父の話聞いて、これまで父と母が、ハンセン病が原因で、ひどい仕打ちを受けてきたこと、そのことを話せば、子どもらも苦しむという思いから、家族にも隠し続けて苦しんできたことを知りました」「ハンセン病元患者というだけで、タクシー運転手を辞めなければならず、人前にも出ることできなかったことが、どんなに苦しく、辛かったのだろうと考えると、私も心が痛みます。私自身も、小学校中学校時代に周囲から嫌われ、寂しかったことや、父と本当の意味での親子の触れ合いをすることができなかった理由がようやくわかり、父の話聞くたびに、胸がつぶれるような思いでいます」(318 番)。

差別の影響によって生じた「家族関係の形成阻害」として、最後に挙げるのは、きょうだいが生まれてくることを許されなかった(3-④)というものである。旧優生保護法(1948～1996 年)は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(第一条)ことを目的の一つに定めた法律であり、ハンセン病はこの法律が対象とする疾病の一つであった。原告番号 23 番の男性は、生まれてくることのできなかった妹の存在が、家族訴訟に参加した動機であった。「棺に納められた[園内で中絶を強いられた胎児である妹の]小さな遺体にすがって泣き崩れた母の姿に、私も涙が止まりませんでした。妹は妊娠 7 ヶ月、黒い髪がフサフサとしていました。私も、この妹と同じ運命を辿ったのかも知れない。今日まで生きることのできた私が、妹のためにできることって一体何だろうと考えました。私が、今回、この[家族]裁判に参加する決心をしたのは、生まれ出ることを許されなかった、この妹の仇をとりたいという思いからにほかなりません」(23 番)。

4 秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害

最後に、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」にかかわる陳述を見ていこう。

1926(大正 15 年)生まれの原告番号 53 番の女性は、次のように陳述している。「夫は、私との結婚後、少しずつ手が不自由になっていきました。」「収容の日には、保健所から白い服を着てマスクをつけた人たちがやってきて、自宅を大々的に消毒していきました。家の中も、外も、トイレの中までも、真っ白にされました。消毒と夫の収容は近所中に知れ渡りました。とたんに、近所中から嫌われるようになりました。」「昭和 60 年に、夫も帰ってきて一緒に暮らせるよう、長男が二世帯住宅を建ててくれました。[しかし]夫は基本的にはずっと自宅の二階で過ごし、近所づきあいは一切しませんでした。ときどき孫を連れて買い物に出かけてはいたので、近所の人は夫の存在は知っていたと思います。陰で言われていたの

かも知れませんが、表だって私たちになにか言う人はいませんでした。でも、`お父さんの病気のことが知られたら困る、という気持ちはずっと持っていました。」「私は、夫を国によって強制的に奪われました。子どもたちを育て上げるためにたったひとりで働き続けた苦労は、言葉では言い尽くせません。それだけでなく、精神的にも、近隣住民の偏見差別にさらされ、また、いつ夫の病気が知られるかと怯えながら生活することを強いられてきました。そして何よりも、愛する夫と子どもたちとともに平穩に暮らすという、当たり前的人生を奪われてしまったことが、残念でなりません。」

1932(昭和7)年生まれの原告番号452番の男性は、こう陳述している。「私が物心ついた頃、私の家は、父が町会議員をしていたこともあり、家の出入りも多く、にぎやかでした。」「私が兄と一緒に生活しているときから、兄は手足の指が曲がっていました。母親が『自転車の車輪に巻き込まれて曲がってしまった』と言っていたので、私は兄が特別な病気に罹っているなどとは思っていませんでした。」「私や兄が実家で育った頃は、私たちの集落ではハンセン病患者のことを『こしきどん』と呼んで、蔑んでいました。ハンセン病患者がいることが人に知られると、近所の人や駐在の警察官に言い、警察官が患者の家に来て星塚敬愛園に連れて行くような時代でした。私の町は田舎で、噂はあっという間に町中に広がるものですから、両親は私たちが近所の人や学校の生徒からなにか言われぬよう、必死に兄の病気を隠していたのだと思います。」「兄は昭和16年に敬愛園に入所しました。当時、私は小学校の3年生でした。」「周囲から、兄のハンセン病のことで、はっきりと私にもわかる差別やいじめを受けたのは、成人になってからでした。たとえば、集落の集まりで酒を酌み交わすときに、他の人たちは互いに返盃しあうのですが、私だけはけっして返盃されませんでした。病気がうつると思われて避けられたのでした。近所の人から『あの家は血筋が悪い』と言われたのを聞いたこともあります。」「私も、青年団内の女性と仲良くなり、好意を寄せられたことはありました。しかし、いつも私のほうから身を引いて、それ以上親しくならないようにしました。仮にお付き合いしたとしても、後で近所や相手の家族からいろいろ言われて、お互い不幸になるのは目に見えていました。実際に、縁組の話が来ても、話が先に進むことはありませんでした。妹も結婚が破談になりました。私たちのいた集落では、女が破談になるとその土地にはいらなくなり、妹も実家を出て、他県へ移りました。」「その後、私は父から、母の妹夫婦を頼って他県で農業をするようにと言われました。父がそう言った真意はわかりませんが、その前に私の縁談が3回ダメになっていました。そうして移った先の近所に、今の妻がいました。そして、見合いの話になりました。私自身は今回もダメだろうという気持ちでいましたが、両親や協力してくれた親戚は病気の兄のことは絶対に知られないようにして、話を進めました。皆が一生懸命に段取りをしてくれるので、私も腹を決めて妻と結婚しました。万が一、兄の病気のことが知られば、結婚後でも離婚になると思いましたが、結婚してからも兄のことは妻にも妻の家族にも一切話しませんでした。そのまま暮らしていれば、兄のことは知らなかったかもしれません。しかし、妻が農業に不慣れだったため、[やむをえず]妻とともに両親や妹たちのいる実家に帰ってきました。私は実家で農業をし、妻は農協で働きながら家のことをしていました。私たちの間には3人の女の子が生まれました。この子たちがいつかは嫁に行くことも考え、私は妻にも子どもたちにも、ハンセン病の兄がいることは話しませんでした。しかし、予感がしていた通り、妻はほとんどなく、近所の人から私には兄がいること、兄はハンセン病に罹っていることを聞かされてしまいました。妻は私に『お兄さんがいると聞いたけど』と聞いてきました。私は『母に聞いてくれ』としか言えませんでした。」「妻が兄に初めて会ったのは、昭和36年、父が危篤になったときです。父が兄に『鹿屋の漢方薬がほしい』と手紙を書き、それで兄が薬を持ってやってきたのでした。突然のことでとてもびっくりしました。妻に隠していることも、世間体も気になりました。それでも私は、妻に『実は兄がほんのそばまで来てい

る。父に会わせてもらえないか』と打ち明けました。お互いが初めて会う姿を見ると、妻にすまないという気持ちになりました。兄と対面した妻は、嫌がったりすることなく、兄のことを理解してくれました。」「兄が入所させられて、周りから嫌なことを言われたり避けられたりするようになってから、私は差別に負けたくない、何でも他人に負けたくないという負けず嫌いになり、人一倍頑張ってきました。しかし、そのような気持ちを持ちながらも、偏見差別を恐れ、兄のことを隠し、自分が長男であるかのように振る舞い続けてきました。その結果、私は兄に対して何とも言えない複雑な気持ちを抱くことになりました。`残された家族である自分たちは周りからの偏見や差別に晒された。しかし兄は、園の中で仲間と一緒にいて、周りからの差別や偏見に晒されることもなく、周囲の差別からは守られていたのではないか、という思いを、いまも抱いています。この思いがあって、兄の存在を隠し続けたことも、妻には悪いと思いましたが、兄に対しては悪いと思いません。私たち家族は、偏見や差別に晒されて、守ってくれるものがなかったのだから、仕方がなかったという思いがあります。」「国は平成 13 年にハンセン病患者が行った裁判で、過ちを認めて謝りましたが、それで偏見差別がなくなったとは思いません。妻の実家には、いまだに兄がいることは知らせていません。妻も `揉め事はしたくない、と、知らせなくてよいと言っています。知らせるとこれまでと違う目で見られるのではないか、揉めるのではないかと考えているのです。私も知らせなくていいと思っています。これまでたくさん辛い目や嫌な目に遭ってきたので、今でも兄のことや昔のことを話すのは苦痛で、本当は公にしたくない、という気持ちがあります。」

前出の、1938(昭和 13)年生まれの原告番号 281 番の男性は、こう陳述している。「父は、鰹漁などをして生活を支えていたのですが、ハンセン病に罹り、昭和 49 年、宮古南静園に入所することになりました。この日、母はずっと押し黙ったままで、とても父の話ができる雰囲気ではありませんでした。それ以降、父の話はしないというのが家族の中で暗黙の了解となりました。」「父が南静園に入所したことはすぐに周囲に知られ、そのときから目に見えて厳しい差別が始まりました。私は父の子どもとして生まれたことを悔やみ、`なぜ親をとりかえることができないのだろう、と父のことを恨むときもありました。しかし、稼ぎ手がいなくなった家を守るためには私が父の代わりをしなければという思いで、苦しいながらもなんとか生活が続けました。[しかし]父が発症する以前は、会社の同僚とも良好な関係を築き、仕事にもやりがいを感じていましたが、父が発症してからというもの、同僚たちは私をあからさまに避けるようになり、とてもつらい思いをしました。」「父が発症したとき、まだ入籍はしていませんでしたが、私は妻と同居していました。妻の実家は私の実家のすぐ近くにあり、妻の両親もすぐに父の病気のことを知りました。妻の両親は、父のことを知った途端、『娘をあんなどころにはやらん』『クツツはいらない』などと言い、結婚に反対するようになりました。妻は両親の反対を押し切って私たち家族と同居を続けてくれ、昭和 50 年に子どもができたこともあって結婚することはできましたが、その後、妻の親戚とは一切関わることはありませんでした。妻はなにも言いませんが、孫の顔を実の両親に見せたかったはずだと思うと、今でも胸が苦しくなります。」「父は、昭和 62 年、南静園を退所し、自宅に戻ってきました。私は父が帰って来て本当に嬉しかったのですが、父は体調がおもわしくない様子で、外に出ることができない状態でした。また、父が戻ってきた後も、周囲からの差別がなくなることはなく、私たち家族は身を潜めるように生活を続けてきました。父は、退所から 3 ヶ月も経たないで、肺がんのため亡くなりました。」「私は、現在も父のことを誰にも話すことができません。それは自分の子どもたちも例外ではありません。やはり、自分の家族であっても、父のことを理解してくれないのではないか、差別されるのではないかという恐怖感が勝ってしまうのです。」

1938(昭和 13)年生まれの原告番号 205 番の女性は、こう陳述している。「私は中学校を卒業する

と同時に、集団就職で地元を離れました。集団就職なので、同じ学校の出身者もいました。その人たちは私の兄の入所のことを知っています。社会に出て働くようになってからは、中学生の頃のように、周囲の人からはっきりと悪口を言われることはなくなりましたが、私の兄のことを知っている人がいると思うと、人づきあいの上で引け目を感じてしまい、私は「陰で兄のことを言われているのではないかと常にびくびくした気持ちもちながら生活していました。」「6年後に実家に帰りました。私が結婚適齢期であったため、職場や家にいくつか結婚の話が持ち込まれました。しかし、家族関係の聞き合わせの段階で、すべて結婚話はダメになりました。「ここにいて、私は一生結婚できない」と思い、また県外に出ることにしました。」「私は昭和37年に結婚しました。兄のことを話すと破談になると思ったので、夫にはなにも言わずに結婚しました。子どもが3人生まれましたが、私は子どもたちにもなにも話をしませんでした。夫は平成5年に亡くなりましたが、夫が亡くなるまで私は兄のことを話しませんでした。もちろん夫の親族にも話しませんでした。私の妹は、私の夫の弟と結婚しましたが、妹も夫やその親族には話はしていません。私の子どもたちは兄が星塚〔敬愛園〕に住んでいることは知っていますが、兄はいったん社会に出て高齢になってから療養所に戻ったので、老人ホームに入った、といった程度に思っていると思います。私は、夫や子どもに兄の入所歴を話さなかったからこそ、親族をまきこんでの騒動になるようなことなく、普通の家族として過ごすことができたのだと思っています。また、兄の入所歴が知られることで、孫娘たちの結婚に差し支えがあったらいけないので、私はこれからも〔兄のことは〕話をするつもりはありません。』

1940(昭和15)年生まれの原告番号60番の男性は、こう陳述している。「母がハンセン病を発病し、長島愛生園に收容されたため、私も妹とともに愛生園の保育所に收容されました。私がまだ4歳の頃のことです。」「母は昭和22年に〔愛生園で〕若くして亡くなりました。私には、たった一度だけ、母と面会したときの記憶が残っています。保育所の先生に手を引かれて行き、母の姿が見えた瞬間、私は『おかあちゃん！』と叫んで母に抱きつこうとしました。しかし、先生から『ダメ！ そばに行ってはだめです！』と引き止められ、母に近づくことすら許されなかったのです。私はワーワー泣き叫んでいました。一緒にいた妹は職員に抱かれていましたが、私につられるように泣き叫んでいました。母も黙ったまま私たちを見て、おいおいと泣くばかりでした。」「〔成長して〕入社面接の際など、母のことを聞かれるたび、私は作り話を重ねました。『両親とも早くに亡くなり、叔母に育てられました』。母の病気のこと、自分が愛生園の保育所出身であることは、絶対に知られてはならない秘密でした。「らいの子、であることを誰もが受け入れてくれるという事はありません。そう思ってきましたし、今もそう思っています。嘘をつくたびに、自分で自分に「嘘つき男」というレッテルを貼り、そのレッテルを積み重ねてきました。ともかく、母の病気のことや幼い頃の記憶は、思い出したくない、絶対に知られてはならない記憶として、固く心の奥底にしまい込んできたのです。」「私は昭和46年、31歳で結婚しました。交際中、この人と結婚したいと思った私は、初めて他人に母のことを打ち明けました。ふられたら仕方ない、と思いながらの告白でした。そして、私は条件をつけました。『人には絶対に言うな。両親にも、結婚後に生まれてくる子どもたちにも、絶対にこの秘密を打ち明けるな』一緒に秘密を抱え、隠し続ける身分になるが、それでもいいか？』と、重い問いをぶつけたのです。彼女は「はい、ぶん悩んだと思います。でも、彼女はすべてを受け入れてくれました。他方、彼女の親御さんは、私の出自を調べようと思いました。でも、彼女が『そんなことするんだったら家を出ます』ときっぱり言ってくれたので、なんとか免れることができました。そうやって、私たちは結婚しました。女房の親戚には一切、秘密を隠し通してきました。結婚後、長男と長女を授かりましたが、子どもたちにも一切打ち明けていません。親父が「らいの子、であり、島に隔離された人間だと知ったら、子どもた

ちがかわいそうだからです。子どもたちには、私と同じような重荷を背負わせたくないのです。」

1941(昭和16)年生まれの原告番号175番の男性は、こう陳述している。「小学生の頃、私は父がいないのはどうしてなのかと母に聞いたことがあります。母は『お父さんは東京の病院に行っている』とだけ言いましたが、それ以上のことはなにも話してくれませんでした。母が口をつぐんでしまうので、私もそれ以上のことは聞けなくなりました。」「父がいないことで、私は寂しさを感じることもありました。父がいれば自転車を買ってもらえたのではないか、生活も楽だったのではないか、そんなことを考えたこともありました。考えても仕方ありませんので、そのうち、敢えて父のことは考えないようにになりました。友達と話していても、父親の話になると私は話の輪から外れました。」「中学生の頃からか、私は父がハンセン病であることが何となくわかるようになりました。松本清張の『砂の器』を読んで、父はハンセン病であると察するようになっていたのかもしれませんが。いずれにせよ、父の病は世間様には言えない病なのだということがわかるようになっていました。」「昭和34年、高校を卒業した私は専門学校に通うため上京しました。あるとき、伯父から『お父さんに会いに行かないか』と誘われました。多磨全生園の面会室に現れた父は、椅子に座ると、『元気だったか?』と私に聞いてきました。父はとても嬉しそうでした。私と父は1時間以上、私のことや家族のことなどを話していましたが、その間ずっと父は涙ばかり流していました。涙を流して喜ぶ父を見て、私はもっと早く父に会いにできればよかったと思いました。」「それでも、父がハンセン病であることは人には話せませんでしたし、家族の中にある、父のことは話してはいけないという空気のようなものも変わりませんでした。伯母の家に遊びに行ったときも、『お父さんのことは[うちの]子どもたちに言わないで』と口止めされました。親戚の間では、私の父は行方不明ということになっていたのです。」「専門学校を出て就職するとき、私は官庁や役所は就職先から外しました。官庁や役所で父がハンセン病であることを隠して働き続けることはできないと思ったからです。見合いの話をしていただいたことも何回かありましたが、両親のことを伝えなければならぬ見合いはずっと断り続けました。このようにして、人生の選択肢を自分で狭めていかざるを得なかったのです。」「結局、私は[民間の]会社に就職しました。就職する会社に提出した履歴書では、父は心臓弁膜症で死亡したことにしました。」「就職した会社で私は妻に出会い、妻との結婚を意識するようになりました。私は妻に父がハンセン病であることを話すかどうか悩むようになりました。結婚する相手に父のことを隠し続けることはできないと思い、『父が病院にいるから会ってくれ』とだけ言い、妻を全生園に連れて行きました。妻は花を買って持ってきてくれました。父の目は病の進行でほとんど見えなくなっていました。それでも、妻が花瓶に生けた花を見て『綺麗だ』と言って喜んでくれました。全生園に連れて行ったので、妻は私の父がハンセン病であることがわかったはずでした。しかし、妻はなにも言いませんでした。」「昭和46年に私と妻は結婚しました。私たちは結婚式を挙げましたが、父を呼ぶことはできませんでした。[後遺症のある]父に結婚式に出てもらうという考えは、思い浮かびませんでした。」「父がハンセン病になったのは、父のせいではありません。ですから、私は父のことを恨んだりしたことはありません。むしろ父は、私たちのために犠牲となり、苦勞を背負ってくれたと感じています。それでも、父がもしハンセン病ではなく、他の病気で入院していたのであれば、私たち家族は父のことを隠すために嘘をついたりすることもなく、もっと普通に生きられたのではないかとも思ってしまいます。私は、ハンセン病患者の父のもとに生まれたことをやむを得ないと思い、自分を納得させようと思ってきました。今回の裁判のことは、新聞で知りました。それを読んだとき、参加したいとは思いませんでした。過ぎたことは早く忘れたいたいという気持ちがあったからです。でも、父が病気を患ったというだけで、どうして家族が他の家族と同じように生きることができなくなったのかと考え、また、父の病ゆえに母が抱えることとなった苦勞や辛さを考え、この裁判に参加しようと思いました。

国にどうしてほしいかということは、正直なところ私にはよくわかりません。むしろ、国が責任を感じるのであれば、何をすべきか国がきちんと考え、実践するのが筋ではないでしょうか。」

昭和10年代生まれの原告番号480番の女性は、こう陳述している。「母と次兄が療養所に収容されたとき、私はまだ3歳でした。私には訳がわからず、自分は母に捨てられたと感じ、ただただ悲しかったことだけ憶えています。残された父は、男手だけでは長兄と三兄と幼い私を育てることができないと考えたのか、一番幼い私が母方の親戚に預けられました。そして4年後、今度は三兄が療養所に収容されました。」「私が引き取られた母方の伯父の家では、何かにつけて、伯父の子と私との扱いに差をつけられ、いつも寂しい思いをしていました。辛くても、寂しくても、誰にも相談することができず、ただただ耐えるしかなかったのです。そのためか、私は自然と我慢することに慣れてしまい、家の中でも外でも、自分を強く主張することができなくなっていました。」「少し大きくなってから、母が療養所に入ってからわずか3ヵ月後に亡くなったことを聞きました。」「私は小学校高学年の頃から、心ない親戚の人から『おまえの母親は島流しにされた』とか『恐ろしい病気に罹った』などと、冷たい言葉を浴びせられることがよくあり、私はひどく傷つき、母や兄たちは周囲から嫌われる病気に罹ったということがわかってきました。このため、母や兄たちの病気のことは、けっして周囲の人に知られてはならないと思っていました。ところが、中学卒業を前に、希望の就職先に提出する願書の作成を担任の先生にお願いしたときに、何気なく『願書には兄がいることは書かないでください』と言ったのです。すると、先生は他の先生たちと顔を見合わせて、ひそひそと話し始めたのです。先生たちの、なにか触れてはいけないようなことに触れてしまったような態度と冷たい雰囲気、私は『ああ、先生たちは兄の病気のことを知っているんだな、と直感し、『どんなに隠していても、兄の病気ことが就職先にも伝わってしまう、と、自分の将来が閉ざされてしまったような感覚を覚えました。私は、このことで、就職は諦めることにしました。そして、独りでも生きていけるように手に職をつけようと思い、技術を身につけました。』私は、次兄と〔退所してきた〕長兄とは、中学卒業後は身近で暮らしていたのですが、ふたりとも、母や兄たちの病気のことは一切触れようとしませんでした。実家では、ハンセン病の話はタブーとなっていたのです。」「私は、自分の人生はこのままどうにもならないんだらうなあ、こんな自分には結婚も無理だと思っていました。それでも私は、人生の伴侶がいればなあという気持ちもありました。1970年代、母方の叔父の紹介で今の夫と見合いをして、母や兄たちの病気のことは隠したまま結婚しました。私は結婚当初は、子どもはいらないと考えていました。子どもが生まれるなら、同じ病気になるかもしれないという不安があったからです。また、私はこれまで周囲に遠慮しながら、ひっそりと陰に隠れるようにして生きてきました。自分ひとりでも大変な思いをして生きてきたのに、子どもが生まれるなら、その苦勞を子どもに背負わせることになる、という気持ちもあったからです。私は子どもをつくらないという自分の気持ちを夫に伝えておかないといけないと思い、悩んだ挙句、離婚されることも覚悟で、夫に母と兄たちの病気を打ち明けることにしました。意外にも、夫は私の告白を特に驚いた様子もなく受け止めてくれました。私はホッと、気持ちが少し楽になりました。ただ、それでも、夫に打ち明けることができただけで、夫の両親や夫のきょうだいには、話すことはできませんでした。」「私は夫に打ち明けた後も、しばらくは子どもをつくる気持ちにはなりませんでした。やがて娘が生まれました。」「今は、ハンセン病に対する理解が進んできたと言いますが、理解しない人が1人でもいれば、それでおしまい、という気持ちがあります。知られたらどうなるかわからない、という気持ちを持ち続けています。私が生活しているところは小さい村ですので、うわさ話はあっという間に広がります。いまでも、いつ、家族に患者がいることが知れ渡るのではないかと怯えながら暮らしています。」「私は、娘には、母と兄たちの病気のことを話しました。そして、娘に『結婚できないかもしれないから、一人で生きて

いくだけの力をつけないといけない。自分で仕事を見つける様に』と言いました。娘が知らないままに、いい人を見つけても、いつ母や兄たちの病気が発覚して破談になるかかもしれず、そのとき、娘が辛い目に遭わないようにとの思いからでした。今から考えると、親として娘に酷いことを言ってしまったと思い、娘に申し訳ない気持ちで一杯です。」「らい予防法が廃止されて20年が経ちますが、長年積み上げられたハンセン病に対する偏見差別は、簡単には払拭されません。私はいまでも偏見差別に対する不安、病気に対する恐怖心に脅えながら暮らしています。なぜ、もっと早く、隔離政策をなくしてくれなかったのか、と思います。そうすれば、家族も、偏見差別の中で苦しみながら生きることがなかったはずです。」

1942(昭和17)年生まれの原告番号135番の女性は、こう陳述している。「私は8人きょうだいの3番目ですが、太平洋戦争の最中にパラオで生まれ、その後、母の出身地の沖縄の離島に一家で引き揚げてきました。」「中学を卒業すると、那覇に出て、家政婦として働き始め、お給料は家計の助けにと母に送り続けました。」「昭和34年、妹が沖縄愛楽園に入所したと母から聞きました。妹が『クンチャー』と呼ばれる病気になったことは、ショックでした。すぐに、妹に会いに愛楽園に行きました。小さな妹がこんなところで家族と離れて暮らし続けるのかと思うと、胸を締めつけられる思いがしました。」「月に1回、愛楽園に通い続けました。しかし、愛楽園からの帰りの船やバスの中では、顔を伏せて、知っている人に見られないようにと気を遣い続けている自分がありました。」「父は、もともと、やさしい、家族思いの人だったのですが、娘が愛楽園に入所させられたことがショックだったようで、昼から酒をあおるように飲んで、母や子どもたちに暴力を振るうようになりました。とくに母に対しては、『おれの家系にはこんな病気になった者はいない。おまえの家系のせいだ』と激しくなじって、暴力を振るいました。」「妹は、昭和36年に退所し、私と一緒に暮らしながら、中学、高校に通いました。ところが、今度は、弟が愛楽園に収容され、もう1人の弟も菊池恵楓園に入所することになったのです。きょうだいのなかから3人もの患者が出たということは、言葉にできない、ほんとうに恐ろしい出来事でした。呪われているのだろうか、と考えたりもしました。私も発病するかもしれないという恐れが、たえず付き纏いました。」「私が親代わりとなって、弟妹たちを支えていくしかない悲愴な決心をし、がむしゃらに働きました。まもなく、まだ小学生だった末の妹が、父の暴力に耐えかねて、島から私のところに逃げてきました。母も逃げてきました。しばらく後には、もう1人の妹も、島から出てきて、一緒に暮らすようになりました。私は、文字通り、一家の大黒柱という役割を果たさなければならなくなりました。」「私の家族を襲った不幸は、さらに続きました。兄までが大島青松園に入所。私は、どん底に突き落とされました。結婚なんてできない、一生独身ですごすしかない、覚悟を決めました。そんな私に、思いもしなかった出逢いがありました。『おまえと結婚できないのなら、死ぬ』とまで言われたのです。心を揺さぶられ、結婚することになりました。私は30歳になっていました。こうして、4人の子宝にも恵まれた私ですが、新たな苦悩の始まりともなりました。病気になったきょうだいたちのことを、夫や子どもたちに隠し続けるという人生を歩むことになったのです。夫はやさしい人でしたから、何度か話してみようかと思ったこともありましたが、こうした事実を隠して結婚したという負い目は、私が思っていた以上に深く、私には打ち明ける勇気がありませんでした。いまさら話せないという思いが、強く湧いてきたのです。社会復帰した妹との交流は家族ぐるみで続けながら、彼女がハンセン病であったということを知られてはいけないという生活の連続は、それこそ薄氷を踏むというものでした。夫は7年前に亡くなりましたが、ついに、夫には話せませんでした。」「父は、晩年は、社会復帰した弟の許で暮らしました。父の人生は、私たち家族全員にとっての苦痛の元凶とも言うべきものでした。私も妹たちも、どれほど、父のために苦しめられ、泣かされたかわかりません。しかし、考えてみますと、父もまた、国のハンセン病隔離政策の被害者だったのだと思います。」「母は、父以上に、国のハンセン病

隔離政策の被害者でした。子どもたちのハンセン病の発病を、すべて「おまえのせいだ、と父に責められ、暴力に耐える生活に明け暮れたのですから。」「そして、私自身が味わった、最愛の夫や愛しい子どもたちに隠し事を抱えながら生きていくことの辛さは、実際にそうした身にならないかぎり、誰にも理解はできないと思います。」——なお、この原告番号 135 番は、前出の原告番号 136 番の姉である。

1947(昭和 22)年生まれの原告番号 149 番の女性は、こう陳述している。「昭和 26 年、父は長島愛生園に入所しました。詳しい経緯はわかりませんが、父が愛生園に収容された際に、母は私を捨ててどこかへ逃げてしまったそうです。私は、物心がついたときには、愛生園の保育所にいました。」「小学校に上がる前に、私は父方の祖母のもとに引き取られました。父の病気のせいだったのかどうか理由はわかりませんが、幼稚園からいじめられては泣いて帰ってきたのを覚えています。祖母との二人暮らし。裕福ではなく、食べることだけはしてもらいました。親族の中でも「邪魔者、という雰囲気」を常に感じていました。誰も親身になってくれませんでした。私はまさしく、肉親の愛情を知らないままに育ちました。抱きしめられたり可愛がってもらった記憶は一切ありません。」「小学校に入ってからも、いじめられ、泣いて帰った記憶があります。友達もおらず、学校から帰ると、一人、家の中で遊んでいました。私は、家からほど近い灯台へ行っては、ひとり海を見ながら、よく泣いていました。」「中学を卒業して 2 年ほどアルバイトをした後、〔療養所の〕父が大阪の大浜〔文子〕さんという女性の所で住み込みで働くよう紹介してくれました。大浜さんは、私と同じように親がハンセン病療養所に収容された子どもたちを引き取っていました。大浜さんの所には 2 年くらいいたと思います。そのかんに、私はいつしか「一生結婚せず、自分で仕事を身につけてやっていこう、と心に決めていました。父がああいう病気で長島にいるので、そもそも結婚できないだろうと思っていましたし、患者の子同士で結婚したら「そういう子が生まれる、とも聞かされていたからです。」「私は一生結婚できないと思っていたのですが、夫と一緒にになりたいと言ってくれました。長島の対岸の日生(ひなせ)の町で、夫を父に会わせました。父の病気のことは隠したまま、父の手足の後遺症については『戦争に行っただけでこうなった』と説明しました。父も、私が結婚することをとても喜んでくれました。昭和 45 年、私は 23 歳で結婚しました。」「私は、中学を卒業して働くようになって以降、職場でも、友達にも、嘘ばかりついてきました。親のことを聞かれると、『早くに亡くなった』と嘘をついたり、『岡山市内で生活してるんですよ』とか、その場しのぎで嘘を重ねました。あらためて思い返すと、いつしか、自分でも怖いくらい平気で嘘をつける人間になっていました。そうしないと生きてこれなかったのです。嘘で固められたような生活でした。今あらためて、そのことに罪悪感を感じます。」「そうやって隠し回り、嘘ばかりつく生活をしていても、私はどうしても父と一緒にいたかったのです。父を連れて帰ってきて一緒に外に出かける際には、父に『ポケットに手入れときよ』と口を酸っぱくして言いました。父も、私に言われなくても気を遣いすぎるほど気をつけていました。父の写真は、全てポケットに手を入れ込んで写っています。」「子どもたちは幼い頃からおじいちゃんには会っていますが、父の病気のことは子どもたちにも一切伝えていません。父の曲がった手については『戦争に行っただけでこうなったんだよ』と説明してきました。」「家族の秘密を話してはならない苦しみや悔しさというのは幼いころから抱えてきましたが、結婚のときにはとても悩みました。」

1948(昭和 23)年生まれの原告番号 519 番の男性は、こう陳述している。「姉が宮古南静園に入所してから 3 年ほどたった小学校 6 年生のとき、近所の子と家畜の餌にするために牧草を刈ることがあったのですが、その子の親がその子に対して『あの子と一緒に草刈りはするな』と言っているのを耳にしました。当時は、なぜそのようなことを言われるのかわかりませんでした。大人たちの間では姉の病気のことは知られていたのだと思います。」「私が姉の病気がハンセン病だとわかったのは、中 1 のときでした。」

学校の友人から『クンキヤ』と言われ、からかわれました。それからというもの、毎日のように、友人たちは私が泣くまで『クンキヤ、クンキヤ』とからかってきました。しかし、両親に心配をかけさせるわけにはいきませんので、一切相談することはしませんでした。当時は、家族全員が姉のことを話題にすることはなく、姉にかかわる話はしてはいけないような雰囲気でした。結局、中学校のときには、全く友人ができず、つらい学校生活を送っていました。」「[本土への出稼ぎから故郷の]島に帰ってから、現在の妻と出会い、交際を始め、結婚を考えるようになりました。妻の親族に呼ばれて行くと、突然、『あなたの姉が南静園にいるのは本当か』と、あたかも尋問を受けるかのように問い詰められ、終いには妻の両親から『娘との結婚を諦めてくれないか』とまで言われました。妻の実家と私の実家は近所だったので、姉のことは噂で知っていたのです。私はなにも答えられず、じっと黙っていました。ただ、妻が『自分が結婚するのだから口を挟まないでほしい』と反論してくれたことが唯一の救いでした。妻には姉が南静園にいることは伝えていなかったのですが、妻には南静園に入所しているきょうだいをもつ友人がいて、ハンセン病への偏見がなかったとのことで、私を庇ってくれたのです。」「その後も、妻の家族が私との結婚を許してくれることはなく、私と妻は子どもができたことをきっかけに、半ば強引に結婚しました。そのせいで、妻は自分の親戚とのかかわりが一切なくなってしまい、妻には申し訳ない気持ちでいっぱいです。」「今から約 20 年前、私が 50 歳頃のことです。南静園の改修工事を請け負う仕事があり、職人仲間 10 数名と一緒に南静園に入りました。姉は職人仲間を労わろうと、休憩時間に冷たい飲み物を差し入れていました。ある日のこと、私は仕事の合間に、姉の居室へ顔を出したことがありました。それを他の工事仲間に見られたのでしょう。この日を境に、工事仲間の一部が姉が差し入れる飲み物を受け取らなくなったのです。私は工事仲間に対して『姉が南静園に勤めている』と嘘をついていました。しかし、本当は姉が南静園の患者であると勘づいたのだと思います。それからというもの、姉が工事仲間へ飲み物を差し入れに来るたびに、恥ずかしくて顔から火が出そうでした。」「結婚する際に私を庇ってくれた妻にも、結婚してから半年後によく姉が南静園に入所していることを伝えました。妻はハンセン病に対する偏見がないとわかっていたにもかかわらずです。それだけ、家族の中にハンセン病患者がいるということを話すのが怖いのです。今でも私は近所の人たちには『姉は南静園に勤めている』と嘘をついています。中には嘘だと勘づいている人もいますが、それでも私は嘘をつき通しています。姉が南静園の患者だと認めてしまえば、また昔のような差別を受けてしまうのではないかと怖くなってしまふからです。」

70 代の原告番号 377 番の男性は、こう陳述している。」「[胃がんによる]父の他界と前後して、姉の顔に出来物ができたり、頭髪が抜けたりするようになりました。姉は、`化け物、と言われてイジメられました。病院から京大皮膚科特研に回され、そこでハンセン病と診断されたようです。そして、家に帰されることもなく、岡山県の邑久光明園に収容されました。」「私の記憶に鮮明に残っているのは、姉がハンセン病と診断された時期に、家じゅうを消毒されたことです。私が中学校から帰宅すると、白い服に身を包んだ 5、6 人の人が、室内だけでなく家の外も真っ白になるまで消毒していきました。私たち家族は、まるで公開処刑の大罪人のように、衆人環視に晒されました。その一部始終を見ていた家主の娘が『キヤー』と大声をあげながら何かを叫んでいる光景は、とても異様で、恐ろしく感じ、今でも脳裏に焼き付いています。」「`もうこの場所では住めない、。母と私は住んでいた借家を追われ、[他のところへ]移り住みました。母はしきりに『親戚には近づくな。結婚等で迷惑かけたらあかん』と言って、けっして親戚には頼ろうとませんでした。」「私は中学を卒業すると、必死で勉強して車の整備士の仕事に就きました。妻と出会ったのは、その頃のことです。私は妻に気持ちを伝えるかどうか迷い続けました。当時の私は、周囲の人の会話の中から、『らい病は手足が腐る病気である』という話も聞いていましたし、周囲の人たちが

被差別部落について語るのと同じような感覚で『どこそこの地域には『らい、が多い』などと口にして
いるのも知っていました。そのため、[自分も]いつハンセン病を発病するかもしれないという不安を抱えて
いた私は、家族にハンセン病患者がいると知られたら[彼女の]心が離れて行ってしまうのではないか、
と心配で仕方なかったのです。」「18 歳になった頃、私は意を決して妻を迎えに行き、駆け落ちしました。
ただ、そのときは、妻に『自分の家族にハンセン病患者がいる、という話を打ち明けることはできません
でした。20 歳のときに入籍しましたが、私が妻に姉の病気のことを打ち明けることができたのは、結婚し
て 5、6 年ほど経った頃でした。それまでにもたびたび、妻との会話の中で『お姉さん、どうしてる?』など
と聞かれると、私は曖昧な返事しかできませんでした。妻はそのような私の態度に腹を立て、夫婦喧嘩に
なることもありました。妻に、姉の病気のことを隠し続けることが、どんどん苦しくなっていました。そし
て、万が一、自分の子どもが発病したときに、何の病気かわからず、どのように対処したらよいかわか
らず、手遅れになってしまっはいけないと思うと、悩んでしまいました。私は、不安を抱えながら妻に告
白しました。妻は最初驚いていたようでしたが、幸いなことに、『なりたくてなった病気じゃないんだから、
仕方ない』と言ってくれました。」「自分の子どもたちに打ち明けたのは、つい 3、4 年前のことです。娘夫
婦と息子を伴い光明園を訪れた際に、『いままで黙っていて申し訳ない』と詫びながら伝えました。ただ、
親戚に対しては、いまだに打ち明けることはできていません。もし、打ち明けたことで、孫の代まで迷惑を
かけることになったらと考えると、自分が死ぬまで秘密にしなければならないことだと考えてしまうので
す。」「私は歌が上手いほうだったので、[若い頃に]業界関係者の人から『歌手を目指してみないか』と
声をかけられたこともあります。私の心は大きく揺れましたが、結局、そんな夢はすぐに諦めました。[と
いうのも]光明園の姉に会いに行ったとき、姉は私に『良いことでも悪いことでも、絶対に目立つことをし
てはいかん』と口癖のように言いました。姉は、なにかのきっかけで家族関係が調べられ、自分の病気が
わかり、私が偏見差別に晒されることを案じてそう言ったのでした。私は姉の教えを守り、けっして目立
つことはしない、そう心に言い聞かせました。自分が世の中の注目を浴びるようになって、家族にハンセ
ン病患者がいると知られたときの被害の大きさは計り知れないからです。自分の腕の[検査のための]注
射の痕を見るたびに、家が丸ごと消毒されたときの壮絶な記憶が甦えるからです。このように、私は秘密
を守るために、自制的な生き方をしてきました。』

1950(昭和 25)年生まれの原告番号 553 番の女性は、こう陳述している。「私の父は、私が 5 歳
頃にハンセン病を発症し、沖縄愛楽園に入所したと聞かされています。私が物心ついたときには、母の実
家で、3 畳間に母娘 3 名で暮らしており、狭くて食卓もなく、ミカン箱の上で食事をとるような状況でし
た。父がハンセン病であることから、私たち家族も周囲の人間から避けられ、また、嫌がられているとい
うことは、暮らしていく中で感じる事が多くありました。あるときなど、母に言われて、隣の家に法事のご
馳走をもっていったのですが、そこのお婆さんは、私が持って行ったご馳走を、私の目の前でゴミ箱に捨
てたのです。幼い心では到底耐えられないような苦しい気持ちになりました。」「父は、ごくたまに、数日
間、家に戻ってくる事があったのですが、父が家にいるときは、けっして人目についてはいけないとい
うことで、箆笥を動かして囲いのようにして、日中、父はその箆笥の囲いに隠れているような状態でした。
父の存在も、その病気のことも、人に隠さなければいけないということで、大変重い気持ちになりました。』
「小学校の頃は、父がハンセン病ということでいじめに遭い、屋上まで連れていかれて、殴る蹴るの暴力
を加えられました。学用品を隠されたり、陰口を言われたり、顔をつねられたり、日々嫌がらせの連続で、
今こうやって思い出して話をしているだけで涙が止まりません。」「私は自分が結婚するときも、自分の
父がハンセン病だということを告げることができず、結婚前はもちろん、結婚後も、毎日、夫に隠し事をし

ている後ろめたさで苦しんでいます。夫には、現在もそのことを言えていません。2人の子どもたちにも、私の父の病気のことは話せていません。」

60代の原告番号581番の女性は、こう陳述している。「裕福ではないが、にぎやかに仲良く暮らしていたわが家の生活が変わったのは、長兄に、手の感覚がない、熱さも感じないという症状が出てからです。父は遠洋漁業で不在で、伯父があちこちの病院に連れて行きました。」「ある朝、伯父が長兄を連れに来ました。母は唐草模様の風呂敷包みを渡しながら、長兄に泣きながらすがりついていました。後日、伯父から、長兄は宮古南静園に入所したのだと聞かされました。長兄がいなくなって、家庭から楽しい雰囲気はなくなりました。」「長兄が南静園に連れて行かれたことは、友達には話せませんでした。しかし、小さい集落のことですので、すぐ知れ渡りました。近隣の人々の視線が凶器に感じられるようになりました。私には近所に仲の良い2人の幼馴染がいましたが、突然、仲間に入れてくれなくなりました。学校でも私の居場所はなくなりました。」「親戚とも疎遠になりました。近所に住んでいる伯父家族ともあまり行き来しなくなりました。」「母は、一家の長男を連れて行かれ、落胆し、何をやる気力も失いました。長兄の他にも子どもがいるのに、家事も手に付かなくなりました。そのため長女である私が、まだ小学2年生なのに家事を任せられました。」「長兄は1年4ヵ月で南静園を退所しました。退所した長兄は、中学の1つ上の先輩から袋叩きにされたと聞きました。後頭部をブロックで殴られたそうです。命にかかわるような出来事でした。」「母が長兄にばかり愛情を注ぐため、次兄は母を恨んでいました。次兄と長兄との間に軋轢が生じました。長兄が連れて行かれるときはあんなに泣きじゃくっていた次兄なのに、二人の関係は変わってしまいました。」「長兄が南静園を退所した後も親戚との関係は疎遠のままでした。あるとき長兄が漁から帰ってきてお土産のまぐろを伯父に持って行きました。すると、それを目の前で投げ捨てられたそうです。妹も、親戚から塩を撒かれたりしたそうです。差別やいじめは身内のほうが容赦なかったと思います。」「地元から出たくて、私は本島の高校に進学しました。誰も知らないところで、友達もできました。でも、私はすでに、人を信じきれない性格になっていました。自分には誰にも言えない秘密がある、知られたらどうしよう、そんなふうに怯える気持ちがいつもありました。」「28歳のときに夫と知り合い、プロポーズされました。夫はとてもやさしくて人の苦勞がわかる人でしたが、その夫にすら長兄のことは話せませんでした。怖かったのです。話を切り出した時点で夫が私の元から去っていくのではないかという不安がありました。実際、私のすぐ上の三兄は、交際していた女性に長兄のことが知られて別れていました。夫に隠し事をし続けるのは、つらかった。話して心の重荷を下ろしたかったのですが、できませんでした。結局、夫は私の長兄のことを知らないまま亡くなりました。今となっては夫に隠し事をして悪かった、話しておけばよかったと思いますが、私は自分の家族を守ることで精一杯でした。いまでも夫の親族には話していません。」「家族裁判が始まって、私は意を決して、2人の子どもたちに長兄のことを話しました。隠しておくのは兄に悪いという思いと、昔と違って新聞にもハンセン病のことが載るようになったので、話してみようと思ったのです。娘には『伯父さんがハンセン病だったこと、どうしてもっと早くに教えてくれなかったの』と逆に責められました。同居している息子には、食事中に直接向き合って話しました。びっくりしていましたが、私が恐れていたような落胆や衝撃はなかったようです。裁判についても『応援するよ』と言ってくれました。二人とも30代なので、受け入れられる年齢だったのかも知れません。やっと子どもたちに話せて、〔心が少し〕軽くなりました。」

1972(昭和47)年生まれの原告番号425番の女性は、こう陳述している。「私は、子どものときから、なんとなく、母は身体が悪いのかなと思っていました。上手く歩けないし、どんなときでもどんな場所でも必ず厚手の靴下を履いていたからです。」「近所の幼馴染の子が、母の歩き方の真似をして、わざと私に

見せるといった嫌がらせをしました。母が可哀そうと悲しくなり、とても腹が立ちました。」「6歳のとき、母が家からいなくなりました。父と母は離婚したのです。」「中学校に上がる前に、私は父と住んでいた家を出て、母のいる伯母家で暮らすことになりました。母と暮らすようになってから、当然母と一緒にいられる時間は格段に増え、母と私は、普通に母子(おやこ)として生活するようになりました。ただ、母が突然家を出て行って寂しい思いをした時間が長かったからでしょうか、私は母に対するわだかまりを感じざるを得ませんでした。なにか、お互い遠慮があるような部分がありました。」「そうした生活をおくるなか、私が高校生のとき、母から初めて母の病気のことを聞かされたのです。母の話はこうでした。父と仲が悪かったことも離婚したことも、母の病気が原因だと。母の病気は「らい病、という病気だと。らい病、患者は、昔はみんな隔離されたのだと。昔はうつる病気と思われていたけど、今はうつらない病気だとわかっているのだと。そして、このとき初めて、母の足を見ました。両の指が全部ない足でした。ショックでした。母が可哀そうだと思いました。上手く言えないのですが、私の中で母に対する思いが何か変わった部分がありました。母の存在が身近になったということかもしれません。母も、自分の大きな秘密を子どもである私にやっと話せて、とても安心したようでした。その一方で、私は、母が子どもの私にまでひた隠しにしてきたこの病気のことは、絶対、人には言えない、とあらためて思いました。」「私は、高校を卒業すると、東京の美容師専門学校に入学し、そのまま東京で就職しました。[私には 20 代のとき]交際していた男性がいました。お互い結婚するつもりでした。でも、私は、結婚に踏みきれませんでした。やがては沖縄に帰って、母の面倒を見なければならぬと思っていたのですが、そのことを彼に相談することができなかつたからです。母の病気のことをどうしても言えませんでした。自分の母親がハンセン病患者であることは、ばれたくない、知られたくない、その気持ちはどうしても強く立ちはだかりました。彼と一緒に、母の見舞いにも行けませんでした。信頼している人でした。でも、彼がどう受け止めるかわからない、という怖さがありました。私は『母と暮らすために自分は沖縄に帰らなければならない。だから結婚はできない』としか言えませんでした。こうして、彼との関係は終わりました。」「母とは、現在、穏やかな暮らしを送っています。母の病気のことは、これから先も、誰にも言うつもりはありません。母のことを隠し続けていくことは、重いことです。心の負担です。それでもやはり、私は人に言うことはないと思います。私は、結婚については考えないようにしています。母の面倒を見なければならぬということが大きいですが、過去の経験から、結婚が現実味を帯びてくると、必ず母のことを打ち明けるかどうかという問題に直面してしまうからです。それはとても苦しいことです。」

1974(昭和 49)年生まれの原告番号 363 番の女性は、こう陳述している。「私が小さい頃から、私たち家族は毎年、正月や清明祭(シーミー)の時期になると、愛楽園にいる伯父夫婦を訪ねていました。私は愛楽園は老人ホームみたいな施設だと思っていましたが、父や母からは『愛楽園に行ったということを、他の人には言わないように』ときつく言われていました。」「私は結婚して1、2年後に、初めて夫を愛楽園に連れて行って、伯父夫婦に会わせたことがありました。そのとき、父が私の夫がどう反応していたかをとても気にして、私の夫がなにか言っていなかったかとか、しきりに聞くので、なんでもかとも思いました。」「15、6年前、テレビでハンセン病の裁判のことが報道されるのを見ていたときに、母から『じつは、お父さんもハンセン病で愛楽園に入っていたことがあるから、この裁判に参加したんだよ』と聞かされました。父が実の子どもにも病気のことをずっと話さなかったんだ、ずっと話すこともできずにどんなに苦しかったことだろうと思い、自分も苦しくなりました。」「母も、ずっと、父の病気のことを母方の親戚に話すことができず、今でも、姉1人にだけは打ち明けたものの、親や他のきょうだいには父の病気のことを隠しています。また、私たち子どもが小さいときには、子どもに病気がうつっていないかとか、周りの人に病気の

ことが知られないとか、いつも不安の中で暮らしてきていたそうです。そういう母の気持ちを知って、かわいそうになります。そして、母の気持ちを引き継いで、私たちも父の病気のことは、人に一切話をしませんが、なにも悪いことをしていないのに、どうしても後ろめたい気持ちになり、隠し事をしないとイケないのかと思います。」「私は、今でも、伯父夫婦に会いに、自分の子どもたちを連れて愛楽園に行くことがあります。同居している夫の両親に『愛楽園に行く』とは言えず、『やんばるに行く』という言い方をしています。今でもハンセン病患者への差別はなくなっていないし、まだまだ偏見もあると思わざるを得ないからです。」

1977(昭和52)年生まれの原告番号69番の女性は、こう陳述している。「私は、幼いころから、父が毎日のように、夕飯時に、多磨全生園に入所していたころの恨み辛みを話すのを聞かされて育ちました。父は、私や母に、次兄を多磨全生園で亡くしたこと、医師が入所者を人間扱いしていなかったこと、父と結婚を約束した女性が自殺した話など、過去の辛い体験を繰り返して話しました。」「父は、ハンセン病の後遺症が重く、唇が曲がっており、手足に麻痺があり、足を引きずって歩いていました。幼い頃の私は、父の後遺症について恥ずかしく思うことはありませんでした。だから、幼い頃には、父の唇が曲がっているのを真似したりすることがありました。父も、特に怒った様子はなく、笑っていました。しかしある日、私がいつものように真似していたときに、母が『そういうことをやっちゃダメ。そういうことをされると傷つくでしょう』と言って、私を叱ったときがありました。そういうこともあったからなのでしょう。私は次第に、父のハンセン病のことは人には言えない、隠すべきことなのだという意識を持つようになりました。また、隠さなければいけない父がいることを、徐々に『恥ずかしい』と感じるようにもなりました。」「私は、友達には誰にも、父の病気のことを話しませんでした。友達を家に招くこともありませんでした。友達に父を見られたくないという意識が強かったです。」「私は日本人とは結婚しないと固く心に決めました。日本人と結婚することになれば、両親に合わせることになり、どうしてもハンセン病のことを話さなければならなくなるからです。父がハンセン病で差別を受けてきたことまで話すとならば、到底理解なんてしてもらえないと思っていました。ですから、私は結婚するのであれば、日本人ではなく、外国人がいいと思っていました。外国人であれば言葉や文化の壁がありますし、ハンセン病のことを細かく聞かれることはないだろうと思ったからです。実際、私が男性とお付き合いして、初めて父に紹介したのも米国人でした。また、父の亡くなった後に結婚したのも米国人でした。いずれも、父のことを詳しく説明する必要がないためでした。」「これからは私は誰にも父の病気を打ち明けるともありません。父は亡くなりましたが、私にとって、ハンセン病患者の子どもとして生まれたという事実は変わることはなく、なにかがあれば孫(私の子どもたち)までも続く、終わりのないものだと思います。」

1979(昭和54)年生まれの原告番号161番の女性は、こう陳述している。「私は、幼少の頃、母の長兄と次兄と面会するため、母に連れられて長島愛生園によく行っていました。伯父は指がなかったのも、母に『なんで指がないの?』と聞いたとき、母は顔色を変えて『そんなこと、あなたは知らなくていいのよ』と言いました。それで、聞いてはいけないんだと思い、母にも誰にも聞けなくなりました。」「母も、眉毛と睫毛がなく、指が曲がっていたので、『なんでなのかな? 母も愛生園の人たちとなんとなく似ているなあ。母もなにかの病気なのかな?』と思いましたが、口に出すことができませんでした。」「私は高校を卒業後は、母のやってるお店のバイトをしました。付き合っていた男性の子どもを妊娠し、長女が生まれた2日後に婚姻届を出しました。私は母から『身内のことをベラベラ喋りなさんなよ』と言われていましたので、元夫には親族のことはなにも話しませんでした。」「元夫は、母の店で、伯父に会ったことがありました。その直後、元夫は私に『なんで、おまえの身内はああいう感じの人が多いい?』と聞きました。私は困って、『わ

からん』と返答しました。」「やがて、元夫が家を出て別居するようになり、4 年後に離婚しました。親族がハンセン病であることが影響したかどうかはわかりません。」「今から 10 年くらい前、私は愛生園で伯父に『おじさんは、何の病気なん？』と尋ねました。伯父は『おまえ、知らなかったんか？ ハンセン病じゃ』と言いました。私が『ハンセン病って、何なん？』と聞くと、園内の資料館に連れて行ってきて、そこで展示を見ながら、『わしらは、昔は隔離されていたんじゃ。今は橋が架かると下の海を泳いで脱走する人もおった。お母さんも辛い思いをしとるんぞ。毎日、泣いとった。大事にしてやれや』という話をしてくれました。私は、このとき初めて、母や伯父たちがハンセン病だったこと、愛生園に隔離されていたことを知りました。母は私が生まれる前に愛生園から軽快退所していたのです。母も伯父たちも辛い思いをしてきたんだなと感じるとともに、国が許せない、国はあげつない、と思いました。このときから、愛生園に行くと、納骨堂に線香をあげるようにしています。」「約 1 年後、私は母に『かあさん、ハンセン病なんじゃな』と話しました。母は『そうよ。誰から聞いたん？』と応え、私は『おじさんから』と言いました。母は『昔は辛かったんよ。園から出してもらえなかったからな』と言いました。母から『辛い』という言葉聞いたのは、このときが初めてです。」「私は再婚しましたが、夫には、母や伯父たちがハンセン病だったことは話していません。結婚式をしましたが、偏見差別を恐れて、伯父たちを呼ばませんでした。つらいです。」「再婚の 1 年後、夫と一緒に愛生園に行き、伯父を紹介しました。夫は『なんで指がないん？』と聞きました。私は『ちょっと、いろいろあって』と曖昧な返事をしました。夫は、伯父や母のことについて、なにかを感じていると思います。」「私の長女も中 2 になりました。長女から、伯父のことで『なんで顔が曲がっているの？』と聞かれても、説明できません。娘が、軽はずみにどこかで何を言うかわからないのが怖いのです。人は十人十色です。まだ、偏見差別をもっている人もいます。」「我が家は隠し事をしないのがルールなのですが、このことだけは話せないでいます。夫も娘も、私からの話を待っているのかもしれませんが。でも、言えないのです。夫も娘も愛生園に何度も行っていますので、伯父がハンセン病で隔離されていたことに気づいていると思います。でも、私や母には、絶対にそのことを触れないようにしています。私や母のことを慮ってのことだと思っています。」

(1) 小括

「偏見差別を受ける地位に置かれた被害」の実態を明らかにしていく際には、家族原告らの陳述の紹介は、その対応する部分を、いわば細切れのかたちで呈示してきたけれども、途中からは、その人の「人生物語」(life story)が伝わるような紹介の仕方に切り替えてきた。というのも、さまざまな社会的差別の問題において、被差別の当事者が自分が被ってきた被害体験を言葉にして訴えても、往々にして、差別する側に位置するマジョリティ側は、その訴えに対して「被害妄想じゃないか」、「被害者意識が強すぎるんじゃないか」との反応をしがちであるからである。しかしながら、被差別当事者の「人生物語」は、そのような当事者の訴えから価値剥奪していく態度のほうこそが、歪んだものの見方であることを、おのずと明らかにする。被差別の当事者が、その人生の各局面において、どんな体験をしてきたかを丁寧に跡づけていくとき、また、語りの襲々まで目を凝らして見ていくとき、そこには、まさしく「差別をした人間」の姿が垣間見えてくる。それは、人間として恥ずかしい考え方、恥ずかしいふるまいをしているのは、差別者のほうこそだということを、示してやまない。

そして、語りの断片の引用に留まらず、ひとつの「人生物語」として陳述書を読んでいくとき、じつは、どの人の語りにも、「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」と「家族関係の形成を阻害された被害」と「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」が埋め込まれていることがわかる。裏返していえ

ば、この3つに概念化した差別被害は、相互に絡まりあっている。

「秘密を抱え込んで生きざるを得ないこと」自体、自分があるいは自分の肉親が偏見差別の標的とされることを怖れての、やむにやまれぬ行為であり、「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる地位」の被害の一形態なのである。また、「秘密を抱え込んで生きざるを得ないこと」と「家族関係の形成の阻害」も、相互に絡まり合っている。

「秘密を抱え込んで生きざるを得ないこと」は、まずは、身内の病歴者の存在を周囲の人たちに気付かれないように隠すことに始まる。

病歴者の身内がいることを隠して結婚した場合には、秘密にすべき相手は、配偶者となる。配偶者の親きょうだいは、なおさら隠すべき相手となる。

さらには、隠すべき相手は、自分の子どもたちまでもが含まれる。この場合には、自分が抱えてきた重荷を、子どもにも負わせたくないという配慮が、もう一つ働く。

こうして、いつのまにか、家族のなかで病歴者の肉親のことを口にするのはタブーとなる。各人がもやもやしたものを抱えつつも、家族同士で身内の病歴者について語り合うこともなく、各人が抱えた悩みに対処する術について意見交換することも、一切なくなる。

このようなタブーが成立した後に生育した子どもの場合には、周囲の人たちはみんな知っているのに、ハンセン病家族の立場にある本人だけが、自分の置かれた立場を知らないという状況さえできあがる。本人が知らなければ精神的に悩むこともなくて、けっこうなことではないか、などということにはならない。いまだに根強い偏見差別の前に、無防備なまま放り出されているというのが、客観的な状況なのである。

偏見差別を恐れて、病歴者のことを誰にも話せない。いつ、周りの人間に知られはしないかと怯える気持ちは、いつまでも消えない。それが、家族原告らを取り巻いている現状である。

このことは、500人を超す家族原告で、名前を名乗り、顔を出して、偏見差別解消のための啓発活動に参加できている人は、残念ながら、いまだにほんの一握りのままであるという問題と直結している。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための取り組みには、ハンセン病の病歴者や家族の、自らの体験と思いを生声で伝える働きかけが欠かせない。しかし、そういう自分の立場を公にしたら、自分が、自分の身内の人たちが、ふたたび、言うに言われぬ被害に遭わないという保証はない。——この問題には解(かい)がない。解がないのが、現実であり、現状なのだ。

しかし、ハンセン病に係る偏見差別の解消の責務を負った国には、この難問、この課題から目をそむけることなく、施策を前に進めていく覚悟を決めていただきたい。

第三章 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析¹⁸

1 データ

データは、ハンセン病家族訴訟における原告陳述書のうち、分析のための了解が得られた319通である。原告陳述書はそれぞれが出生から提訴時点までの生活史として記述されており、平均して5,995文字、最大で15,137文字と、分量としては小さくない。

そこで、分析には計量テキスト分析のソフトウェア KH Coder(樋口耕一)を用いる¹⁹。計量テキスト分

¹⁸ この章の分析・記述は、社会学的計量分析の専門家である「有識者会議」の金明秀委員(関西学院大学教授)が担当した。

¹⁹ バージョン 3.Beta.04a。形態素解析には ChaSen を指定した。

析とは、コンピュータを用いて統計的にテキスト(文字)型データの内容分析を行う方法である。陳述書に記載された内容は、もちろんそのままの状態でも濃密な情報を含んでいるが、それをあえて統計的に分析する理由は、(1)人間の認知能力を超える膨大なテキスト情報であっても、さまざまな探索的分析を行うことを通じて、「どの部分を人間が詳しく見るべきかという示唆が得られる」(樋口 2017)²⁰のみでなく、(2)どのテキストをなぜ引用したのかといった、分析のプロセスや判断の根拠をすべて読者に明示することができるという特徴から、分析の信頼性と客観性が担保されるためである。

2 分析 1(概念の記述統計)

もともと、ハンセン病家族の置かれた状況は「多様性が大きい」(黒坂 2015)²¹ことが知られているが、長期間にわたる生活史を大量に記述するという陳述書の様式もあいまって、データの内容は非常に多岐にわたっている。そのため、形態素解析²²で抽出された「語」について、統計量を確認したり、「語」と「語」の連関を共起ネットワークによって確認したりしても、ほとんど意味のある知見にたどり着くことができなかった。

加えて、後述するように、ハンセン病家族が体験してきた差別については、それをうまく言い表すための定型的な表現すら存在していないことも多い。たとえ複数の原告が似たような種類の差別を体験している場合でも、個々の原告がそれぞれ別の言語表現を駆使しながら独自に文章を紡がざるをえず、結果として、陳述書から解析された「語」だけに注目しては、共通の体験に関する語りを抽出することが難しかった。

そこで、今回採用したのは、分析者が作成した基準にしたがって、同系統の語を一つの「概念」として統合したうえで、「概念」の統計量を確認したり、「概念」間の関連を探索するアプローチである。いわゆる Dictionary-based アプローチであるが、具体的には、全原告陳述書からランダムに 100 ケースを抽出したうえで、被差別の語りに注目しながら複数の陳述書に共通する語りを捕捉するコーディングルールを作成し、概念として抽出した²³。各概念の出現頻度は表 1 の通りである。

表 1 の上位に登場する「職場」「学校」「近所」はそれぞれ生活圏ないし差別が生じる場を表しているが、それを除けば、「秘密」「苦痛」「怯え・不安」「貧困」「排除・仲間外れ」が 60%以上の陳述書で言及されている。とりわけ、「秘密」は陳述書のうち 82.8%において言及されており、ハンセン病の病歴者が家族にいて秘密にせざるをえなかったり、その結果、親しい人にまで嘘をつかざるをえないことの心理的負担が、ハンセン病家族に共通する重要な抑圧状況であることが示されている。

²⁰ 樋口耕一, 2017, 「計量テキスト分析および KH Coder の利用状況と展望」, 『社会学評論』68(3), 334-350.

²¹ 黒坂愛衣, 2015, 『ハンセン病家族たちの物語』, 世織書房.

²² 文のうち、意味を持つ最小の単位を形態素という。本文で「語」と表現しているものは形態素のことである。また、文を形態素に分解して品詞情報などを付け加える作業を形態素解析という。コンピュータを用いて自動的に形態素解析を実行するソフトウェアは多数開発されているが、本章では「ChaSen 茶筌」を利用した。

²³ 概念を抽出するためには、概念の内実を定義した演算式を分析者が作成しなければならない。この作業をコーディングという。本章で用いたコーディングのルールは、本章の末尾に記載してある。

表1 コーディング語の出現頻度

| | 陳述書単位 | | 文単位 | |
|---------|-------|--------|------|-------|
| | 頻度 | % | 頻度 | % |
| 職場 | 280 | 87.77% | 1199 | 2.76% |
| 秘密 | 264 | 82.76% | 1098 | 2.53% |
| 学校 | 254 | 79.62% | 925 | 2.13% |
| 苦痛 | 249 | 78.06% | 819 | 1.89% |
| 親族 | 234 | 73.35% | 844 | 1.94% |
| 近所 | 209 | 65.52% | 695 | 1.60% |
| 怯え・不安 | 201 | 63.01% | 554 | 1.28% |
| 貧困 | 197 | 61.76% | 273 | 0.63% |
| 排除・仲間外れ | 192 | 60.19% | 231 | 0.53% |
| 不登校 | 158 | 49.53% | 87 | 0.20% |
| 離婚 | 150 | 47.02% | 491 | 1.13% |
| 孤独・疎外 | 143 | 44.83% | 334 | 0.77% |
| 差別語・暴言 | 126 | 39.50% | 256 | 0.59% |
| 白い目 | 113 | 35.42% | 144 | 0.33% |
| いじめ | 104 | 32.60% | 279 | 0.64% |
| うわさ | 87 | 27.27% | 170 | 0.39% |
| あきらめ | 83 | 26.02% | 105 | 0.24% |
| 逃げる | 75 | 23.51% | 125 | 0.29% |
| 引け目 | 74 | 23.20% | 123 | 0.28% |
| 身体的暴力 | 72 | 22.57% | 108 | 0.25% |
| 結婚差別 | 55 | 17.24% | 97 | 0.22% |
| 熊本判決 | 45 | 14.11% | 55 | 0.13% |
| 自殺 | 29 | 9.09% | 47 | 0.11% |
| 家族関係の剥奪 | 23 | 7.21% | 28 | 0.06% |
| 積極性の喪失 | 18 | 5.64% | 22 | 0.05% |

また、被差別体験の種類としては、「差別語・暴言」(39.5%)や「身体的暴力」(22.6%)のような直接的な攻撃も小さくない比率を占めてはいるが、それよりも、「排除・仲間外れ」(60.2%)のように関係を忌避するタイプのものがより一般的であることがわかる。

なお、各概念を抽出するためのコードは本章末尾に示してあるが、注目すべきは「積極性の喪失」である。対人関係や人生そのものに積極性を失ったという趣旨の語りを概念化したものだが、これ以外の概念はほとんどが単純なコードで記述されているのに対して、「積極性の喪失」だけは具体的な文字列を検索する形になっている。その理由こそ、前述したように、こうした抑圧状況をうまく言い表すための定型的な表現すら存在していないということだ。複数の原告が似たような種類の差別を体験しながら、それがハンセン病家族への差別によって生じる一般的な被害の現れであるとは当事者にも理解されていないため、個々の原告が独力で被害を言語化しなければならない負担まで背負っているということであろう²⁴。

3 分析 2(概念の共起ネットワーク)

次に、抽出された各概念がどのような関連を持つものであるかを確認するため、「共起ネットワーク」を描出した(図1)。共起ネットワークとは、「概念」と「概念」が同じ文章の中にどれくらい同時に出現するかを「距離の近さ」として算出し、その「距離の近さ」を線の太さによって表現したグラフのことである。丸の大きさは概念の出現頻度を表している。また、比較的まとまりの強い概念群は同じ色で描かれている。

図1の結果について、特筆すべきことがらが3点挙げられる。第1に、差別の生起する場として、「近所」「学校」「職場」という3つの概念があるが、そのうち「近所」は「うわさ」「差別語・暴言」にとどまらず、「身体的暴力」「いじめ」など、広範な差別行為の中核に位置していることがわかる。居住地域がもっとも頻度の高い差別の温床になっているということだが、「ハンセン病家族にとって居住地域は差別そのものである」と言い換えても過言ではない状況だといえよう。

²⁴ 本稿では、全陳述書から抽出した一部のテキストを参考にコーディング規則を決定したため、「積極性の喪失」のように具体的な文字列を拾い上げるタイプの概念にはうまく対応できていない。最終的には、全陳述書に該当する記述がないか確認したうえで、すべての記述を網羅的に捕捉するコードにするべきであろう。

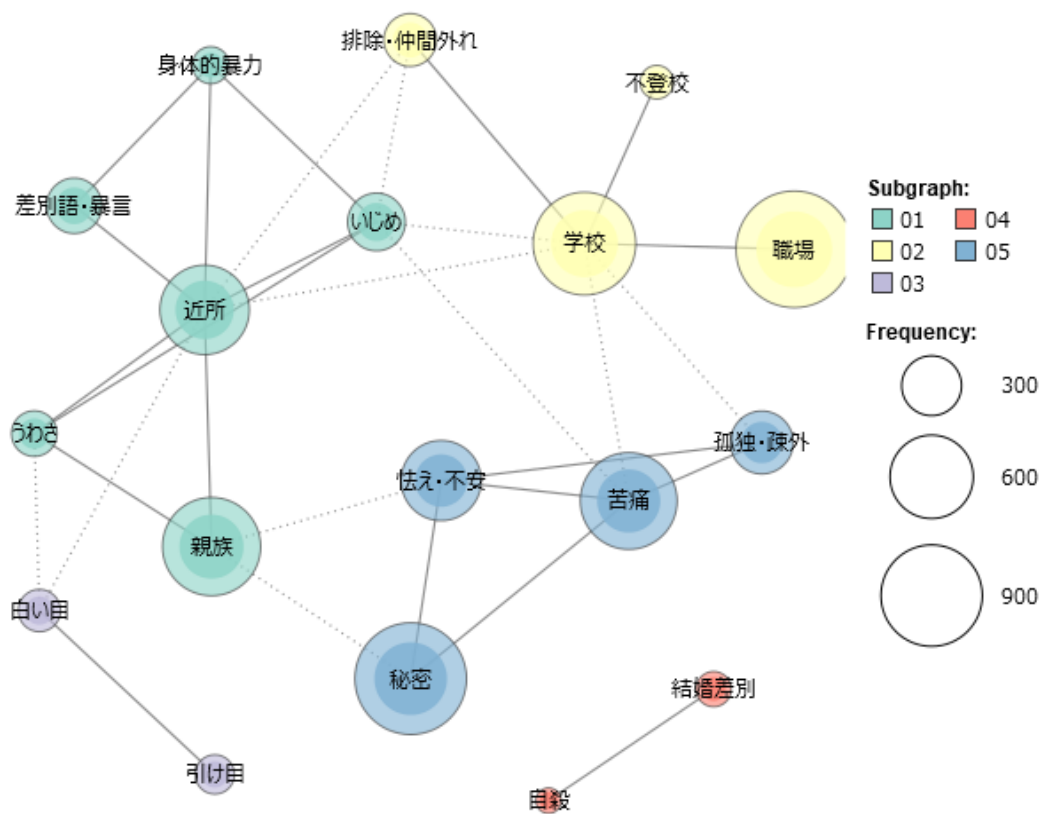


図1 概念の共起ネットワーク(全体)

第2に、「親族」が「近所」と同様に、さまざまな差別と一体的に語られているということである。強制収容によって稼ぎ手を失った際に親族がサポートしてくれたという語りも少数ながらある一方で、多くの場合、親族こそが差別の主体となった様子が語られている。本来であれば相互扶助のリソースとなるべき親族から攻撃される状況は、頼る者がいないまま家族原告が孤立化した姿を浮き彫りにしている。

第3に、差別による精神的被害として、「苦痛」「孤独・疎外」「怯え・不安」などが語られているが、それともっとも近い関係にある概念は「秘密」だということだ。線の太さに注目すると、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力とこれらの精神的被害の関係よりも、「秘密」との関係のほうが圧倒的に近いということがわかる。表1に示した度数分布表からも「秘密」の重みは何えたが、他の概念との関連からいっても、「秘密」の重要性が示されたといえる。

マイノリティであることを隠して生きることを、アーヴィング・ゴフマンは「パッシング」(passing)と呼んだ。パッシングをしている場合、真実が露呈した場合への不安を抱え続けると同時に、隠しているアイデンティティ要素こそが「本当の自分」だと感じられやすいため、それを隠さざるをえないということに精神的な負担は大きくなると指摘されてきた。しかしながら、秘密を抱えさせられるということが、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力以上に大きな精神的負担の原因になっているとまでは、従来の研究では指摘されてこなかった。この点は、今回の分析での発見の一つである。

【概念抽出のためのコーディング】

以下に概念を抽出するためのコーディングを記載する。*の付いた行が「概念」であり、続く行がその概念を検出するための演算式である。

*いじめ

いじめ | イジメ | 虐め | 嫌がらせ

*差別語・暴言

クサレ | 'らい病、鼻、ポロツ' | 'クンキヤーもれ' | '有屋行き' | 'ガシユンチュエヌクワンキヤーヌ' | 'くんちヤー' | 'くんきヤー' | 'どす' | 'ドス' | 'ンギー' | 'クツツ' | 'ヤンジー' | 'ライ病' | 'らい病' | '腐れ' | 'くさる' | 'うつる' | '家の前を通るな' | '分をわきまえろ' | 罵る | ののしる | (バカ & する) | (ばか & する)

*近所

近所 | 近隣

*学校

学校

*職場

職場 | 仕事

*親族

親族 | 親戚

*排除・仲間外れ

無視 | 村八分 | 仲間はずれ | 仲間外れ | (一緒 & 遊ぶ) | (近く & 寄る) | near(入浴-拒否) | near(コップ-拒否) | near(乗車-拒否) | near(乗る-拒否) | near(診療-拒否) | near(お裾分け-ある) | 'のけもの' | 'のけ者'

*身体的暴力

殴る | (雑巾 & 投げつける) | (石 & 投げる) | (石 & 投げつける) | (石 & ぶつける) | (唾 & 吐く) | '缶に石を入れて投げ'

*不登校

(学校 & 行ける->未然形) | (学校 & 行く->未然形) | (学校 & 通う->未然形) | '不登校' | '登校拒否' | near(登校-できる)

*孤独・疎外

一人ぼっち | 'ひとりぼっち' | 孤独 | 寂しい

*苦痛

つらい | 辛い | しんどい | 苦痛

*怯え・不安

びくびく | ビクビク | おびえる | 怯える | 不安 | ばれる

*引け目

引け目 | near(気-遣う) | near(気-つかう) | 肩身

*あきらめ

(身 & 引く) | あきらめる | 諦める

*秘密

秘密 | 隠す | 秘匿 | 嘘 | 偽り | ひた隠し

*逃げる

逃げる & '逃げずに'

*うわさ

噂 | うわさ | 中傷 | 陰口

*白い目

白い+目 | '周囲の目' | near(周囲-視線) | near(周囲-偏見) | (目 & 冷たい) | 冷たい+視線

*自殺

自殺 | '死にたい' | '死んでしまおう'

*結婚差別

破談 | near(結婚-不適) | near(結婚-反対) | near(結婚-だめ) | near(結婚-話-壊れる) | near(縁談-壊れる)

*離婚

離婚

*貧困

貧しい | (生活 & 苦しい) | (お金 & ない) | (お金 & 困る) | (家計 & 苦しい) | near(経済-苦勞)

*家族関係の剥奪

’本当の意味での母との心のつながり、真の親子としての関係が、持てていなかった’ | ’愛された記憶がない’ | near(親子-関係) | near(家族-関係-おかしい) | near(家族-関係-ずたずた) | near(家族-関係-変わる) | near(家族-関係-破壊) | near(家族-関係-築く) | near(家族-関係-引き裂く)

*積極性の喪失

near(積極-できる) | near(積極-なれる) | near(周囲-距離-置く) | ’積極的に何かを望むということをしなくなった’ | ’将来を思い描くことさえ出来ませんでした’ | ’積極的に自分を出すことができなかった’ | ’自分から積極的に行動することもできませんでした’ | ’積極的になれませんでした’ | ’、積極的にはなれませんでした’ | ’積極的に友達を作る気持ちになれませんでした’ | ’自分から積極的にプロポーズをするという気持ちになれませんでした’ | ’積極的にかかわりを持つことはできませんでした’ | ’人と積極的に関わりを持たずに生きてきました’ | ’恋愛に積極的になれない’ | ’外に出たいという気持ちもなくなり、積極性もなくなりました’ | ’自分から積極的に人に話しかけたり、友達を作ろうとすることは少なくなりました’ | ’今も積極的にいられない’ | ’人と積極的に関われば、どんなにいいだろう’ | ’人と関わらなくてもできる’ | ’なるべく関わり合いを持たないよう’ | ’結婚できるとは思っていませんでした’

*熊本判決

near(熊本-判決)

第四章 家族関係の形成を阻害されたハンセン病家族の人生被害(計量的集計)²⁵

1 はじめに

ハンセン病家族らが国家賠償請求訴訟の陳述書において語った差別の被害については、前の章「ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析」(以後、「計量テキスト分析」と呼ぶ)において分析した。しかしながら、家族関係の形成を阻害されるという、ハンセン病家族に特有かつ最大の被害については、「計量テキスト分析」の枠組みではうまく扱うことができなかった。なぜなら、ほとんどの原告が陳述書の中で何らかの家族関係形成阻害に言及しているため、量的にも質的にも他の差別被害を圧倒しており、とても同列には論じることができなかったためである。家族関係形成阻害とその他の差別被害は、たとえるなら、家族関係形成阻害はハンセン病家族がたまねく体験した被害の共通基盤のようなものであるのに対して、他の差別被害はその基盤のうえで個々の原告にバリエーションを与えるもの、と要約すべき関係である。被差別体験としての次元が異なると表現することもできよう。

そうした事情から、ひとまず家族関係形成阻害を除いて、他の差別被害を整理したのが「計量テキスト分析」の結果である。技術的にやむをえない処置だったとはいえ、この章だけを読めば、ハンセン病家族が被った被害の中に、家族関係形成阻害が存在しないという誤解を与えかねない状況となった。そこで、改めて家族関係形成阻害に注目しながら、ハンセン病家族が被った人生被害について整理していくことがこの章の目的である。

2 データ

データはハンセン病家族訴訟における原告陳述書および原告本人尋問調書のうち、分析のための了解が得られた 319 名分である²⁶。このデータに対して、表 2 に整理した家族関係形成阻害の細目 27 個に該当する語りが含まれているかどうかをデータ化した。なお、表 2 の構成要素は、家族訴訟の原告側最終準備書面の第 3 章「家族関係の形成を阻害された被害」の項目を土台として、若干のカテゴリーを追加したものである。

3 被害の分布

表 2 の右に、家族原告のうち、どのくらいの人がそれぞれの項目の被害を体験したかを示してある。特に被害が多い項目をいくつか抜き出すと、隔離収容などによる物理的な引き離しを経験した人は 319 名中の 243 名(76%)、秘密を抱えさせられていることによって新たな家族との関係形成を阻害されているという人が 132 名(42%)、隔離収容などのハンセン病差別に起因して、死亡、出稼ぎ、離縁などによって肉親が不在化したという人が 90 名(28%)、満足な説明もないまま家屋を一方的に消毒されたことによって、発病の恐怖や不安を植え付けられたという人が 78 名(25%)。肉親は怖い病気だという誤った認識を抱かされた人が 74 名(23%)、等々。

²⁵ この章の分析・記述は、社会学的計量分析の専門家である「有識者会議」の金明秀委員(関西学院大学教授)が担当した。

²⁶ 同一人物の陳述書と尋問調書は、どちらかにでも表 2 の項目に該当する語りがあれば、その項目に該当するものとしてデータ化した。

表 2 家族関係形成阻害の構成要素とその該当度数

| | | | 度数 | % |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------|--------|
| 被害 第1 家族が隔離の対象とされたこと | 1 物理的断絶 | 物理的引き離し(隔離収容) | 243 | 76.42% |
| | | 肉親の不在化(死亡、出稼ぎ、離縁等) | 90 | 28.30% |
| | | 附属保育所 | 31 | 9.75% |
| | | その他の児童養護施設 | 19 | 5.97% |
| | | 肉親の情の形成不全 | 58 | 18.24% |
| | | 貧困 | 60 | 18.87% |
| | | 預け先での冷たい仕打ち | 17 | 5.35% |
| | 2 病気への恐怖心 | スキンシップレス | 39 | 12.26% |
| | | 肉親は怖い病気だ | 74 | 23.27% |
| | | 発病の恐怖、不安 | 78 | 24.53% |
| 3 家族関係の崩壊 | 家族関係の崩壊 | 49 | 15.41% | |
| | 喪失感、絶望等による精神崩壊、暴力、自死 | 70 | 22.01% | |
| | 奪われた命 | 5 | 1.57% | |
| 被害 第2 偏見差別を受ける地位におかれたことによる | 1 偏見差別をおそれて距離をとる | 戸籍上の親子にもなれない | 15 | 4.72% |
| | | 病歴者が距離をとる | 45 | 14.15% |
| | | 家族が距離をとる | 74 | 23.27% |
| | | 死んだことにする | 28 | 8.81% |
| | 2 肉親を疎んじ、恨み、嫌悪せざるを得ない | 肉親を疎ましく思い憎みさえする(その後の悔悟) | 57 | 17.92% |
| | | なぜ産んだんだ | 5 | 1.57% |
| | 3 秘密による家族関係形成阻害 | アイデンティティ形成不全(肉親が「秘密」を語らないことによる) | 48 | 15.09% |
| | | 病歴者との関係 | 48 | 15.09% |
| | | 新たな家族との関係 | 132 | 41.51% |
| | 4 結婚差別、離婚等 | 発病入所による(直後の)破談・離婚 | 16 | 5.03% |
| | | 一定期間経過後(新たな家族を築く前)の破談、縁談なし、離婚 | 61 | 19.18% |
| | 5 新たな家族関係への影響 | 離婚 | 33 | 10.38% |
| | | 「潜在的感染者」または「劣った者」とみなされる被害 | 41 | 12.89% |
| | | その他、新たな家族関係への影響(原告以外の離婚も含) | 78 | 24.53% |

表 3 は、表 2 の各項目のうちいくつ該当しているかを集計したものである。該当数がゼロの原告は皆無であり、すべての原告が何らかの家族関係形成阻害の被害を体験していることが示されている。単純比較は難しいが、「計量テキスト分析」で集計した差別被害は、もともと該当者の多い「秘密(を抱えさせられること)」でも 82.76%であり、家族関係形成阻害の被害(100%)の圧倒的な多さが示唆される。また、平均して 4.78 個、

もともと多い人で 17 個の被害を経験しており、複数の被害を複合的に体験している実態が示されている。なお、表 2 に該当する被害が陳述書にはっきりと明言されていないかぎり被害をカウントしていないため、全体的に被害をやや過小評価している可能性に留意する必要がある。

表3 家族関係形成阻害の該当数

| 該当個数 | 度数 | % | 該当個数 | 度数 | % |
|------|----|------|------|------|-------|
| 0 | 0 | 0.0 | 8 | 16 | 5.0 |
| 1 | 32 | 10.0 | 9 | 14 | 4.4 |
| 2 | 44 | 13.8 | 10 | 13 | 4.1 |
| 3 | 47 | 14.7 | 11 | 6 | 1.9 |
| 4 | 38 | 11.9 | 12 | 3 | 0.9 |
| 5 | 44 | 13.8 | 17 | 1 | 0.3 |
| 6 | 35 | 11.0 | 合計 | 319 | 100.0 |
| 7 | 26 | 8.2 | 平均 | 4.78 | |

第二編 自己正当化に躍起の「差別文書」送付者たち——宿泊拒否事件に際しての差別文書の分析

第一章 宿泊拒否事件に際して入所者に送付された差別文書の意味するもの

1 はじめに

(1) 宿泊拒否事件の経過

本章は、2003(平成15)年に熊本県内で発生した宿泊拒否事件(以下、宿泊拒否事件)の際に、菊池恵楓園入所者に対して送付された差別文書について、その意味するところを分析するものである。

それらの差別文書を読み解く前提として、宿泊拒否事件の経過の概要を押さえておくことは欠かせない。そのための資料として、ハンセン病家族訴訟判決を受けて設置された、家族訴訟原告団を含む統一交渉団と、厚生労働省、法務省、文部科学省の三省との協議(以下、三省協議)における検討資料とするため提出した、菊池恵楓園自治会が当時の記録等に基づいてまとめた経過一覧表「黒川温泉問題の経過」を以下に転記するので、一読されたい。

「黒川温泉問題の経過」²⁷

2003年9月17日 熊本県「ふるさと訪問事業」の今年度事業として「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」(本社:東京都港区「株式会社アイスター」、西山栄一社長(当時))に、応募者18名と付添4名について、11月18日の1泊分の宿泊予約をした。その際、県の担当職員は、必要ないことであると判断し、ハンセン病元患者であることは特に告げず。

11月7日 熊本県担当職員、宿泊者が菊池恵楓園入所者であり、ハンセン病元患者であるが、既に治癒していることをホテル側に連絡。10日には、ホテルの前田篤子総支配人から直接県担当者に電話で、「(病気は)うつらないのか」と確認があり、感染の危険はないことが県側から説明され、県は11日にファクシミリにて啓発資料も送付。

11月13日 総支配人から「他の宿泊者に迷惑がかかることが一番心配」として、「本社の判断でお断りする」旨の宿泊拒否を連絡。

11月14日 県の担当者がアイスター本社に行き、潮谷義子熊本県知事名による抗議文を手渡し、再考を求めも撤回せず。

11月15日 ホテル側、「会社の判断としてお断りする。何と思われても構わない」との電話回答。

11月18日 ホテルの実名を挙げて県知事自身が記者会見。

11月20日 総支配人が菊池恵楓園を訪れて謝罪するも、宿泊拒否は総支配人個人の判断間違いであったとしたため、自治会が謝罪文の受け取りを拒否。

11月21日 熊本地方法務局と熊本県は、ホテルと総支配人を旅館業法違反の罪で告発状を熊本地方検察庁に提出(25日に受理)

11月27日 自治会、アイスター本社に抗議文を郵送。

²⁷ ハンセン病問題統一交渉団, 2004, 「黒川温泉問題に関する資料(訂正版)」.

- 12月1日 交代したばかりの江口忠雄アイスター社長と総支配人が菊池恵楓園を訪れ、あらためて謝罪するも、自らの差別・偏見は認めていない。自治会は苦渋の選択の結果、この謝罪を受け入れる。なお、ホテル側は、謝罪に先立ち記者会見にて「宿泊拒否はホテル業として当然の判断。元患者と知ったのは直前であり、予約から2ヶ月間隠してきた県に責任がある」などと述べ、自らの責任を否定。
- 12月2日 黒川温泉旅館組合臨時総会において、このホテルの組合からの除名が決定。
- 12月4日 ホテル社長が菊池恵楓園自治会を再度訪問。先の謝罪の事前記者会見での発言を「言い過ぎた」と述べたが、明確に撤回や謝罪はせず。アイスターのホームページでは、そのような発言はなかったとして否定した上、「『宿泊拒否はホテル業として当然の判断』との主張は、現在も何ら変更はない」とする見解を掲載。
- 12月8日 全原協及び全国弁連、アイスター本社を訪れ、抗議文を渡す。
- 12月15日 全療協、アイスター本社を訪れ、抗議文を渡す。統一交渉団、厚生労働省及び法務省に緊急要請書提出。
- 12月19日 江口社長、全療協本部を訪問し、回答書を渡す。結局アイスターは、江口忠雄社長名で「宿泊拒否に至った判断は間違い。『拒否は当然』としていたこれまでの見解を訂正し謝罪する」とする新たな見解を同社ホームページに掲載。
- 12月20日 江口社長が菊池恵楓園を訪れ、「われわれの対応が全面的に誤っていた。今後は行政の啓発活動にも協力していきたい」と謝罪文を読み上げ、同園入所者自治会はこれを受け入れ、また全療協も受諾。
- 12月25日 法務省訪問、人権擁護局長及び人権啓発課長らと意見交換。

2 分析の対象とする文書の概要

(1) 分析対象の限定

宿泊拒否事件の際には、菊池恵楓園に対して、封書、ハガキ等の文書のほか、多数の抗議の電話も寄せられている。これらの電話の具体的な内容は記録として残されていないため、分析の対象とはなしえない。当時、大半が聞くに堪えない内容であったとの報告を受けているが、正確な記録が存在していない以上、こうした抗議の電話の内容を分析の対象とすることは、この報告の正確性を失わせしめることになりかねないからである。

また、こうした文書は、菊池恵楓園入所者自治会宛てのほか、特定の入所者に対して送付されてきたものも相当数に達したことが知られているが、資料として入手できなかったため、今回の分析は自治会に送付された105通を対象にしている。

なお、同自治会に対しては、これらの差別文書とは別に、入所者の言動を支持し激励する内容の文書も、相当数送付されているが、今回の分析の目的に照らして、分析の対象からは除外している。

(2) 文書の概要

105通の封書、ハガキの大半は匿名であり、氏名の記載のあるものも、他人の氏名を騙ったものであったり、明らかに偽名とわかるものばかりであり、本名を明らかにしたものはごく一部にすぎない。また、

本名を明らかにしているとみられるものでも、住所の詳細が記載されていないものが殆どである。

封書、ハガキの郵便局の消印から、投函された場所を特定することは可能であるが、全国各地から投函されており地域的な偏りは認められない。

文書の差出人の年齢・職業等については、記載されていないものが大半であり、具体的な傾向等を把握することはできないが、特定されたものからは、31歳の主婦から、70代後半の高齢者にまで及んでいることがわかる。

これらの文書が送付された時期については、著しい特徴があり、そのすべてが、宿泊拒否事件の発覚直後ではなく、2003年11月20日に菊池恵楓園において開かれたホテルの総支配人による謝罪の状況が報道された以降に投函されている。この点は、これらの差別文書を分析するにあたって、前提とされるべき重要な事実である。

3 今回の分析の目的と方法について

(1) 分析の目的

今回の分析は、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における検討作業の一環として行われるものであり、これらの文書の内容を検討することを通して、ハンセン病に係る偏見差別の現状とこのような偏見差別をもたらした要因を明らかにし、その解消のために求められる施策の方向性を探ることを目的としている。

(2) 分析の方法について

分析にあたっては、まず、これらの文書が寄せられるに至った背景事情を明らかにすることによって、その差別文書としての性格付けを行い、ついで、その内容を一定の基準によって分類したうえで、全文書を計量テキスト分析することによって、このような偏見差別がどのようなロジックによって正当化されているのかを解明することとした。この正当化ロジックを解体することが、偏見差別の解消に必要不可欠と考えられるからである。

第二章 差別文書の背景事情について

1 はじめに

これらの差別文書を理解するうえで何よりも重要なことは、文書が送付されるに至った背景事情として、以下の2つの事実を明確にしておくことである。

第1は、これらの文書が送付されるに至った時期が、ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決の2年半後だったということである。

第2は、これらの文書が、ホテルの総支配人による宿泊拒否の「謝罪、(謝罪の語に引用符を付した意味については後述)を受け入れなかったということが報道されたことをきっかけとして、本来であれば、宿泊拒否事件の被害者であるはずの入所者に対して、直接に送付された加害文書だったということである。

以下においては、まず、これらの点を明らかにすることを通して、これらの文書の差別文書としての性格付けを明らかにすることとする。

2 本件差別文書の時代的背景について

(1) 国賠訴訟熊本地裁判決から 2 年半後に発生した事件であること

2001(平成 13)年 5 月 11 日の熊本地裁判決の歴史的意義について、敢えてここで論述するのは、その 18 年後に言い渡されたハンセン病家族訴訟熊本地裁判決(以下、家族訴訟判決)が、ハンセン病に係る偏見差別の解消に果たした先行判決の意義に関して、正しく評価していないのではないかと懸念されるからである。

家族訴訟判決は、ハンセン病に係る偏見差別は、2001(平成 13)年の熊本地裁判決とこれを受けての国の啓発活動等により、2002(平成 14)年には基本的には解消されているとの判断を示し、同年以降における家族らの被害を国の隔離政策によるものとするのを認めなかった。

その 2002(平成 14)年の翌年に発生したのが宿泊拒否事件であり、こうした差別文書の殺到という事態であるが、家族訴訟判決は、こうした事件の発生や差別文書の送付という事実について認定したうえで、以上のような判断に至っている。

こうした事実は、宿泊拒否事件や差別文書をどのように評価するのかということが、ハンセン病に係る偏見差別の現状を評価するうえで、極めて重要な意義を有しているということを意味している。

そのうえで、国賠訴訟判決については、国の控訴断念により確定するという異例の展開を経たことにより、当時の政府の判断を英断として、これを支持する世論が広く形成され、内閣支持率が急上昇するという事態をもたらした。その過程では、隔離政策による被害の過酷さが広く理解され、国の隔離政策に対する国民的な批判が共通認識として社会内に定着しつつあるとの外観をもたらした。家族訴訟判決の判断は、こうした事態を踏まえたものと理解することも可能である。

こうした判決直後に認められた世論の動向と差別文書の内容はどのような関連にあるのか、この点を明らかにすることも、現在における偏見差別のありようを分析するうえで極めて重要である。

(2) 国賠訴訟判決を受けて国の隔離政策が転換した後に発生した事件であること

2001(平成 13)年熊本地裁判決は、国の隔離政策を憲法違反だと断定し、その前提として、ハンセン病の病歴者らが社会内で生活することになんの問題もないということを社会に徹底しなかった国の責任をきびしく咎めており、国の啓発活動のあり方を転換させるうえで大きな役割を果たした。なによりも国の啓発活動に対して、隔離政策が憲法違反であったことをその前提とすることを求めたことは、啓発活動に歴史的転換をもたらしたと言って過言ではない。

しかしながら、こうした熊本地裁判決の指摘にもかかわらず、国の啓発活動の転換が極めて限定的であったことは、当施策検討会が省庁ヒアリングの結果を踏まえて公表した中間報告書に記載したとおりである。

宿泊拒否事件とこれに続く差別文書事件は、熊本地裁判決を受けて新たに展開された啓発活動の過程で発生したものであり、画期的な国賠訴訟判決がなされた 2 年半後という時期に、何故に宿泊拒否事件が発生し、差別文書が入所者に向けて殺到したのかという事実を分析することは、偏見差別の解

消に向けての、国の啓発活動のあり方を検討するうえでも極めて重要な意義を有すると言わざるを得ない。

3 宿泊拒否事件の経過と差別文書

(1) 宿泊拒否事件において恵楓園入所者は被害者であったこと

前掲の「黒川温泉問題の経過」で明らかとなっており、今回の宿泊予約は熊本県が行ったものであり、ホテルによる宿泊拒否の姿勢が明確化した後においても、交渉・協議の当事者は熊本県とホテルとであって、菊池恵楓園入所者は、当の宿泊予定者をはじめとして、宿泊拒否を受けた被害者の立場にあったものである。その意味で、宿泊拒否の当否が問題となっている段階においては、予約時の対応の適否を含めて、当事者は熊本県とホテルとであって、入所者が矢面に立たされる場面はまったくない。こうした段階において、第三者としての市民の側からすれば、行政としての熊本県の対応のあり方への賛否を熊本県に対して提出するという行動に出ること自体は是認しうるとしても、その内容において、宿泊拒否された被害者を差別するような文書が送付されることが許されるはずはなく、ましてや、被害者である菊池恵楓園入所者に対して、差別文書を送付することが許される道理はない。

(2) 差別文書送付の契機とその特異性

差別文書が菊池恵楓園入所者に向けて殺到する事態となったきっかけは、前述のとおり、11月20日に菊池恵楓園で開かれたホテル側の「謝罪・弁明」の経緯が報道されたことである。当日恵楓園を訪問した総支配人は「自らの判断で宿泊拒否をした」と弁明したが、入所者自治会が直前に訪問した際には、「本社の判断で宿泊拒否した」と説明されていたため、菊池恵楓園入所者としては、この「謝罪」を誠意あるものと受け入れることはできなかったものである。

当時のホテルの対応は、一方で、熊本県に対しては、宿泊拒否の正当性を主張し、他方で、菊池恵楓園入所者に対しては、宿泊拒否を誤りであるとして「謝罪、する」という姿勢を示したのであり、ホテル側の対応は、真摯な謝罪とは到底認められないものであり、入所者側がその「謝罪」を受け入れなかったのは当然であったと言うほかはない。

ただ、こうした経過、つまり「謝罪、する」ホテルの女性総支配人に対して声高に抗議する入所者という構図が、テレビの映像や写真入りの新聞報道で全国に報じられたことが、これらの差別文書が殺到するに至った誘因となったものである。

本件差別文書の特異性は、次の2点にある。

第1は、こうした入所者の行動が、これらの差別文書の送付者に対してなんら迷惑をかけたわけではないし、行政機関としての熊本県と異なり、私人にすぎず、ましてや宿泊拒否という被害を受けた側であるにもかかわらず、激しく非難されるに至ったということである。

人権侵害を受けた側の被害者が非難にさらされたという特異性である。

第2は、そうした非難が、隔離政策の被害者であり、重ねて宿泊拒否の被害を受けた入所者に対して、直接に文書という形で送り付けられたということである。

偏見差別は、内心で形成され認識される段階から、外部に表明される段階を経て表面化するが、そうした偏見や差別意識が、こうした段階にとどまらず、当の差別された当事者本人に対して直接に投げつ

けられるに至るには、その偏見や差別意識が極めて強固なものである場合だけでなく、なんらかの内面的契機が存在するはずであり、それを解明することが、当該偏見や差別意識の特徴を明らかにし、その解消のために何が必要とされるのかを解き明かすうえで必要となる。

差別文書のなかには、入所者に対して、「お前たちは化け物であって人間ではない」とか「豚の糞以下の人間共」といった露骨な文言や、「身の程を知れ」とか「謙虚になれ」といった文言が認められるが、入所者の側がホテルの謝罪を拒否したことが、これらの差別文書の送付者の差別意識にどのように作用したのかを明らかにすることが必要である。

その意味で、こうした差別文書は、現在における偏見や差別意識のありようを、差別者自らが赤裸々に示したものとして、丁寧に分析する必要がある。

第三章 差別文書の内容における分類

1 はじめに

105 通の文書に明らかにされた偏見や差別意識は多様であり、その一つひとつを羅列しても、その傾向性や共通の要因等が明らかにはならないので、何らかの基準に基づいて整理し、分類することが必要となる。ただ、その基準の設定にあたっては、慎重な考慮が求められる。恣意的な基準による分類によって、偏見や差別意識のありようを過大評価することは避けなければならない。

そのうえで、今回の検討においては、金明秀委員の計量テキスト分析によって、偏見や差別意識の態様や正当化のロジックに関しては、専門性の高い分析がなされているので、これを補完する形での基準の設定が求められている。

その際に重視すべきことは、これらの文書における偏見や差別意識が、どのような要因等によってもたらされたのかを可能な限り特定するという視点に基づく基準を設定することである。

以上から、ここでは、これらの文書について、以下の基準に基づく分類を行うこととした。

第 1 は、これらの文書において、ハンセン病はどのように認識されているのかということである。

第 2 は、国の隔離政策に対して、これらの文書が、どのような評価を有しているのかということである。

第 3 は、隔離政策によってハンセン病の病歴者が被ってきた被害についてどのように認識しているのかということである。

第 4 は、国や地方自治体による啓発活動をどのように評価しているのかということである。

第 5 は、これらの文書における直接的な非難の対象は何かということである。ホテルに宿泊しようとしたことであるのか、ホテルの謝罪を受け入れなかった点を非難しているのか。さらに、ホテルの謝罪を受け入れなかったことに対する非難の場合、どのような理由をあげて非難しているのかという視点での細分化が必要となろう。

以上のような検討をとおして明らかになった事実と計量テキスト分析の結果を総合しての評価こそが、これらの文書における偏見や差別意識のありようとこれを解消するために求められる施策を明らかにするうえで必要不可欠である。

2 差別文書におけるハンセン病隔離政策評価の態様と特徴

(1) 差別文書におけるハンセン病観に関する態様と特徴

105 通の文書のなかで、ハンセン病を恐ろしい伝染病であると認識していることを明示したものは、わずかに 1 通にすぎない。京都市の 73 歳の男性は、「過去最大の伝染病として特別に扱われて法律に依って島流し同然に隔離されて何百年。このライ病(ママ)がわずかの期間に伝染病ではないと保証される証拠はない」としている。

そのほかに、恐ろしい伝染病であると国から長年にわたり言われ続けて抱いてきた認識は容易く変われないとするものも数通存在している。たとえば、博多の消印のあるハガキには、「昨日まで国が『恐ろしい病気』といっていながら、一夜で何もなかったとはだれが信じますか」と書かれている。これらも、恐ろしい伝染病であるとのハンセン病観を維持しているものということができる。

こうしたハンセン病観の持ち主は、当然のことながら、国の隔離政策は必要であったとの認識を保持していることになり、熊本地裁判決後の国の啓発をタテマエに過ぎないと評価することになる。

ただ、こうした認識を示すものが極めて少数であるということは、ハンセン病に係る偏見差別を解消するにあたって、ハンセン病自体についての「正しい知識」の普及啓発ということが、重要な意味を有していないことを示している。

一方で、ハンセン病の後遺症としての、いわゆる「外貌の変形」等に対する偏見や差別意識を明示しているものは相当数に上っており、前述の「化け物であり人間ではない」や「豚の糞以下の人間共」といった文書は、こうしたハンセン病観に根差している。こうした文書では、隔離政策の正当性を「恐ろしい伝染病である」ことよりも、「人間以下の存在」という意味づけによって正当化することに繋がっている。この点を端的に示しているのは、実在する他人の名前を騙って送付された、東京都新宿の消印のある長文の封書であり、「お前たちハンセン病にかかった奴らは、発病の時点で人間ではなくなった。ダニやハエ以下の単細胞生物になったのである」と記載している。

このような偏見や差別意識は、旧優生保護法における「不良」との規定に見られる優生思想そのものであるが、嫌悪感、忌避感の強度において突出している。

前述の家族訴訟判決は、ハンセン病の後遺症としての「外貌の変形」に対する偏見差別は、隔離政策以前から存在していたと認定したうえで、2002(平成 14)年には、「恐ろしい伝染病」であり隔離されるべき存在であるとの認識は、無視しうる程度にまで解消されたとして、同年以降に存続する偏見差別についての国の責任を免責している。しかしながら、これらの差別文書における「化け物」等という表現に見られる嫌悪感、単に外貌に対する嫌悪感や違和感に由来するものと解するにはあまりにも激烈である。

こうした認識が形成されるに至った要因として、次の 2 つの点が重要である。

第 1 は、ハンセン病の病歴者は、国の隔離政策によって人間扱いされず、社会から排除され続けてきた存在であり、嫌悪し、排除することが、国によって公認され続けてきたという歴史的事実と決して無関係に形成されたものではないということである。

第 2 は、こうした後遺症としての外形の変形は、ハンセン病隔離政策により、入所者に対して労働が強制された結果として生じたものであることや、ハンセン病治療自体が隔離され、こうした外形上の変形等が適切な治療がなされなかった結果として生じたハンセン病の後遺症であるという事実が全く明らかにされることなく経過してきたということである。

もとより、外形等の変形等に対する偏見差別は、それ自体が克服されるべきものであり、人権教育啓発の重要な課題であることはいうまでもない。差別文書は、外形の変形等を理由とした差別の正当化が、

現代においていかに根強いものであるかを示している。

差別文書には、このほかに、ハンセン病の病歴者と一緒に入浴することへの拒否感を示し、宿泊拒否をやむをえないものとして肯定するものが多数認められる。こうした拒否感が、どのようなハンセン病観に由来するものであるのかを判断するだけの材料がこれらの文書には示されていないので、推測する以外にないが、こうした文書の送付者がハンセン病の病歴者と接触した機会は殆どないと判断されるだけに、体験等に基づく具体的な認識に基づく嫌悪感や忌避感というよりも、病歴者であるという存在自体が、忌避されるべき存在として認識されている(社会的にいえば、被差別マイノリティとしてカテゴリー化されている)ことに起因するというべきではないかと思われる。

(2) 差別文書における隔離政策の評価の態様と特徴

差別文書においては、国のハンセン病隔離政策に対する評価を明らかにしているものはごく少数であり、この点において、熊本県に対して寄せられた文書とは対照的である。これは、文書の主目的が、ホテル側による宿泊拒否を撤回しての「謝罪」を受け入れなかった入所者の対応に対する批判にあるため、隔離政策の当否を論じる必要性がなかったことに起因しているものと推測される。

隔離政策を支持することをあからさまに明示している文書は、前述の「恐ろしい伝染病」観の持ち主であるが、これらはごく少数に限られている。

注目する必要があるのは、隔離政策自体に対する評価を明示しないままに、公的機関の啓発をタテマエであり、ホンネは異なるとする文書が少なからず存在することである。

熊本県の担当者に対して「一緒にお風呂に入れるのか」という問いを発する文書も、こうした認識を背景にしている。こうしたタテマエ論が根強いということは、以下の3つのことを明らかにしている。

第1は、これらの文書においては、隔離政策を憲法違反とする熊本地裁判決の存在が前提とされており、これを無視することは許されないと認識しているのではないかということである。

第2は、それにもかかわらず、これらの文書の送付者自身が、その司法判断を受け入れられていないということである。

第3は、それゆえに、国や地方自治体も、確定した判決には従わざるをえないとしているものの、ホンネでは、隔離政策は間違っていないかと思っているはずだと推測しているということである。

こうしたタテマエ論の克服のためには、隔離政策が憲法違反であり、国が犯した人権侵害であったということを、国自身が真摯に徹底して明らかにし、啓発活動がホンネに基づくものだということを示していく以外にはない。

隔離政策は憲法違反であるとの認識を示す文書はまったく存在しないが、隔離政策が人権侵害であったことを認める文書は、ごくわずかだが存在している。

たとえば、熊本局の消印のある匿名のハガキは、「今回(宿泊拒否のこと)の数百倍もの仕打ちを受けて長い間耐えて来たのではないですか。相手を間違えてはいけません」と記載し、ホテルの対応を批判するより国を攻撃すべきだとしており、福岡市城南区の55歳の会社員は、「貴園の方々の過去受けた差別的処遇は誠に同情の念を禁じ得ない」としている。

ただ、こうした認識は、いずれも、その後に入所者の対応を非難する見解を述べる前置きとして述べられているにすぎず、真実、隔離政策を人権侵害であるとしてその誤りを認めているものとは解しがたい。

以上の事実は、2001(平成13)年の熊本地裁判決から2年半という時間の経過を経て、これらの文

書の送付者には、隔離政策が憲法違反であるという事実が明確には認識されていないことを示すものであり、これらの差別文書に認められるハンセン病に対する偏見差別を克服するうえで、国の隔離政策が誤りであったということを繰り返し周知徹底することの必要性を強く示唆している。

(3) 差別文書における隔離政策による被害に対する認識の態様と特徴

これらの差別文書の特徴の 1 つは、隔離政策による被害自体に対して同情や理解を示すものや宿泊拒否が人権侵害であることを認めるものが少なくないということである。

たとえば、広島市の一主婦は、「元患者様には、長年にわたりご苦勞をされたことをいつか TV でみて誠にお気の毒と思います」と書いており、一民間人と名乗る封書には、「国がハンセン病元患者の方々に今までの責任を認めてお金がもらえるようになった時、一国民として喜んだものでした」と述べている。また、高知県の男性は「此度の旅館の宿泊拒否は元患者さんにとっては大変腹立たしい差別事象だが」と認めており、熊本県内郵便局の消印がある匿名のハガキには、「今回の宿泊拒否の件について、人権から言って全て貴方は正しい」と書かれており、長崎市の一老人は、「元患者の方々の怒りの気持ちも充分理解できます」と述べている。

こうした文書に共通しているのは、これらの言葉が、文書の本旨ではなく、単なる前置きとして掲げられているにすぎなかったり、自らの見解が偏見によるものではないということを装う手段として用いられているにすぎないということである。たとえば、前掲の一民間人が、これらの言葉に続けて、「しかし、今回の宿泊拒否問題は許せませんね。ハンセン病元患者の方々のホテル側への謝罪要求がですよ。許せないのは」と述べているのはその典型例である。

また、前掲の広島市の一主婦は、「頭ではこうしたことが充分判っていても、実際、私がホテルに泊まり湯舟の中に元患者が何人か浸っていらっやったら、私は、一緒に風呂の中には 100%入らずシャワーをして早々に引き上げると思います」と述べたうえで、「もし、私が元患者の立場ならもっと控えめな態度をとると思います。ホテル側の謝罪を受け入れない元患者は勝手にすればいいとさえ思います」と結んでいる。ここでの「頭では判っている」という言葉の意味は、宿泊拒否事件における県や法務省の態度を「立場上」とであると決めつけて、「一緒にお風呂に入りピースサインでもしてもらいたい。是非とも」としているところからすれば、「タテマエとしては」という意味だと理解できる。問題は、こうしたタテマエ論が、一緒に風呂に入りたくないという自らの差別感情を糊塗する役割を演じているということである

ハンセン病に係る偏見や差別意識のありようを把握するうえで、これらの文書を分析することは極めて重要である。

第 1 には、これらの差別文書を送りつけてきた人たち、すなわち、勞を厭わずわざわざ、差別の電話をかけ、差別のハガキを投函し、差別の手紙を書き送り、差別のファックスを送信してきた人たちは、`氷山の一角、であり、その背後にはじつに無数の、同様の考えの持ち主が潜んでいるものと見なければならぬ。

前掲の「一市民」のいう「国賠訴訟の確定を一国民として歓迎した」との言葉は、2001(平成 13)年熊本地裁判決直後の世論の動向と一致しているし、テレビ等で隔離政策の被害を知って「気の毒だと思った」という言葉も、多くの市民に共通したものだとして理解できるからである。

かかる事実は、こうした態様の差別文書に示された偏見や差別意識が、社会内において広範に共有されている可能性を示唆している。

第 2 には、これらの文書において認められる、「理解している」とか「お気の毒に思っている」との認識

が、何故に、宿泊拒否事件の被害者を非難し、ホテルの宿泊拒否を支持するという結論につながるのかということ进行分析することが、偏見差別の解消という困難な課題の解決を検討するうえで、極めて重要な示唆を与えてくれると考えられるということである。

分析に足りるだけの資料が十分であるとは言い難いが、あえて結論付ければ、これらの文書の発信者にとっては、差別され人権侵害を受けてきた被害者が、あくまでも同情されるべき存在として、控えめに慎ましく行動する限りにおいては、同情もし理解もしようとするが、被害者が、加害者に対して、差別であり、人権侵害であるとして批判的な姿勢を見せると、途端に「何様のつもり」とか「立場を弁えろ」「謙虚になれ」といった形で差別意識が立ち現れてくるのではないかということである。

ここでなによりも重要なことは、こうした人々においては、自らが差別者であり偏見の持ち主であるという認識をまったく欠いているということである。

別掲の金明秀委員による計量テキスト分析の結果は、これらの文書の差別の種類として「見下し・嫌悪」や「自粛強要」が圧倒的に多いということを鮮明にしているが、こうした「見下し・嫌悪」や「自粛強要」といった差別には、以上に述べたような背景事情が根深く存在しているように思われる。

3 差別文書における啓発活動に対する見解の態様と特徴

(1) 差別文書における啓発活動の評価の態様

差別文書における国や地方公共団体の啓発活動に対する見解は、次の3つに大別される。

第1は、国の啓発活動は間違っているとする見解である。京都市西京区の「ハンセン病を考える会」を名乗る封書には、前掲したとおり、「過去最大の伝染病として特別に扱つかわれ(ママ)、法律によって島流し同然されて何百年。このライ病(ママ)がわずかの期間に伝染病ではないと保証される証拠は全くない」と断じており、啓発活動は誤りであると公言している。ただし、こうした認識を明らかにしているものはごく少数である。

第2は、国による啓発活動を立場上展開されているタテマエに過ぎないと理解しているグループである。これは、かなりの多数を占めている。

第3は、国による啓発活動に対しては理解を示したり容認したうえで、ハンセン病に係る偏見差別の解消には時間がかかるはずだとして、宿泊拒否を容認する立場である。こうしたグループも少なからず存在している。たとえば、福岡市の56歳の会社員は「国の政策として長年国民に植え付けられてきた概念が一挙にして全て解決するとは到底思えない。少しずつ時間の経過で解消するものと信ずる」としているし、静岡市からの匿名の封書には、「気の毒だが君等が一般人となんら分け隔てなく交流できる日はまだ遠い事を自覚してもらわないと、他人に迷惑をかけることになる」としている。

(2) 差別文書における啓発活動評価の特徴と今後に求められる課題

以上に分類した差別文書における啓発活動評価には、以下のような特徴が認められる。

第1は、ハンセン病に関する「正しい知識」を普及するという内容の啓発活動は、まったく無力だということである。

第1のグループにおいては、このような啓発は事実と反するとして受け入れられることはないし、第2のグループにおいては、タテマエを繰り返しているだけだとして、受け流されるだけだからである。第3

のグループにおいては、そんなことは承知しているという受け止められ方がされるだけであり、その態度の変化につながることはない。

第2の特徴は、これらの差別文書においては、特に多数を占める第2グループにおいて、自らに内在する偏見や差別意識を、行政の対応を理由にして免責しているということである。この事実、これらの差別者が、自らの偏見や差別意識を認識し、これを改めるべきだとの姿勢に転換するうえで、国を先頭とする行政において、その啓発活動がタテマエではなくホンネであることを徹底的に明らかにして理解してもらおうということ以外にはない。

こうした特徴を踏まえたうえで、今後の啓発活動になにより求められるのは、国の隔離政策が憲法違反であり、非人道的な人権侵害であったという事実を前面に掲げ続けることの重要性である。

このことは、国の啓発活動がホンネであり、ハンセン病に係る偏見差別を解消することに、国が総力を挙げて本気で取り組んでいるということを明らかにするうえでの絶対的な前提事項である。

そのうえで、これらの差別文書にみられる啓発活動に対する評価の特徴を考慮すると、隔離政策の誤りを被害当事者や有識者にのみ語らせる限り、国の姿勢はタテマエに過ぎないとの認識を打破することにはならないということである。そのためには、国の政策担当者自らが、隔離政策の過ちを認め、国民に広く偏見や差別意識を植え付けてきたことを謝罪することを繰り返し表明し続けることこそが必要となる。

4 差別文書における非難の対象ごとの分類とその差別性

(1) 差別文書において非難されている対象ごとの分類と特徴

差別文書を、その文書において何を非難しているのかという基準で分類してみると、以下のように整理することができる。

第1は、宿泊しようとしたこと自体を非難するグループである。

こうした非難は、当然のことながら、露骨な偏見や差別意識を有しているグループに共有されているが、それだけでなく、自らの「一緒に入浴することへの抵抗感」を理由に、入所者に対して、宿泊しようとするべきではなかったとする多数の文書がここに含まれる。

第2は、ホテルの総支配人による「謝罪」を受け入れなかったことを非難するグループである(第1のグループの大半もここに含まれるものと思われるが、ここでは、ホテルの総支配人の「謝罪」を受け入れなかったこと自体を直接に咎めているグループを取りあげる)。

このグループは、さらに、非難する理由としてどのようなことを挙げているのかによって、いくつかのグループに細分化される。

- ① ホテルも被害者であり迷惑を被っていることを理解せよと迫るグループ、
- ② 相手が謝罪しているのにこれを許さないという態度が誤っているとして非難するグループ、
- ③ そもそも宿泊拒否されたことを人権侵害であるとして声高に主張する行為を身の程を知らないものとして非難するグループ、
- ④ 穏便な解決こそ望ましいのにこれを妨げる行為であるとして非難するグループ、などである。

以上に整理した第1のグループと第2のグループとでは、自らの行為を差別であると認識しているかどうかにおいて大きな相違がある。

第1のグループの場合における露骨な偏見を抱いている者は、自らの偏見や差別意識を自覚したうえで、それが当然だと認識しているのであり、「一緒に入浴することへの抵抗感」等を理由として宿泊し

ようとしたこと自体を非難するグループにおいても、程度の差はあれ、自らの認識を差別であるとして後ろめたさを意識しつつ、行政の担当者を含めて社会の大多数が同じ認識でいるということを理由にして免責を図っているというべきだからである。

これに対して第 2 のグループに属している者は、いずれも、自らの偏見や差別意識を認識していないという点に大きな特徴がある。

こうした相違は、これらの偏見や差別意識を克服するうえで何が必要とされるのかを検討するに際して、個別具体的な考察が必要であることを意味している。

前者においては、そうした偏見や差別意識が許されないことを如何にして理解させることができるのかが問われることとなり、後者に対しては、偏見であり差別意識の発現であることを理解させることが必要となるからである。

このうち、前者に対する対応のあり方に関しては、これまでに論じてきたところが妥当すると考えられるので、ここでは、後者に関して、その差別性を明らかにしたうえで、克服するために必要とされる課題について、若干の考察をすることとする

(2) 謝罪の受入れを拒否したことを非難する文書の差別性と克服のための課題

ホテルの総支配人による「謝罪」の受入れを拒否したことを非難する、上記①のグループと④のグループに共通しているのは、ハンセン病療養所の入所者であることを唯一の理由としてホテルへの宿泊を拒否するということ自体のもつ差別性を認識していないということである。

それゆえ、ホテル側は、その経営上迷惑を被る被害者であり、そうしたホテルの立場を理解しない入所者らの対応を非難するということになるし、「謝罪」を受け入れて穏便に解決すべき問題だとの認識が生まれることになる。

その意味で、ハンセン病の病歴者であることを理由に宿泊を拒否するのは、明確な差別であり、許されない人権侵害であって、これらを放置したり、曖昧なかたちで解決することは、偏見差別を温存し続けることになるということ、明確にすることが求められることになる。

これに対して、上記②と③とは、より深刻な差別意識の存在を示唆している。

こうした非難は、「税金で生かされている存在」ではないか、「差別されて当然の立場にいることを忘れるな」「同情していたのに、そんな思いがなくなってしまった」といった表現に見られるとおり、差別される立場に置かれた被害者を見下しており、それゆえに、「謙虚になれ」とか「身の程を知れ」といった要求を求めるに至っているにもかかわらず、そうした自らの立ち位置を省みることは全くなく、あたかも「善意の忠告者、のどき立場を装っているからである。

こうした事実は、このような差別文書の送付者に対しては、自らの差別性をどのようにして自覚させていくのかということこそが重要であることを示している。

差別意識のこのようなありようは、ハンセン病問題に限らず、あらゆる差別問題に共通するものであるだけに、克服することは容易ではないと覚悟しなければならないが、差別された被害当事者に対する共感性を前提にしたうえで、差別に対して、差別された当事者とともにたたかうという立場に立ちうる多数派を如何にして形成していくことができるのかということの必要性を明らかにしている。

第四章 宿泊拒否事件に際しての差別文書の計量テキスト分析²⁸

1 データ

データは、アイレディース宮殿黒川温泉ホテル宿泊拒否事件(2003年11月)に関連して、菊池恵楓会入所者自治会に送られた誹謗中傷の手紙類 105 通である(以下、差別文書)²⁹。同事件の背景と経緯については『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(第 18 章)において整理がなされているが、「差別文書」の内容についてはあまり詳しくは言及されていない。「差別文書」に対する学術的な論述としては、蘭由岐子(2005)³⁰と好井裕明(2006)³¹が質的な内容分析を行ってはいるが、多面的な角度から十分な分析が行われてきたといえる状況ではない。「差別文書」は、ハンセン病差別が縮約されたテキスト群と呼べるものであり、これを分析することを通じて、ハンセン病差別を正当化するためのロジックを析出することが本稿の目的である。

蘭や好井による先行研究とは違った角度から接近するため、分析には計量テキスト分析のソフトウェア KH Coder(樋口耕一)を用いる³²。

2 分析 1(概念の記述統計)

分析の手順として、まず、差別の種類として、①排除、②見下し・嫌悪、③自粛強要(同化強要・我慢の強要)、④他者化、⑤過剰包摂、⑥聖化、という 6 通りの概念を設定し³³、それぞれに該当する文字列が含まれている「差別文書」に各差別のコードを与えた。また、差別正当化のロジックとして、⑦非生産性、⑧不当利益、⑨経営論理、⑩加害者への同情、という 4 通りの概念を構成し、それぞれに該当する文字列が含まれている「差別文書」に各概念のコードを与えた³⁴。各概念の出現頻度は表 4 の通りである。

²⁸ この章の分析・記述は、社会学的計量分析の専門家である「有識者会議」の金明秀委員(関西学院大学教授)が担当した。

²⁹ 菊池恵楓園入所者自治会, 2004, 『黒川温泉ホテル宿泊拒否事件に関する差別文書綴り(平成 15 年 11 月～平成 16 年 3 月)』。

³⁰ 蘭由岐子, 2005, 「宿泊拒否事件にみるハンセン病患者排除の論理——『差別文書綴り』の内容分析から」, 好井裕明編『繋がり排除の社会学』, 明石書店, 175-214。

³¹ 好井裕明, 2006, 「ハンセン病患者を嫌がり、嫌い、恐れるということ」, 三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィ』, 世界思想社, 100-133。

³² バージョン 3.Beta.04a。形態素解析には ChaSen を指定した。

³³ 金明秀, 2018, 『レイシャルハラスメント Q&A——職場、学校での人種・民族的嫌がらせを防止する』, 解放出版社。

³⁴ 概念を抽出するためのコーディングは、本章の末尾に記載する。

表 4 コーディング後の出現頻度

| コード | 度数 | % |
|----------|----|-------|
| *排除 | 30 | 28.57 |
| *見下し・嫌悪 | 61 | 58.10 |
| *自粛強要 | 44 | 41.90 |
| *他者化 | 38 | 36.19 |
| *過剰包摂 | 2 | 1.90 |
| *聖化 | 2 | 1.90 |
| *非生産性 | 26 | 24.76 |
| *不当利益 | 26 | 24.76 |
| *経営論理 | 34 | 32.38 |
| *加害者への同情 | 27 | 25.71 |

表 4 を見ると、もっとも出現頻度の高い概念は「見下し・嫌悪」であり、全「差別文書」の 58.1%に及んでいる。「見下し・嫌悪」を構成する文字列は、《私でも、わかれば、同宿はしたくない》のように開き直って忌避感を表明したものと、《身の程を知れ》《分をわきまえろ》のようにマイノリティの領分を制約する見下しを表現したものが大部分を占める。

次いで頻度の多い概念が「自粛強要」(41.9%)である。この概念に含まれる文字列は、《もっと謙虚にせよ》《我慢してください》《迷惑をかけないで》など、差別構造の成立した社会秩序に自発的な服従を要求する内容である。実質的なメッセージは《身の程を知れ》《分をわきまえろ》と相同であり、「見下し・嫌悪」と区分することの難しいものも少なくないが、直接的には見下しの感情を含まない文字列も多いため、「見下し・嫌悪」とは別の概念とした。

3 分析 2(概念の共起ネットワーク)

抽出された各概念がどのような関連を持つものであるかを確認するため、「共起ネットワーク」を描出した(図 2)。共起ネットワークとは、「概念」と「概念」が同じ文章の中にどれくらい同時に出現するかを「距離の近さ」として算出し、その「距離の近さ」を線の太さによって表現したグラフのことである。丸の大きさは概念の出現頻度を表している。また、比較的まとまりの強い概念群は同じ色で描かれている。以下に、この分析から得られた知見を説明する。

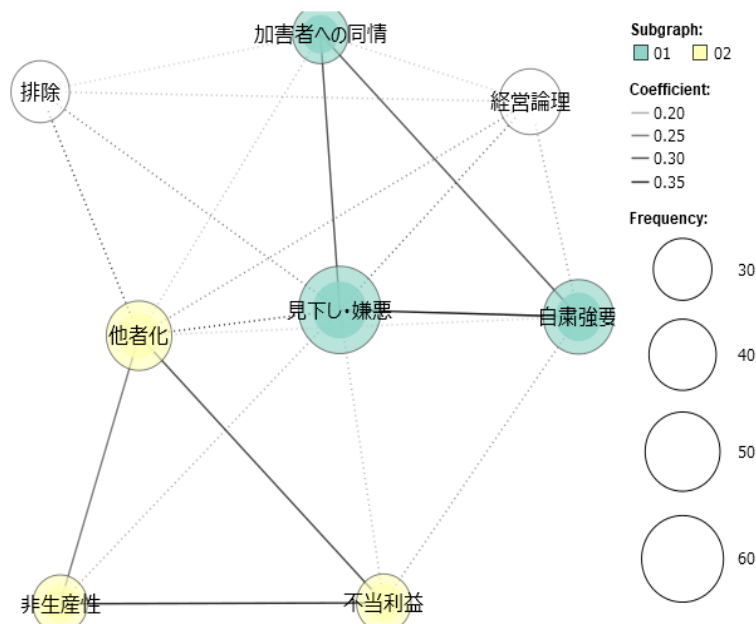


図 2 概念の共起ネットワーク

(1) 「見下し・嫌悪」「自粛強要」を合理化する「加害者への同情」

前述したように、「見下し・嫌悪」と「自粛強要」は出現頻度も高く、また概念的にも類似した面がある。したがって、この 2 つの概念が強く結びついていることは予想された結果である。むしろ注目すべきは、「加害者への同情」がこれら 2 概念と一体的に「差別文書」に登場するという点であろう。「見下し・嫌悪」に含まれる文字列は差別性や攻撃性がわかりやすく、一般にはそれを表現することにある種の罪悪感を伴うと思われるが、それを合理化する感情こそ「加害者への同情」ということであろう。

「加害者への同情」に含まれる文字列は、「《ホテルに同情》《ホテル側も気の毒》《ホテル側が宿泊を拒否したのは、仕方がないことだと思います》」といったものだ。レトリックを表面的になぞれば、加害者側にも人道的な同情心を寄せたものとも読める。しかし、「見下し・嫌悪」「自粛強要」と一体的に語られていることからわかるように、実質的にはハンセン病への偏見や嫌悪感に居直るための装置にすぎないと解釈するのが妥当である。

(2) 「他者化」を結節点とした「非生産性」「不当利益」

図 3 は、前述した共起ネットワークの「媒介中心性」を図示したものである。媒介中心性とは、複数の概念どうしをつなぐ役割の大きさを数値化したものであり、「見下し・嫌悪」に次いで「他者化」の数値が大きいということがわかる。言い換えると、「見下し・嫌悪」と並んで、「他者化」も差別表現の結節点に位置する概念ということになる。

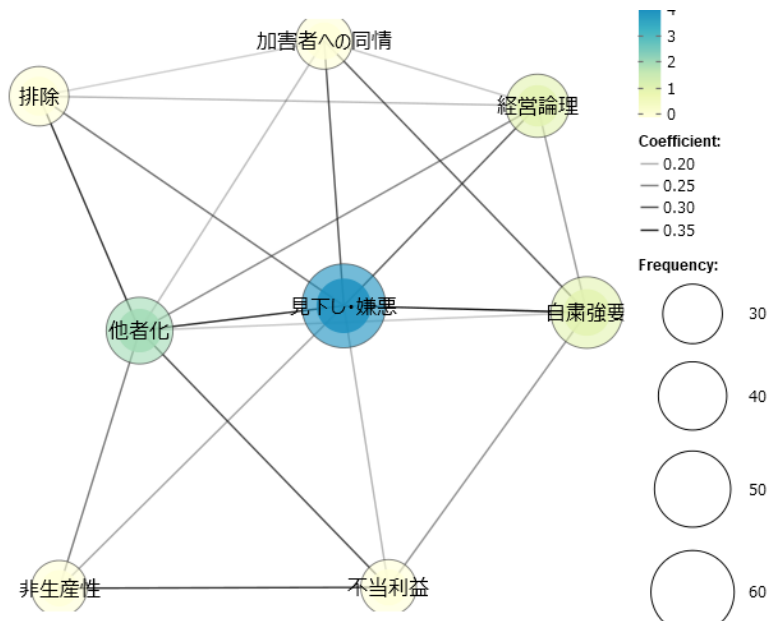


図 3 概念の共起ネットワーク(中心性)

図 2 からそのことはうかがえる。「他者化」「非生産性」「不当利益」という 3 つの概念の関連が強く、これらを一体的に語る差別のロジックが存在するということだ。

「他者化」とは、マイノリティが持つ《違い》を本質的に乗り越えることができない問題だと決めつけたり、迷惑なものだと否定的に捉えたりすることで、同じ社会の一員でありながら、そうとはみなさない差別のことをいう。これに該当する文字列としては、《街のチンピラヤクザやストーカーと同じだ》《暴力団または同和の連中の一般市民への威嚇と五十歩百歩である》のように反差別の告発を暴力団等になぞらえる表現や、《見ただけで、ジロジロ見たとか言って、謝罪を要求されそう》のように、過剰な告発を振りかざす反社会性のイメージを付与する表現が含まれる。

「非生産性」に含まれる文字列は、《国民の税金で生活してきた》《仕事もしないで施設の中でブラブラ日向ぼっこしている》《世間様に面倒をみてもらってる》というものであり、施設に強制隔離された被害を無効化し、福祉にただ乗りをする加害者であるかのようにすり替えるロジックを構成する。

「不当利益」に含まれる文字列は、《人権を武器にゆすりばかり》《お金目当て》《要するに多額の慰謝料が欲しいんだろうが》などである。在日コリアンや被差別部落に対する、「〇〇利権」「〇〇特権」などのヘイトスピーチ用語法と同根であり、(差別など存在しないのに差別を理由に)不当に利益をかすめ取ろうとしているのだ、と規定することで差別を正当化するロジックである。

(3) 「経営論理」の欺瞞

分析対象とした概念の中で、ある意味でもっとも中立な概念に近いのが「経営論理」である。《ホテル

の、これからの営業に大きく支障となれば、誰がその責めを負い、補償するのですか》《多くの従業員がおりますし、その人たちの人権、生活権(補償)は誰がするのですか》といった文字列がその代表格であり、それ自体はもっともな主張だといえる。むしろ、菊池恵楓園の入所者たちこそ、その点を懸念していたであろう。

しかしながら、入所者たちの願いと、「差別文書」送付者の意図は異なっていたようである。図 2~3 から明らかなように、「経営論理」は「見下し・嫌悪」や「他者化」と関連を示しており、純粋に《責めすぎ》を諷める表現であると解釈するのは妥当ではない。むしろ、見かけ上の中立性を利用することで、差別的なメッセージを効果的にターゲットに届けるための巧妙な言語戦略であると解釈するほうがデータに合致している。

4 まとめと議論

ここまでの知見を整理しておこう。

- 「見下し・嫌悪」「自粛強要」を核とする差別は、「加害者への同情」を正当化のために利用していた。
- 「他者化」を結節点とする差別は、「非生産性」をあげつらい、「不当利益」を得ているかのような誣告として表出した。これは他のヘイトスピーチとも共通する事象であると思われる。
- 「経営論理」を押し出す主張は表面的にはもっともらしいが、実質的には差別性を隠蔽し、効果的にメッセージを届けるための言語戦略であると解釈される。

以上の3点に共通することは、「差別文書」において送り主たちが差別性を表出する際には、それを正当化したり、合理化したりするロジックを伴っていたということである。その動機については、罪悪感を軽減するためであったり、われわれ一般人とは根本的に異なる「他者」と規定することで差別的な印象操作をもっともらしくしたり、あるいは差別性を隠すことでターゲットに差別文書を効果的に届けるための仕掛けであったり、さまざまであると推察される。しかし、いずれにしても、差別的な表現をそのままぶつけるような攻撃的な手紙は、「差別文書」全体の中では非常に少なかった。逆に言えば、差別を正当化したり合理化したりするロジックをあらかじめ封じることができれば、差別の表出を抑制できる可能性があるということである。

たとえば、「経営論理」として《公的な機関ではなく民間企業なのだから、断るのは自由じゃないですか》といった主張が複数あったが、旅館業法の規定からいっても、企業の社会的責任という観点からも、差別は許されないのだという理解を周知することが必要であろう。日本では「外国人お断り」という貼り紙を出す飲食店がしばしば話題になるが、世界の多くの国々ではとくに違法行為として根絶されたタイプの人種差別(racism)である。にもかかわらず、そうした古い人種差別が日本で根絶できていないのは、企業の社会的責任を軽視する日本社会の価値意識にも原因があると思われる。今後、差別をする企業は社会的に許されないという理解が普及すれば、「加害者への同情」という合理化ロジックも効力を発揮しにくくなると予想される。

また、メディアが差別を告発する場面を報じる際には、「加害者への同情」を発動させないような工夫を要求することも有効であろう。もともと、犯罪や不正行為の被害者に対しては、同情よりも、犠牲者を

非難する現象が生じやすいことが知られている。電車の事故に巻き込まれた被害者に対して、「先頭車両になんか乗るからいけないのだ」と非難するような現象である。差別の告発も同様で、もともと、人間の心理として、差別される側に問題があるという認知のバイアスを生じやすいということがわかっている以上、それを報道する際には犠牲者非難を抑制する工夫が必要だといえよう。

【概念抽出のためのコーディング】

以下に概念を抽出するためのコーディングを記載する。*の付いた行が「概念」であり、続く行がその概念を検出するための演算式である。

*排除

'差別(区別)されて当然' | '偏見や差別でもない' | '断るのは当然' | 'ハンセン病元患者を受け入れるホテルの利用を、他の宿泊予定者が拒否したとしても、それもまたその人の選択の自由という人権を尊重すること' | 'あなた方元患者の宿泊拒否をすることは、ホテル側としては、当然の権利' | 'あなたたちがもし、温泉に入られたと知ったら、私たちはその温泉には一生入りません' | '経営者にも拒否できる権利はあるはず' | '宿泊拒否は法律には違反しているかもしれないけれど、本来は至極当然の判断です' | '温泉が拒否するのは当然' | '自分が黒川温泉で、ハンセン病療養所の入所者と一緒になったら、ホテル側に猛抗議していたでしょう' | '君らと同宿になった場合、または混浴になったとき、私は即座に宿を引き払い、爾後その宿には投宿しない' | 'いきなり社会一般のなか同等に入り込もうとするほうが傲慢で非常識である' | '温泉組合の人たちは、うちに来なくてよかったとホッとしている' | 'どうして宿泊拒否したらいけないのでしょうか' | 'ホテル泊まる資格はない' | '街中ばウロウロするな' | 'もし昔、君らが収容されてなかったら全国を乞食のように放浪して野垂れ死にしていたら' | 'ホテル側も客を選択できる権利があるのは当然' | '自分のホテルに申込みがないようにと思います' | 'ホテルの対応は適切だった' | '世間から見れば当然のこと' | '人前二出ルナ' | 'ちなみに大阪のホテルでも宿泊は断ると言っていました' | '一緒に入れるわけがない' | 'ライ患者は、人前に出ルナ' | '旅館の行為は、全国同一のことと思う' | '外部の旅館やホテルに泊まろうなんて、大それたことを考えるな' | '普通の人と一緒に風呂に入ろうなんて考えるな' | '集団で風呂に入ろうなんて考えるな' | '風呂に入っていて、何人もの人が入ってこられたら、出るでしょうね' | '私も子どもをもつ母ですが、ハンセン病の人と同じお風呂に入って大丈夫なのか……と心配します' | 'ライの人を自分の家に泊め、食事を共にし、風呂に仲良くみんな入り、それをテレビ、新聞等で見せることが先です' | '何十年と続いた偏見を数年で変えようなんて無理' | 'できれば避けたいのが多数の人々のホンネです'

*見下し・嫌悪

'私でも、わかれば、同宿はしたくない' | '一緒に温泉に入りたくはない' | '私はキャンセルしたと思います' | 'もしあなたたちが一緒にお風呂に入ったり、廊下ですれちがいざまに会うと、ぞっとします' | '好んであなた方と混浴したいとは思いません' | '私は一緒に風呂の中には100%入らず、シャワーをして早々に引きあげる' | 'あなたたちのような方々がお風呂に入ってきたら、正直、驚きを隠しきれません' | '我々一般人はホテル温泉と一緒に入りたくない' | '馬脚を表して' | 'いったい何様' | 'いい加減にしないで' | '調子にのらないの' | '皆さん、鬼の首でも取ったように、あちこちで補償を求める「訴訟」を起こされたりしていますが、私(60代)の子ども頃「くさり」と言っていた' | '病気を盾にあまりいい気にならないで' | '甘えてはいませんか' | '思い上がっていませんか?' | '自分たちの勝手な言い分だけを言う心の醜さ' | '受け取りを断る傲慢な態度! まさに弱者いじめにほかなりませんね!' | '過剰な恐喝行為' | 'みっともない行動' | '自己中心的' | 'あなたたちも少し理解すべき' | '朝鮮人は大嫌いという人もいて当然のように、ハンセン病の元患者は嫌いという人もいる' | 'その上で理解を求めれば、弱者救済の方向に向かっていたと思う' | 'ハンセン病患者のような人

間ではないダニども | 'いつまでもホテル側に因縁をつける' | '何事も分をわきまえることです' | '自分たちのことばかり言って、呆れます' | '思い上がらないでください' | '国が差別していたのを謝罪したのを盾に取り、いい気になっている' | '人間には分、不分がある' | '豚の糞以下の人間ども' | 'おのれの前世の悪業の結果' | 'そんな化け物みたいな無様な格好で、よく自分たちは人間であるなんて、平気で言えるな' | 'あまり大きな顔するでないよ' | 'あまりいい気になるな' | '自分中心のものの考えをやめたらどうですか' | '見ていて本当に見苦しくみっともない' | '言いたい放題のあなた方に呆れるばかり' | '傲慢で非常識である' | 'ライ病は、名は変われどもクサイ臭いがする' | '化け物顔' | '歴史を遡って裁くのは思い上がりです' | 'ご自分の言動を見て恥ずかしいとは思われませんか' | '人並みの顔とうぬぼれとる' | '執拗に責める態度に呆れています' | '調子づいている' | 'おごりの態度' | '元患者で威張るなよ' | '横着にもほどがある' | 'あなたたちよりも、まだ大きなハンディを持ち不幸な人がいることを考えなさい' | 'ありがたい感謝の言葉を忘れていませんか' | 'いつまでも何様' | '自分の立場だけでなく、相手のことも考えてください' | 'いい気になっているのではありませんか' | 'まさか、ハンセン病のくせして、子どもなんかつくってないでしょうね' | '皆死ね' | 'のぼせるな' | '手や足、顔のゆがんだ自分の姿をもっとよく見ろ' | 'きたないものはきたない' | '傲慢な態度' | 'いくら伝染性がないと証明されたとはいえ、長年の(そう思ってきた)人間の先入観、感情、感覚神経は、そう簡単にはなくなりません' | '気持ちが悪いのは事実でしょ' | '悲しいことに眉毛もなく、頭毛も少なく、特異な顔貌が、忘れた、忘れようとしたそれを思い出させるのです' | 'できればみんな、あなた方は泊めたくない' | '気持ちが悪いのは事実でしょ' | 'お前たちが温泉に行こうなんて、人間と同じ行動とるから、ホテルに迷惑かけやがったんだ' | '理屈ではなく、生理的な問題だ' | '人権尊重という言葉の武器で、万人にハンセンを強引に押し付けるような行為は思想統制でありファシズム' | '理屈ではなく、生理的な問題だ' | '他の客の感情は無視ですか' | '私の自己防衛本能は君らを忌避する' | '一緒の風呂に入りたいとは思えないのです' | '不安な気持ちになったと思います' | '第三者としての同情論など、あまり意味がない' | '誰もが嫌がることは間違いありません' | '頬の欠けたあなたたち元患者と一緒に温泉には入れませんよ' | '我々もハンセンの人が入った後は気持ち悪くて絶対入れない' | '宿泊者にも人権がある' | '本心は私もあなたたちと温泉に入りたいくない' | '世の中は「人権」というタテマエで動いているほど甘いものではない' | '公営宿舎に申し込まれて、宿舎や同宿する客の反応を知りたいものです' | 'ハンセン氏病とわかる人が混浴すれば、どうなるのか？ 旅館の拒否する理由もわかる' | '外見に後遺症が残っているような人たちのことは、いい気持ちはしないのです' | 'ヨダレをタラタラ、顔がヨボヨボ等しているのを見ると、絶対にビビルと思いますよ' | '患者や元患者が入浴して「ごしごし」洗い流したら、我々一般入浴者は折角「いい湯だな」と楽しみに温泉に来たのに台無しだ' | 'お前の顔をみると、気持ちが悪くなる' | 'お前らの泊まったホテルには普通人は泊まれない' | 'お前らと一緒に風呂に入るなんて考えられない' | '所詮、きれいごとだ' | '今まで何十年もの間、恐ろしい病気として認識していた私をはじめ、多くの人々が、あたかも霧が晴れるかのように簡単に気持ちの転換をはかることはできるはずがありません' | '好んであなた方と混浴したいとは思いません' | '一緒の風呂に入りたいとは思えないのです'

*自粛強要・我慢の強要

'少しは静かに、自粛すればいい' | 'べつに民間の、その業者を選ばなくともよかった' | 'わからせようとするのは、あなたたちの権利ではありません' | 'おとなしくひっこめ' | '権利と騒ぎなさんな' |

‘この問題を解決しようと努力してみれば’ | ‘世の同情に甘えた増長のように思えました’ | ‘一般に対する理解度を高めるようお勉めください’ | ‘あなた方は自分たちのことばかりで、勝手すぎます’ | ‘心の大きさを大衆に明示するべき’ | ‘もっと穏便にすべき’ | ‘我が儘を言わないで’ | ‘我慢してください’ | ‘これ以上責めたてないで、円満に和解してやってください’ | ‘権利だけ主張しないで’ | ‘民間には理解を求めていくべき’ | ‘断るホテルへ行かないで、受け入れる所へ行けば、何のことはない’ | ‘生命があるだけでもありがたいと思いなさい’ | ‘人の過ちも許せず、自分たちを受け入れろとゴリ押しするのは、おかしいです’ | ‘声高に、訴訟原告団、抗議、調査、刑事告発’ | ‘迷惑をかけないで’ | ‘もっと謙虚にせよ’ | ‘生きることは、耐えるべきこと、と考えてください’ | ‘社会に甘えてはなりません’ | ‘他にたくさん温泉があるのに、変更すればよいではないか’ | ‘大人としての対応を求める’ | ‘もっと控え目な態度をとると思います’ | ‘人間としてもっと大切な心の謙虚さと節操を持つべきだ’ | ‘世間を甘く見ないで、控え目にしている’ | ‘君らが一般人となんら分け隔てなく交流できる日はまだ遠いことを自覚してもらわないと、他人に迷惑をかけることになる’ | ‘あなたがたは節度を忘れていい気になりすぎていた’ | ‘あまり世間を騒がせるな’ | ‘受け入れてくれる温泉を選べばいい’ | ‘感謝の心を忘れないでください’ | ‘あなた方は国のほうをもっと見て、その後で世の中に口を出すことです’ | ‘迷惑かけやがって’ | ‘宿は国民休暇村や国民宿舎のような公共のものを利用されるとよい’ | ‘そのこの囲いの中でゴザの上に正座して反省ばしなっせ’ | ‘入所者の人たちが執拗に責める態度に呆れています’ | ‘今後の自重自戒を求めてやまない’ | ‘駄目なら他のホテルを探せばよいではないか’ | ‘自戒と反省の念を’ | ‘おとなしくしている’ | ‘あなたたちが自分の権利を主張し、追及するほど嫌になる’ | ‘急がず、まろやかに世間に浸透させていくべき’ | ‘公的な簡保とか年金が運用しているホテルを借りるべき’ | ‘運命に逆らわないで’ | ‘別のホテルを当たってみてよかったです’ | ‘旅館を責めるのではなく、国を責めるのが道’

*他者化

‘あなた方もどうして何十人もで動かれるのですか’ | ‘見ただけで、ジロジロ見たとか言って、謝罪を要求されそう’ | ‘誠意ある態度に対して交渉を受け付けない」という、非社会人的な態度’ | ‘身元を明白にしたら暴力団や部落解放運動と同じように何を行使されるかわからないからです’ | ‘患者団体の強力な権力が恐ろしい’ | ‘ハンセン病発病の時点で人間ではなくなった’ | ‘別の意味で恐くて、ハンセン病患者を受け入れる気にはなれません’ | ‘私の罰がはっきりと表れている’ | ‘ライ病の人たちは、ホテルを生贄にして、今後役人の言うことを聞かないと旅館業法で殺すぞと言っているようです’ | ‘貴殿たちは暴力団以上です’ | ‘自分たちの人権ばかり主張せず、たまには相手の立場を思いやる優しさが、あなた方にはないのですか’ | ‘同和の人たちと同じですね’ | ‘他人に配慮する優しさも全然ない’ | ‘街のチンピラヤクザやストーカーと同じだ’ | ‘あなたたちの顔、手、身体は普通の人間とは全く違います’ | ‘筆の暴力」のマスコミを利用した卑劣なやりかた’ | ‘いままでのライ患者に対する偏見のしっぺ返しに、居丈高に人権を振り回し、反論できぬ相手をいたぶるのは、朝鮮人がよく用いる手で、汚いやり方だ’ | ‘暴力団または同和の連中の一般市民への威嚇と五十歩百歩である’ | ‘世間から見たら何が目的なのか、恐ろしい黒い集団じゃないかと、疑いの目で見ています’ | ‘何一つ役に立たない化け物’ | ‘一度でも感謝の気持ちをもったことがありますか’ | ‘身体の病気より、心の病気が重症のように見受けられます’ | ‘自分たちの権利ばかり主張する’ | ‘その施設と切り離れて生活されないと、いつまでも今回のような問題を繰り返すでしょう’ | ‘皆さまに不足しているのは「感謝」と「謙虚」の心’ | ‘人間的にも怖いのだとい

う感じ’ | ’拒否した店を潰したり、脅して’ | ’他になにか違う意図でもあるんですか’ | ’集団で圧力を加えたハンセン団体’ | ’例の同和の人と同じやな’ | ’あなたたちの態度はあまりに執拗’ | ’自分のことだけ、自己被害者意識だけ’ | ’頭を下げたことありますか’ | ’まるでヤクザのような態度’ | ’あなた方は変に被害者意識が強く’ | ’事あるごとに皆で騒ぎ、そして裁判を起こし’ | ’暴力団体的である’ | ’手や顔がゆがんだ人間’ | ’朝鮮と同じレベル’ | ’あたかも自分たちだけが人権集団であるかの如く、世間を闊歩する’

*過剰包摂

’日本人は、やさしさ、相手への思いやりの美德をもっています’ | ’武士道の精神でいくべきです’

*聖化

’今回の数百倍もの仕打ちを公権力から受けて、長い間耐えてきたではないですか’ | ’誰よりも弱者の痛みがわかる皆さま’

*非生産性

’仕事もせず、国の世話になり、ハンセン病と威張るな’ | ’あなた方は税金で運営される施設で生活しています’ | ’国民の税金で生活してきた’ | ’療養所を出て自活されることを国民は望んでいます’ | ’仕事もしないで施設の中でブラブラ日向ぼっこしている’ | ’民間の企業が努力して納めている税金’ | ’国からお金をもらっているということは、民間人の努力のお陰’ | ’お前らは、誰のおかげでメシ食っている’ | ’無菌者なら、人のため、社会のため働きなさい’ | ’働く者、納税者あってこそ福祉がある’ | ’カラオケ、囲碁、盆栽で遊んで、私たちの税金を使っている’ | ’税金払ってないのに国の金で生活している税金泥棒’ | ’国民が納めた血税で、あなた方の生活が保障されてきた’ | ’福祉に税金が使われるのが無駄に思えてきました’ | ’皆さまの医療費、生活費は我々労働者が経済活動をした血の汗と涙の結晶、税金’ | ’税金で生活している人たちへ’ | ’食住、全部国民の血税で面倒みてもらって’ | ’金はどこから出ているか’ | ’国家のお荷物’ | ’我々の血税をやりたくない’ | ’世間様に面倒をみてもらってる’ | ’まわりの人たちの温かい気持ちで生かされている’ | ’生活が安定し、幸せではないですか’ | ’いろんな保護を受け、私はむしろ感謝すべきだろうと思う’ | ’私たちの税金で何年も楽に暮らした’ | ’国から優遇されて’ | ’国から生活費をもらい、ぬくぬくと暮らしている’ | ’国民のおかげで生活してこれたのに’ | ’なんの心配もなく一生呑気に生活できる’

*不当利益

賠償 | ’金をもらえば、ハンセン病か’ | ’お金を持って詫びに来いというのではないでしょうネ’ | ’あなた方は税金で運営される施設で生活しています’ | ’あなたたちは、多額のお金を握っているそうですね’ | ’あなたたちは半面、優遇された面もある’ | ’グズグズ言って、お金目当てとしか’ | ’世の中、一度も旅行はおろか、自宅から一度も出られなくても頑張っている人がたくさんいます’ | ’今度は金銭の要求ですか’ | ’恵楓園の人は国から多額の補償金をもらって’ | ’要するに多額の慰謝料が欲しいんだろうが’ | ’温泉宿から慰謝料を取ろうというのですか’ | ’金がほしいのか’ | ’食べる物があって、住む所もあり、その上に温泉ですか?’ | ’人権を武器にゆすりたかり’ | ’園を出れば問題は片づくと思う’ | ’普通の方と同じように市営住宅などで生活されたらどうですか’ | ’特権階級’

「国をユスツて金を出させる」 | 「42万2600円、毎月もらっている」 | 「月274,000円とその上250万円もの支援金をもらって」 | 「服装も私たちよりずっといいものを着て、それも税金でしょう」 | 「お金も贅沢されるほど支給されている」 | 「少額でも銭を取ろうという魂胆がみえみえ」 | 「お金を出せ」と言わんばかりに聞こえました」

*経営論理

「ホテルの、これからの営業に大きく支障となれば、誰がその責めを負い、補償するのですか」 | 「多くの従業員がおりますし、その人たちの人権、生活権(補償)は誰がするのですか」 | 「自分の人権、生活権、従業員皆さんの生活を守ろうとしただけ」 | 「客は減りますね」 | 「恐ろしい「入れ墨」のある人が入っていたら、一般の人は来なくなると思いますので、むしろこの銭湯の仕方に理解をもっています」 | 「ホテル側には生存権はある」 | 「ホテル経営は信用なのですよ」 | 「元患者さんが大拳して、あらゆる場所に公然と姿を現わすとなると、差別の意志がなくとも、客商売で生計を立てている人々は、困惑する」 | 「もし感染でもしたら世間的に問題にもなり、ホテルへの来客も減少して経済的にも苦しく」 | 「他のホテルは貴自治会からの予約を受けなくてよかったとホッとしているでしょう」 | 「泊めたことでお客が減り、経営に支障をきたした場合、その損失は誰が補足してくれるでしょうか」 | 「お互いの生活がある」 | 「ホテルも営業」 | 「客商売で生計を立てている人々は、困惑する」 | 「やはり民間ですから」 | 「ホテル側が拒否したのも、我々一般来客のことを思い」 | 「お前らが入浴したり、レストランに入ると、その店は潰れるんだ」 | 「ホテル側は納税者で、一生懸命仕事をしておられる人です」 | 「ホテルは社会福祉やボランティアでやっているわけではなく、営業行為」 | 「ホテルはサービス業」 | 「ホテルが入浴を嫌ったのも、後の湯に一般人が入浴できん」 | 「一企業の多額の出資金で建てたホテルですから、断るのは自由じゃないですか」 | 「ホテルが経営不振となり、倒産し、多数の失業者が出れば」 | 「客仕事の大変さがわかってない」 | 「他の客への気配りをするのは、ホテル業者としては、当然」 | 「民間の厳しさ」 | 「民間企業が利益を出す、雇用を守るとするのは、この時代、本当に大変なこと」 | 「客商売であり、イメージが大事」 | 「民間の生活の厳しさ」 | 「企業は厳しい生活を送っている」 | 「従業員の生活も考えてください」 | 「従業員にも家族がいる」 | 「オレガホテルノ主人ナラ絶対オ前達ノ宿泊ハオコトワリ」 | 「従業員の方々の生活権」 | 「ホテル側の対処の仕方は、一般的な人が多く利用するサービス施設ですので、仕方なかったのでは」 | 「私が社長であつたら同じことをしたかもしれません」 | 「ホテルが入浴反対したのは国民(一般)に迷惑がかからぬため」 | 「一般客の離反を招き、営業上、損失につながるのではないかと心配するのは当然のこと」

*加害者への同情

「ホテル業者を困らせ、苦しめる必要もない」 | 「業者に同情」 | 「なんの落ち度、非もないホテル業者」 | 「断ったホテルに拍手」 | 「ホテルが断ったのも、わかる」 | 「ホテルに同情」 | 「誠意ある謝罪」 | 「ホテル側の気持ちは、痛いほどわかります」 | 「ホテル側が宿泊を拒否したのは、仕方のないことだと思います」 | 「旅館側にとつた場合、当然の感がする」 | 「ホテル側も気の毒」 | 「同ホテルの名誉、信用をいちじるしく傷つける」 | 「あなたたちだけでなく、ホテル側の人権もあるのですよ」 | 「ハッキリ拒否したことは立派なこと」 | 「宿泊拒否の問題は、当たり前」 | 「相手を間違えてはいけません」 | 「ホテル側の対応は仕方のないこと」 | 「一番の被害者はホテルです」 | 「何一つ悪いことしていないホテル」 | 「問題のホテルが公共の施設で宿泊拒否をしたのなら問題ですが、個人企業ではないですか」 | 「あまりホテ

ル側をいじめるのもいかなものでしょうか | 'ホテル側は納税者で、一生懸命仕事しておられる人です' | 'ホテルがいったい何をしましたか' | '当該ホテルは一般人の気持ちをよく知っている' | '一人の人間としてはホテル側の意見が正しいように思えます' | 'ホテルがどれだけダメージを受けたと思うんだ' | 'ホテルもとんだ迷惑だった' | '私がホテルの責任者であっても、同じように回答しただろう' | '従業員にも家族がいるのに気の毒' | '黒川温泉に強く強く同情する' | 'むしろ被害者はホテル'

第三編 偏見差別の解消に向けて必要とされる課題——差別被害の現状と差別意識の構造をふまえて

第一章 国の現状認識の問題性

国は、2016(平成 28)年から 2019(令和元)年にかけて熊本地方裁判所で争われた「ハンセン病家族訴訟」において、終始、`ハンセン病に係る偏見差別は、基本的にもう解消している、と主張して譲らなかつた。かかる主張は、原告らの請求を「消滅時効」によって葬り去ろうとする訴訟戦術的なものとしてなされたものではあるが、国がこういった主張をした背後には、国自身がそのような認識を抱いているという現実が、明確に存在していよう。

家族訴訟判決は、広く社会的に「原告勝訴」「被告国の敗訴」として認知され、時の首相、安倍晋三氏も、首相官邸において家族原告たちに直接面談のうえ「謝罪」したのであるが、2019(令和元)年 6 月 28 日に言い渡された熊本地裁判決は、この点に関しては、`2002(平成 14)年には、国の隔離政策に起因する限りでの偏見差別は基本的に解消している、との誤った判断を示したのであり、国において、いわば司法による `お墨付き、を得たかの如く、`ハンセン病に係る偏見差別は、基本的にもう解消している、との、年来の誤った認識を、いまなお保持している可能性をわれわれは否定できない。

このことは、国の人権教育・啓発のありようを方向づける「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002(平成 14)年 3 月 15 日閣議決定)において、ハンセン病問題は `単なる人権課題の一つ、として取り上げられているにすぎず、それがいまも、そのような扱いのまま放置されている事実、そしてまた、国がハンセン病問題に焦点化した全国的な統計的意識調査を実施することを怠ってきたことから裏付けられよう。もし、国が、ハンセン病に係る偏見差別の現実を重視し、国の責任に自覚的であるならば、上述の意識調査を実施して、偏見差別解消の課題の重さを再確認し、どんな人権教育・啓発を進めれば効果的でありうるかの手掛かりを得ようとしてきたはずである。

日本には、いま、さまざまな社会的差別の問題が現存している。われわれは、ハンセン病問題だけを `特別扱いせよ、と言っているのではない。しかし、ことハンセン病問題は、2 度も内閣総理大臣が国民注視のなかで謝罪し、問題解決を誓っているものであり、それにもかかわらず、国がハンセン病に係る偏見差別解消のための取り組みを、本気でやる気を一向に示さないならば、他のさまざまな社会的差別に苦しむ被差別当事者たちも、人権問題に取り組む国の姿勢に信頼を寄せることなど、到底できないであろう。国の誤った政策によって、ハンセン病に係る偏見差別を、一つの社会構造(社会システム)として作出してしまい、その社会構造はいまだに現存しているという厳然たる事実を、国は率直に認め、全力を挙げて、ハンセン病に係る偏見差別の解消に真剣に取り組むべきである。そして、偏見差別解消のための有効性のある施策を展開してみせることで、ハンセン病問題への取り組みが一つのモデルケースとなって、他のさまざまな人権問題にも波及していく。そのように事態が展開していくことを、われわれは心から望んでいる。

国は、2009(平成 21)年度から、厚生労働省の主催で、毎年 6 月に、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典を挙げるようになり、2010(平成 22)年度からは、ハンセン病の病歴者の遺族にして、かつはハンセン病家族として偏見差別に苦しんできた被差別当事者が、切々たる思いを「遺族代表挨拶」として語ってきた。2016(平成 28)年のハンセン病家族訴訟提訴に先立って、この式典の場で毎年、いまなお解消する兆しさえみせない偏見差別の現実を目の前で訴えられながら、それで

も、訴訟の場では、`隔離政策は患者を対象としたもので、家族に対する責任は国にはない、とか`すでに偏見差別は基本的に解消済み、と主張し続けた国の姿勢は、当事者からすれば、許すことができないものと感じられたはずである。

今回の施策検討会においては、以上に述べたような問題意識の下に、関係省庁ヒアリングとともに、ハンセン病家族訴訟における原告らの「陳述書」等の分析、ならびに、2003(平成 15)年に熊本県下で起きた菊池恵楓園入所者たちに対する宿泊拒否事件に際して、恵楓園入所者自治会宛てに寄せられた「差別文書」の分析に専念してきた。

それは、「陳述書」等の分析をとおして、偏見差別の被害の実態と現状を明らかにし、「差別文書」の分析をとおして、加害者側の意識の現状を明らかにするためである。この両面の分析作業の結果が、おのずから、国の現状認識の可否を明らかにし、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けて国として取り組むべき課題を明らかにすると思われる。

第二章 家族原告らの「陳述書」等の分析——差別被害の実情

ハンセン病家族訴訟における原告らの「陳述書」等の分析によってクローズアップされたのは、ハンセン病家族たちの「秘密を抱え込んで生きざるを得ないという被害」の問題である。それは、「陳述書」の質的解読によってのみならず、「計量テキスト分析」という社会学分野における最新の研究方法によって、計量的にも(いわば客観的に)実証されている。

そこで論証されたのは、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、ハンセン病家族たちの被ってきた被害の中核をなしているということ。そして、その被害がじつに深刻極まりないものであることと、被害の現在性を象徴的に表しているということである。

以下、順次、説明していく。

第 1 に、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」被害の深刻さ。それは、人生のあらゆる局面——学校に通い、就職をし、結婚し、家庭をもち、という人生のあらゆる局面において、そして、その局面ごとのあらゆる場所——地域、学校、職場、家庭という、人間が生きていくうえでのあらゆる場所において、そして、その場所で形成されるすべての人間関係のなかで、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、じつに深刻なかたちで、当事者であるハンセン病の病歴者や家族たちに襲いかかってきたということである。被差別当事者たちは、自分にとって大切な人、かけがえのない人にさえ、自分がハンセン病の病歴者であったこと、もしくは、自分の家族にハンセン病の病歴者がいたという事実を徹頭徹尾、秘匿したまま生きていかざるを得ないという人生を強いられてきた。秘密が露頭しないようにとつねに心を砕き、万一の露頭を心底恐れながら生き続けることを強いられるという人生が、どのようなものであるのか、想像を絶するところと言うほかはない。この被害のもつ深刻さを、国はきちんと認識しておかねばならない。

第 2 に、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害は、その被害の特質からして、生きていくがぎり付き纏ってくるものだというところである。まさに、ハンセン病に係る偏見差別による被害の現在性を端的に示している。

じっさいにも、ハンセン病家族訴訟で明らかにされたように、近年でも、親がハンセン病の病歴者であったことが露頭して離婚に至ったケースが複数存在しているのであり、家族訴訟の「勝訴」判決後もなお、ハンセン病家族たちの危機意識は、いっそう強まりこそすれ、薄らぐ気配はみられない。

ハンセン病に係る偏見差別はすでに解消したとか、基本的に解消に向かいつつあるかのごとき国の現

状況認識は、上に述べてきた「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害の深刻さと、その継続性、現在性を、まったく理解していないことに起因している。ハンセン病家族訴訟の原告らの大多数が、ごく一部の原告を除いて、顔も出せず名前も名乗れない匿名原告であり続けていること、ハンセン病家族補償法が制定されながら、補償請求手続きが厚生労働省の推定を大きく下回る人数にとどまっていることは、この被害が現在も継続していることを如実に示しているのであり、国は、なにをおいても、この厳然たる事実を受け止めなければならない。

第3に、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害の深刻さと現在性を踏まえたとき、その被害回復に向けて必要とされる課題は何か、鋭く問われてくるということである。

これまでのわれわれの分析では、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、ハンセン病の病歴者とその家族たちの被ってきた被害の中核をなすものであった。だとするならば、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害をいかに克服するかが、国の施策においても中核にならざるを得ないのではないか。ハンセン病の病歴者や家族たちが、どうして、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」状況に追いやられているのかという具体的要因連関を、加害の社会構造に即して明らかにしていくことが、喫緊の課題となる。

また同時に、被差別当事者のエンパワーメントのために、被害当事者たちを支えていく人間関係、ネットワークづくりを、どのように展開していくのか、そして、心ある市民たちによる支援活動をバックアップしていくために、国や地方自治体は何をなすべきか、このことが一つの課題として浮上してくる。

第三章 宿泊拒否事件に際しての「差別文書」の分析——差別意識の構造

2003(平成15)年秋、熊本県が「ふるさと訪問事業」として菊池恵楓園入所者たちの宿泊を申し込んだのに対して、県内のある温泉ホテルが「他の客の迷惑になるから」との理由で宿泊拒否という暴挙にでた。そして、恵楓園に「謝罪、に訪れたホテルの総支配人が、それまでの「宿泊お断りは本社の指示」との前言を翻して「責任は専ら私個人にある」との言辞を弄したため、入所者たちが「誠意ある謝罪ではない」と抗議する場面が、マスコミにより全国に放映されるや、熊本県内のみならず全国各地から、恵楓園入所者たちに宛てて、誹謗中傷の文書等が殺到した。これが、宿泊拒否事件に際しての「差別文書」である。

われわれは、この「差別文書」をも、質的解読のみならず「計量テキスト分析」の俎上に載せることによって、その特質の解析につとめた。

以下、分析の結果を簡潔に述べる。

膨大な量にのぼる「差別文書」を一読するとき、われわれはこれらの文書を書いた人間たちが示す差別的表現形態の多様性に、一瞬たじろぎさえする。しかし、「計量テキスト分析」は、そのような多様な表現の背後に一定の傾向性が示されていることを明らかにしている。

すなわち、「計量テキスト分析」の結果、「差別文書」における表現形態として「見下し・嫌悪」と「自粛強要」が突出していることが明らかになった。「見下し」とは、「身の程を知れ、とか「分をわきまえろ、といった言辞を伴って表出される態度のことである。「嫌悪」とは、開き直った忌避感の表出である。そして、「自粛強要」は、「もっと謙虚になれ、」迷惑をかけるな、といった言辞を伴って表出される高慢な態度である。

これら居丈高な表現形態を支えているのが、もう一つのキーワードである「他者化」の作用である。「他者化」とは、この社会のマジョリティ側に位置する人間たちが、ハンセン病の病歴者(およびその家族)

たちに対して、`おまえたちは、われわれ普通の人間とは、違う存在なのだ、と決めつける態度のことである。アメリカの黒人女性作家、トニ・モリスンの言葉を借りれば、「非-人-化(ひじんか)」と言ってもよい³⁵。

ハンセン病の病歴者とその家族に対する、この「他者化」のまなざしこそ、国の「強制隔離政策」と「無らい県運動」が作出してしまった偏見差別の核をなすものである。

ハンセン病の病歴者とその家族を「他者／非-人」と見做すとき、マジョリティ側に属する人たちのうち、心ない人たちは、`おまえたちは近づくな、との態度をとる。具体的には、ハンセン病の病歴者とその家族が`身内の者と結婚すること、を拒絶する。`近所に居住すること、を嫌う。`同じ職場で働くこと、を嫌う。

さらには、宿泊拒否事件に際しては、菊池恵楓園の入所者たちが温泉のホテルに宿泊しようとしていたことを知っただけで、それまで一度も、ハンセン病の病歴者と温泉などで一緒になったことのない人たちが、妄想を逞しくして、`おまえたちは普通の人間と一緒に風呂に入ろうなんて考えるな、と言いつけるのである。

そしてまた、宿泊拒否事件をめぐる一場面として、恵楓園の入所者たちが嘘偽りを述べるホテルの総支配人に対して、正当にも、抗議の声をあげたとき、「計量テキスト分析」が鮮やかに解析したように、「見下し・嫌悪」の態度、「自粛強要」の態度を露骨に示すのである。

これまた「計量テキスト分析」が鮮やかに析出してみせた知見であるが、「差別文書」の送付者たちは、露骨に「見下し・嫌悪」と「自粛強要」の態度を表出しながら、同時に、自らの言動の差別性をさまざまな自己正当化・自己合理化の言説によって自己自身に対して隠蔽するという自己欺瞞に陥っている。そこに動員されるのは、たとえば、騒動に巻き込まれた`ホテル側も気の毒だ、とする「加害者への同情」の言説であるが、なによりも、かれらが自らの差別意識をなんら心を痛めることなく言語化してしまえるということであり、そのことを可能にしているのは、`自分の考えは、自分一人のものではなく、社会の人間みんなが共有する考えだ、との、一種揺るぎない確信を抱いてしまっていることによってである。それゆえ、差別言辞を連ねる者のなかには、自らを`善意の忠告者、であるかに思い込んでいるものさえ珍しくない。

以上の分析結果を踏まえるならば、われわれは次の2点を指摘することができる。

第1に、宿泊拒否事件に際して菊池恵楓園の入所者自治会宛てに送りつけられた差別文書は、便箋何枚にも及ぶ長文のものから、ご丁寧にも凝りに凝ったイラスト入りのもの、あるいは、同一人が何度も何度も執拗に繰り返す誹謗中傷を書き送るなど、尋常ならざるものが際立っていたということである。常人のよくするところではない、との印象を、これら差別文書を読み通した者であれば、誰しものが抱くにちがいない。では、これらの文書を書き送った者たちが示した考えは、ごく限られた一部の者のみが有しているにすぎないのか。そうではないことは、陳述書の分析が明らかにした「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」被害の深刻さが如実に示している。つまり、現実には、これらの差別文書を書き送った者たちの背後には、同様の考えをもつ極めて多数の人たちが控えているということである。わかりやすく言えば、これらの差別文書の書き手たちは`氷山の一角、にすぎない。

第2に、かかる強烈な差別意識をもった人たちにとっては、「他者化」された、「非-人-化」されたハンセン病の病歴者やその家族は、`近づいてきてはならない存在、なのであり、`一人前に自己主張などという生意気なことをしてはならない存在、として表象されているということである。

それゆえにこそ、被差別当事者たちが正当な自己主張をしたときには、いつでも、「見下し・嫌悪」と

³⁵ トニ・モリスン(荒このみ訳), 2019, 『「他者」の起源——ノーベル賞作家のハーバード連続講演録』, 集英社。

「自粛強要」の言動が、一気に顕在化、噴出してくることとなる。すなわち、宿泊拒否事件に際して差別意識が顕在化したことは、この2003(平成15)年秋の一回限りの出来事と捉えるべきではなく、宿泊拒否事件のような問題場面が、不幸にして、ふたたび現出するならば、いつでも、「氷山の一角」の下に潜んでいる、広汎かつ強烈な差別意識が顕在化してくるものだと、われわれは、残念ながら、そのように予測したうえで、事に対処していかなければならない。

また、`近づくな、という勝手に押し付けた掟に`違背、したとき、その典型的場面が結婚なのであるが、差別者たちが忌避・排除・拒絶の拳に出てくるのが一定の確率で生じてしまうであろうことを、残念ながら、われわれは否認することができない。われわれは、そのような事態を未然に防止する術を考えださなければならない。

では、具体的に、「ハンセン病に係る偏見差別の解消」という課題を達成するためには、いかなる施策が必要とされるだろうか。

これまで分析してきた「偏見差別の意識構造」そのものを、いかにすれば、われわれは打ち砕くことができるのか。それが一朝一夕には成就しがたいとすれば、予期される差別の顕在化にいかに対抗し、その実害を最小限に抑止・防止するために、どんな取り組みが欠かせないか。このような二重の構えでもって、施策を構想していく必要がある。

以下、われわれが現時点で考えていることを摘記していく。

第1は、ハンセン病の病歴者とその家族たちを苦しめている「ハンセン病に係る偏見差別」が、国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」によって作出されたものだとすることを明確に認識することの必要性である。

ハンセン病家族訴訟の熊本地裁判決は、いまなお残るハンセン病に対する偏見は、`古来の因習、や`醜いものへの自然な忌避感、によるものだといった判断を示したけれども、いま、現に、ハンセン病の病歴者とその家族たちを苦しめている、一種の社会構造(社会システム)としての「ハンセン病に係る偏見差別」は、国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」が作出したものであることは、すでに明らかである。(なお、家族訴訟判決は、国の誤った政策が一種の社会構造としての偏見差別を作出したことを認定しながら、さしたるエビデンス抜きに、その`社会構造、が2001(平成13)年の年末までになぜか消え失せてしまったとの誤った判断を示している)。

社会構造とまでなったハンセン病に係る偏見差別を打ち砕くためには、偏見差別の原因が差別される側にあるのではなく差別する側こそにあるという、差別問題の公理に立ち返らなければならない。すなわち、ハンセン病に係る偏見差別を構築せしめたのは、「強制隔離政策」と「無らい県運動」を展開した国であり、それに加担した地方自治体であり、国民一人ひとりであったことを、つねに、繰り返し繰り返し再確認したうえで、人権教育・啓発に臨まなければならない。具体的には、ハンセン病問題の人権教育・啓発の場では、開講にあたって、2001(平成13)年の小泉純一郎首相(当時)がハンセン病回復者たちに面談して、控訴断念を決意した場面、2019(令和元)年の安倍晋三首相(当時)が首相官邸で家族原告たちに謝罪した場面の映像を流し、その場に国のしかるべき当事者が参加しているならば、自らの言葉でハンセン病に係る偏見差別を作り出した国の責任について語るべきであるし、地方自治体の担当職員が同席しているのであれば、「無らい県運動」に加担した責任を、いま、どう受け止めているかを語らなければならない。

国が強制隔離政策という誤った政策に固執したのは、「癩予防ニ関スル件」を制定した1907(明治40)年以来、感染症の感染者を`ウイルスを伝播する者、`感染源、として位置づけたことによる。`そも

そも、おまへたちは、社会にとって迷惑で、危険な存在なのだ、との意味づけが国家的になされ、それが社会に根を下ろしてしまったということである。そして、このような感染者の意味づけは、2020(令和2)年からの新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも、なんら克服されることなく踏襲され、多くの人権侵害事象を惹起してきたのは記憶に新しい。いまなお、感染症の感染者を「感染源」として危険視する偏頗な考え方は、感染症予防法の改正案や旅館業法の改正案においても、国によって頑ななまでに維持されており、こうした国による認識が改められないかぎり、感染者に対する偏見差別が、社会内で克服されることは著しく困難と言わざるを得ない。

第2は、2001(平成13)年7月23日に「ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会」会長の曾我野一美と厚生労働大臣坂口力とのあいだで交わされた「基本合意書」を誠実に履行することの必要性である。

この基本合意書の「三 恒久対策等」には、国は「差別・偏見の除去・解消事業」に「最大限の努力をする」と明記されている。以来、20年以上の時間が空疎に流れた。国が形のうで「最大限に努力した」にもかかわらず、さしたる成果を産まなかったことは、周知の事実である。「差別・偏見の除去・解消事業」は、抜本的に再構築されなければならない。

そのために、まずは、「差別・偏見の除去・解消事業」の到達目標を明確に定めなければならない。それは、「社会構造にまでなった偏見」それ自体を打ち壊すことでなければならない。このことは、具体的には、「差別をした人間」と「差別をされた人間」が、それぞれ、地域社会のなかで、どのように遇されるかにかかわる。ハンセン病家族訴訟では、原告になったことで配偶者に自分の親がハンセン病の病歴者であることが知られ、配偶者は子どもを連れて実家に帰ってしまい、離婚に至った事件が生じた。このとき、原告の親は相手方の家を訪ねて、「土下座をしてお詫びをした、にもかかわらず、関係の回復はなかったという。このような「差別した側」がふんぞり返り、「差別された側」が身を縮めなければならない関係性こそが、打破されなければならない。

地域社会のなかで、学校で、職場で、「差別された人」はまわりの人たちから見守られ、支えられること、他方、「差別した人」は、自分がしでかしたことの問題性を認識して反省し、謝罪し、その態度を改めないかぎり、ここには自分の居場所はないと、居たたまれない思いにかられる。このように人間関係のネットワークが組み換えられるとき、偏見差別の社会構造は音を立てて崩れ落ちることができるといえる。

ここに、人権教育・啓発の課題は明確となる。ハンセン病問題の理解者を育て、「わたしは差別はいけないことはわかっています」「わたしは人を差別するような人間ではありません」と言える人たちを、いくらかたくさん育てたからといって、上述の関係性は逆転しない。この人たちが黙って見ているだけならば、それは差別を支える傍観者にすぎないからである。

これからの人権教育・啓発は、〈いま・ここ〉、自分が生きている場で、目の前に現れた差別を許せないとしてこれを是正するために行動する人間を、1人でも多く育てることに重点が置かれなければならない。

つい最近のアメリカの BLACK LIVES MATTER 運動のなかで表現された言葉で言えば、“‘Being not racist’ is not enough, we have to be anti-racist.” ということであり、知識の習得で目標達成とはならず、態度変容、行動変容を迫るものでなければならないということである。とするならば、現場で人権教育・啓発を実践するに際しては、このことを認識したうえでの覚悟が必要とされるというべきであり、教育や啓発の現場に対して通達等により指示し指導する立場にある厚生労働省、法務省、文部科学省の担当部局には、それにましての使命感と職責を全うする覚悟が求められることになる。

第 3 は、「ハンセン病に係る偏見差別」は許されないとの社会的な規範を確立することの必要性である。

前述の差別文書の分析が明らかにしたのは、差別文書を発した者たちにおける差別の正当化であり、自己の差別性の認識の欠如という事実である。こうした分析結果からは、このような行為が差別であるということを公に明らかにし続けることを通じて、差別文書に見られるような「見下し・嫌悪」や「自粛強要」が差別であり、いかなる理由によっても許されないという考え方(規範)を、社会内に定着させていくことが何よりも必要であることが明らかである。

このことは、その内容において不十分な点を多々含みながら、「ヘイトスピーチ規制法」や「障害者差別解消法」等が、ヘイトスピーチや障害者差別を許されないものであるとする社会的な規範を形成してきた事実からも裏付けられるところである。

したがって、ハンセン病に係る偏見差別は許されないとの社会的な規範を確立していくために、ハンセン病に特化した差別禁止法の制定や、処罰規定を盛り込んだ包括的な差別禁止法の制定、さらには、パリ原則に基づく国内人権機関の設置が早急に検討されるべきである。これらの差別抑止効果をもつ法整備、制度化を急がなければならない。

最後に付記しておきたいことが、一つある。宿泊拒否事件に際しての「差別文書」は、皮肉にも、国や地方自治体の啓発活動がまったくその効果を挙げていないという事実を明らかにした。そればかりではなく、「差別文書」の書き手たちは、`国や地方自治体の啓発は、タテマエにすぎない。本気で取り組んでなどいない、と、揶揄し、軽蔑さえしている。国の、地方自治体の、人権教育・啓発の担当者は、差別者たちがこのような認識でいるということを正面から見据えて、従前の人権教育・啓発のありようを根本的に見直し、今後の事業の推進に取り組んでいただきたい。

※この検討会は、厚生労働省健康局より委託を受けた「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討調査等一式」(令和3～4年度)に基づき、株式会社三菱総合研究所が事務局として運営しました。

資料編 ハンセン病家族訴訟、ホテル宿泊拒否事件の資料分析 WG 報告書

令和5(2023)年3月

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
(事務局:株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部
TEL 03-5157-2111(代表))
